

2020年度

# 体育学部便覧



国士舘大学

体育学部

体育学科

武道学科

スポーツ医科学科

こどもスポーツ教育学科

# 国士館館歌

柴田徳次郎 作詞  
東儀鉄笛 作曲

一、霧わけ昇る 陽を仰ぎ  
梢に高き 月を浴び  
皇国に殉す 大丈夫の  
ここ武蔵野の 国士館

一、松陰の祠に 節を磨し  
豪徳の鐘 気を澄ます  
朝な夕なに つく呼吸は  
富嶽風の 天の風

一、区々現身の 粗薪に  
大覚の火を 打ち点し  
三世十方 焼き尽す  
至心の焰 あふらばや  
至心の焰 あふらばや  
至心の焰 あふらばや

## 国士館館歌

柴田徳次郎 作詩  
東儀鉄笛 作曲  
石川太郎 編曲

The musical score is written on four staves. The first staff begins with a tempo marking of quarter note = 114. The second staff includes a dynamic marking of *mf*. The lyrics are written below the notes.

きりわけ のほる ひを あおぎ  
こずえに たかき つきを あび みくにに ゆるす  
ますらお の ここむさしのの こくしかん

# 国士館の建学の精神

---

「物質文明」を統御する「精神教育」を重視し、「心身の修練」と「知徳の精進向上」を目指し、国家社会の将来を思い、世界の平和と国家社会の改革向上に貢献する人材、即ち「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材『国士』の養成」を目指す。

## 国士館の教育理念

---

「国士」養成のため、

四徳目「誠意・勤労・見識・気魄」を兼ね備える教育を行う。

「誠意」とは、真心と慈悲の心で、世のため、人のために尽くすこと

「勤労」とは、向上心を持って、誠実に仕事をする事

「見識」とは、道理のもと、物事を見抜く力をもつこと

「気魄」とは、信念と責任を持って強い心でやり通す力のこと

## 国士館の教育指針

---

四徳目を備えるには、

不断の「読書・体験・反省」を実践し「思索」すること。

「読書」とは、善き書物に学び、世の中や自然界の真を理解すること

「体験」とは、智恵を持って善悪を判断し、善なる判断を実行すること

「反省」とは、何事も行った後、その行為を省みること

「思索」とは、省みた内容を検討し、決なる目標を立案すること

# 目次

国土館の建学の精神・教育理念・教育方針 … 1
体育学部便覧 … 5
体育学部の教育理念と目的等について … 6
体育学部の3つのポリシー … 7
2020年度体育学部行事予定表 … 8
履修時間割表・出席管理表 … 12

## ■ 体育学科

体育学科の教育研究上の目的・教育方針 … 22
体育学科の3つのポリシー … 23
体育学科課程要項
Ⅰ. 学 位 … 25
Ⅱ. カリキュラム設定の趣旨 … 25
Ⅲ. 科目構成 … 25
1. 授業科目の構成と卒業所要単位 … 25
2. 履修上限単位数 … 25
3. 履修編成 … 25
4. 体育学科 履修科目一覧表 … 26
Ⅳ. 履修内容 … 28
1. 総合教育科目 … 28
2. 外国語科目 … 29
3. 学部基礎科目 … 30
4. 学科基礎教育科目 … 30
5. 体育専門教育科目 … 31
6. 専修教育科目 … 33
7. 関連教育科目 … 34
8. 随意科目 … 37
Ⅴ. 卒業後の方向 … 37

## ■ 武道学科

武道学科の教育研究上の目的・教育方針 … 40
武道学科の3つのポリシー … 41
武道学科課程要項
Ⅰ. 学 位 … 43
Ⅱ. カリキュラム設定の趣旨 … 43
Ⅲ. 科目構成 … 43
1. 授業科目の構成と卒業所要単位 … 43
2. 履修上限単位数 … 43
3. 履修編成 … 43
4. 武道学科履修科目一覧表 … 44

Ⅳ. 履修内容 … 46
1. 総合教育科目 … 46
2. 外国語科目 … 47
3. 学部基礎科目 … 48
4. 学科基礎教育科目 … 49
5. 体育専門教育科目 … 50
6. 専修教育科目 … 51
7. 関連教育科目 … 52
Ⅴ. 卒業後の方向 … 52

## ■ スポーツ医科学科

スポーツ医科学科の教育研究上の目的・教育方針 … 54
スポーツ医科学科の3つのポリシー … 55
スポーツ医科学科課程要項
Ⅰ. 学 位 … 57
Ⅱ. カリキュラム設定の趣旨 … 57
Ⅲ. 科目構成 … 57
1. 授業科目の構成と卒業所要単位 … 57
2. 履修上限単位数 … 57
3. 履修編成 … 57
4. スポーツ医科学科 履修科目一覧表 … 58
Ⅳ. 履修内容 … 60
1. 総合教育科目 … 60
2. 外国語科目 … 61
3. 学部基礎科目 … 62
4. 学科基礎教育科目 … 62
5. 専修教育科目 … 63
6. 体育専門教育科目 … 64
7. 関連教育科目 … 65
Ⅴ. 卒業後の方向 … 65

## ■ こどもスポーツ教育学科

こどもスポーツ教育学科の教育研究上の目的・教育方針 … 68
こどもスポーツ教育学科の3つのポリシー … 69
こどもスポーツ教育学科課程要項
Ⅰ. 学 位 … 71
Ⅱ. カリキュラム設定の趣旨 … 71
Ⅲ. 科目構成 … 71



1. 授業科目の構成と卒業所要単位	71
2. 履修上限単位数	71
3. 履修編成	71
4. こどもスポーツ教育学科 履修科目一覧表	72
IV. 履修内容	74
1. 総合教育科目	74
2. 外国語科目	75
3. 学部基礎科目	76
4. 学科基礎教育科目	76
5. 体育専門教育科目	77
6. 専修教育科目	78
7. 関連教育科目	78
8. 随意科目	79
V. 卒業後の方向	79
VI. こどもスポーツ教育学科教育実習 介護等体験参加条件	79

## ■単位・履修登録・授業・試験等について

I. 単位について	82
II. 履修登録について	82
1. 履修登録の手順	82
2. 履修登録上の注意	83
3. 履修登録の辞退について	83
4. 履修届記入要領 (OCR)	84
5. 履修登録確認票	85
6. 他学部への履修要領	85
III. 授業について	86
1. 授業時間	86
2. 出席	86
3. 欠席	86
4. 公欠	86
5. 遅刻・早退	87
6. 見学	87
7. 服装・用具	87
8. 掲示伝達	88
IV. 試験について	88
1. 試験	88
2. 評価について	88
V. GPA 制度について	89

## ■各種資格取得要項

I. 教員免許状	93
II. 救急救命士	94
III. 公益財団法人日本レクリエーション協会公認指導者資格 (対象：体育学科・武道学科)	96

IV. 公益財団法人健康・体力づくり事業財団公認資格 (対象：体育学科・武道学科)	96
V. NSCA認定資格 (対象：体育学科スポーツトレーナーコース)	97
VI. 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者 (対象：体育学科・武道学科)	98
VII. 一般社団法人全国体育スポーツ大学協議会認定資格 (対象：体育学科)	99
■ 資格取得のために必要な科目一覧	100
VIII. 首都圏西部大学単位互換制度	101
IX. 世田谷6大学コンソーシアム連携授業	101

## ■学生生活関係

I. 学生生活関係施設窓口一覧	104
II. 学生証と事務取扱について	105
III. 各種手数料および証明書発行料一覧表	106
IV. 各種手続一覧表	107
V. 学生ポータルサイト「Kaede-i」について	108

## ■学則・諸規程他

1. 休学・復学・退学・除籍・復籍・再入学	110
2. 学費の納入	112
3. 国土館大学学則	114
4. 国土館大学留学規程	124
5. 国土館大学留学規程施行細則	125
6. 国土館大学交換留学生受け入れ規程	126
7. 国土館大学研究生規程	127
8. 国土館大学奨学生規程	128
9. 国土館大学科目等履修生規程	130
10. 国土館大学納入金規程	131
11. 国土館大学学籍管理規程	135
12. 国土館大学学籍管理規程施行細則	138
13. 国土館大学聴講生規程	139
14. 他学部履修に関する内規	140
15. 諸資格取得のための受講料等に関する内規	141
16. 自然災害等に対する全学的休講措置の申し合わせ	142

## ■キャンパスマップ・教室案内

I. 多摩キャンパスマップ	144
II. 多摩キャンパス教室案内	145
III. 町田キャンパスマップ	153
IV. 町田キャンパス教室案内	154
V. 各キャンパスアクセスマップ	158



# 体育学部便覧

---

この便覧は、本学部に入學してから、卒業するまでの在籍期間中に修得しなければならない取得単位、並びに、卒業所要単位について表記したものである。

本学部では、社会の多様化を踏まえながら時代のニーズに対応するため、これまでにカリキュラムの改正を数回行った。

学生は、当該入学年次に合わせた本便覧を熟読し、4年間で履修すべき各コース並びに履修科目、諸資格取得科目などをよく理解し科目履修の手引きとしてこの便覧を利用すること。

また、履修を計画する上で大切な、シラバス（授業計画書）と併せて活用していただきたい。

なお、後半部分には、国土館大学学則・諸規程等も掲載されており学生諸君にとっては極めて重要なものである。

卒業までの、4年間の修学の指針として大切に保管し、利用・活用されることを切に願うものである。

※本便覧は2020年3月1日現在の情報に基づくものであり、変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

# 体育学部の教育理念と目的等について

---

国土舘大学の設置目的は、学則第1条が示す「教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統をたつとび、心身を錬磨し、誠意・勤労・見識・気魄の徳性を養い、もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献する有為の人材を養成すること」としている。

本学の教育理念は、寄附行為第3条の示す「……聖人至徳を志し、不断の読書、体験、反省により、誠意・勤労・見識・気魄を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為の人材を養成……」を柱として、「建学の精神」が示すところの「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材」、すなわち「国土」を養成することであり、高度な人間育成と国際的に活躍できる人材養成を主眼とした理念である。

体育学部は、このような弾力性に富んだ崇高なる教育理念に基づいて、学部の教育理念を次のとおり定める。

体育・スポーツ・武道の学芸を学び、より広い専門知識や高い技能を修得させ、体育・スポーツ・武道文化の発展と学術の研究活動推進につとめ、豊かな心身の育成と錬磨をはかる文武両道教育を進める。また、社会の変化に的確に対応し、健康で豊かな生活環境を阻害するスポーツ障害や疾病をはじめ、各種の事故・災害に対処する高度な救急医療体制の充実・発展に寄与し、人間の幸福や生活の基本である健康・体力の保持増進を推進する役割を担い、健康で明るく豊かな社会の創造者として活躍できる人材や国際社会に貢献できる人材の育成をはかる。

# 体育学部の3つのポリシー

---

## ◆ 入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）

体育学部では、将来、スポーツや教育、さらには救急医療の分野に進みたいと願う情熱と協調性に富んだ学生を受け入れます。

また、このような入学者を適正に判定するために、体育学科・武道学科・スポーツ医科学科・こどもスポーツ教育学科のそれぞれにおいて、学科ごとに掲げる観点から、多様な方法による入学者選抜を実施します。なお、一般入試では、筆記試験に加え基本的運動技能についての実技試験（スポーツ医科学科は運動能力証明書の審査）を実施します。

## ◆ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体育学部は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で掲げる能力や態度を身に付けるために教育課程を編成し、それらの系統的な履修によって教育目的を達成します。

教育内容、教育方法、学修成果の評価については、次のように定めます。

## ◆ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

体育学部は、大学の卒業認定の方針に加えて、体育学の素養を備え、所定の課程を経て所定の単位を修め、必修科目履修等の条件を満たすことで、学部および学科が求める次の資質・能力を有しているとして、卒業を認定し、体育学科およびこどもスポーツ教育学科では学士（体育学）、武道学科では学士（武道学）、スポーツ医科学科では学士（スポーツ医科学）の学位を授与します。

# 令和2年度体育

月	4月					5月					6月																	
	曜	日	学部全般	体育	武道	スポ医	コスポ	日	学部全般	体育	武道	スポ医	コスポ	日	学部全般	体育	武道	スポ医	コスポ									
日																												
月														1														
火														2														
水	1	4月入学者学年開始、 4月入学式												3														
木	2	学長講話、教員打合せ会												4														
金	3						1						5															
土	4						2						6			水泳実技2回		水泳実技2回										
日	5	履修登録・入学オリエンテーション					3	憲法記念日					7															
月	6						4	みどりの日					8															
火	7						5	こどもの日					9															
水	8						6	振替休日 (授業日)					10															
木	9						7						11															
金	10						8						12															
土	11						9						13	オープンキャンパス (町田・多摩)		水泳実技3回		水泳実技3回										
日	12						10						14	オープンキャンパス (世田谷)														
月	13	履修登録修正期間					11	春期授業開始					15															
火	14						12										16											
水	15						13						17															
木	16						14						18	学部教授会														
金	17						15	本学主催令和3年度入学試験説明会					19															
土	18						16						20	父母懇談会 (町田キャンパス)		水泳実技4回		水泳実技4回										
日	19						17	父母懇談会 (世田谷キャンパス)					21															
月	20						18						22															
火	21						19						23															
水	22						20						24															
木	23	学部教授会					21	学部教授会					25															
金	24						22						26															
土	25						23						27			水泳実技5回		水泳実技5回										
日	26						24						28															
月	27	履修確認・取消期間					25							29														
火	28						26										30											
水	29	昭和の日 (授業日)					27																					
木	30						28																					
金							29																					
土							30	父母懇談会 (多摩キャンパス)		水泳実技1回		水泳実技1回																
日							31																					
月																												
備考欄	<p>【学生定期健康診断】</p> <table border="0"> <tr> <td>4月2日</td> <td rowspan="2">多摩キャンパス</td> <td rowspan="2">4月7日</td> <td rowspan="4">世田谷キャンパス</td> </tr> <tr> <td>4月3日</td> </tr> <tr> <td>4月6日</td> <td rowspan="2">町田キャンパス</td> <td rowspan="2">4月10日</td> </tr> <tr> <td>4月7日</td> </tr> </table>																			4月2日	多摩キャンパス	4月7日	世田谷キャンパス	4月3日	4月6日	町田キャンパス	4月10日	4月7日
4月2日	多摩キャンパス	4月7日	世田谷キャンパス																									
4月3日																												
4月6日	町田キャンパス	4月10日																										
4月7日																												

# 学部行事予定表

7月					8月					9月					月				
日	学部全般	体育	武道	スポ医	コスポ	日	学部全般	体育	武道	スポ医	コスポ	日	学部全般	体育	武道	スポ医	コスポ	曜	
																			日
																			月
																			火
1												1							水
2												2							木
3												3							金
4												4							土
5	オープンキャンパス (世田谷)											5							日
6												6	父母懇談会 (宮城県)						月
7												7							火
8												8							水
9												9							木
10												10							金
11	オープンキャンパス (町田・多摩)											11							土
12	父母懇談会 (広島県)											12							日
13												13							月
14												14	山の日						火
15												15							水
16	学部教授会											16	9月卒業式						木
17												17	学部教授会						金
18												18							土
19												19							日
20												20	父母懇談会 (新潟県)						月
21												21	敬老の日 (授業日)						火
22												22	秋分の日 (授業日)						水
23												23							木
24												24							金
25												25							土
26												26	オープンキャンパス (町田・多摩)						日
27												27	オープンキャンパス (世田谷)						月
28												28							火
29												29							水
30												30							木
31												31							金
																			土
																			日
																			月
7月24日	オリピック開催期間					8月25日	パラリンピック開催期間												備
8月9日						9月6日													考
																			欄

# 令和2年度体育

月	10月					11月					12月						
曜日	学部全般	体育	武道	スポ医	コスポ	日	学部全般	体育	武道	スポ医	コスポ	日	学部全般	体育	武道	スポ医	コスポ
日						1											
月						2	楓門祭	全キャンパス終日休講									
火						3		文化の日				1					
水						4	創立記念式典				2						
木	1					5		土曜日の振替授業日(多摩・町田)				3					
金	2					6						4					
土	3					7	(大学院入試)				5						
日	4					8						6					
月	5					9						7					
火	6					10						8					
水	7					11						9					
木	8					12						10					
金	9					13	体育学部のみ3~5限休講				11						
土	10					14	多摩祭				12						
日	11	父母懇談会(静岡県)				15	多摩祭				13						
月	12					16						14					
火	13					17						15					
水	14					18						16					
木	15	学部教授会				19	入試準備		補講日(世田谷・多摩キャンパスは4~7時限使用不可)			17	学部教授会				
金	16	町田キャンパスのみ3~5限休講				20	入試	推薦、内部推薦、指定校、外国人留学生・帰国子女I期、編転入学等(全学部終日休講)				18					
土	17	町田キャンパスのみ休講				21		スポーツ・武道選考I期(全学部終日休講)				19					
日	18	鶴川祭				22						20					
月	19	↑ 秋期履修登録 辞退期間				23	勤労感謝の日(授業日)				21						
火	20		防災訓練(多摩キャンパス)				24						22				
水	21						25						23				
木	22						26						24				
金	23	入試準備		補講日(世田谷・多摩キャンパスは4~7時限使用不可)			27					25					
土	24	入試 AO入試I期(全学部終日休講)				28	学部教授会				26						
日	25					29						27					
月	26					30						28	↓ 冬季休業 (多摩・町田) 学園閉鎖期間				
火	27										29						
水	28										30						
木	29										31						
金	30	入試判定会議															
土	31																
日																	
月																	
備考欄	10月3日 } 第75回 国民体育大会(鹿児島県) 10月13日 }					11月5日 土曜日振替授業日											
						11月20日 推薦、内部推薦、指定校、外国人留学生・帰国子女I期、編転入学等											
10月24日 AO入試I期						11月21日 スポーツ・武道選考I期、社会人I期(体育学部は除く)											



# 学部行事予定表

1 月					2 月					3 月					月					
日	学部全般	体育	武道	スポ医	コスポ	日	学部全般	体育	武道	スポ医	コスポ	日	学部全般	体育	武道	スポ医	コスポ	曜		
																			日	
						1	入試準備					1	入試準備						月	
						2	入試 A日程 前期入試(A日程) スポーツ・武道選考Ⅱ期 外国人留学生・帰国子女Ⅱ期 デリバリー入試					2	入試 A日程 後期入試(A日程) スポーツ・武道選考Ⅲ期等						火	
					3	B日程 前期入試(B日程)					3	B日程 後期入試(B日程) 転部・転科・選考試験								水
					4						4	卒業・進級判定会議 学部教授会								木
1	元旦					5						5							金	
2	冬 季 休 業 学 園 閉 鎖 期 間 多 摩 ・ 町 田					6	秋期定期試験 (大学院入試)					6	(大学院入試)						土	
3						7					7								日	
4							8					8							月	
5							9	追再試				9	学部教授会							火
6							10	秋期授業終了				10								水
7							11	建国記念の日				11								木
8						12					12								金	
9						13					13								土	
10						14					14								日	
11	成人の日					15	入試判定会議				15								月	
12						16					16								火	
13						17					17								水	
14						18					18								木	
15						19					19	学位授与式							金	
16	入試	大学入学 共通テスト			全学部終日休講	20	入試 中期入試				20	3月卒業式 春分の日							土	
17						21					21	オープンキャンパス (世田谷)							日	
18						22					22								月	
19						23	天皇誕生日				23								火	
20						24					24								水	
21	授業内試験	学部教授会				25					25	臨時教授会 履修登録説明会							木	
22						26	学部教授会				26								金	
23						27					27								土	
24						28					28								日	
25						29					29								月	
26						30					30								火	
27	秋期定期試験					31					31	4月入学者 学年終了							水	
28																			木	
29																			金	
30																			土	
31																			日	
																			月	

1月16日 } 大学入学共通テスト

1月17日 } 大学入学共通テスト

1月31日 AO入試Ⅱ期(体育学部は除く)

2月2日 } 前期入試(A日程)、外国人留学生・帰国子女Ⅱ期、社会人Ⅱ期(体育学部は除く)、スポーツ・武道選考Ⅱ期(2日)、デリバリー入試(3日)

2月3日 } 前期入試(A日程)

2月4日 } 前期試験(B日程)

2月5日 } 前期試験(B日程)

2月20日 中期入試

2月下旬 教職特別講座(こどもスポーツ教育学科) 予定

3月1日 AO入試Ⅲ期(体育学部は除く)

3月2日 後期入試(A日程)、スポーツ・武道選考Ⅲ期、社会人Ⅲ期(体育学部は除く)

3月3日 後期入試(B日程)、転部・転科選考試験





















# 体 育 学 科

体育学科の教育研究上の目的・教育方針	22
体育学科の3つのポリシー	23
体育学科課程要項	
I. 学 位	25
II. カリキュラム設定の趣旨	25
III. 科目構成	25
1. 授業科目の構成と卒業所要単位	25
2. 履修上限単位数	25
3. 履修編成	25
4. 体育学科 履修科目一覧表	26
IV. 履修内容	28
1. 総合教育科目	28
2. 外国語科目	29
3. 学部基礎科目	30
4. 学科基礎教育科目	30
5. 体育専門教育科目	31
6. 専修教育科目	33
7. 関連教育科目	34
8. 随意科目	37
V. 卒業後の方向	37

# 体育学科の教育研究上の目的

現在、スポーツの大衆化・多様化・生活化が進み、個々のライフスタイルにおいて「楽しむ文化」としての体育・スポーツ、「健康で生きがいのある生活」のためのスポーツへと、社会の要請と期待が高まっている。一方、オリンピックや世界選手権等を頂点とする競技スポーツは、技術・戦術とも高度化し、高い科学性に基づいたトレーニングやコーチング等を必要としている。

このような社会のニーズに呼応すべく、基礎科目と専門科目のバランスを維持し、専門分野の教授・研究をさらに深めると共に、基礎科目との融合を図り、体育・スポーツの実践と理論的指導ができる人材の育成を目指している。

また、体育・スポーツの意義や役割、共生社会でのあり方、豊かなスポーツライフの探求など、社会のニーズに貢献できる人材が求められており、体育・スポーツ・健康学に関する学問領域を幅広く理解し、個々に応じていずれかの専門分野を深く学修し、将来、有為なる人材としての成長基盤・基礎を培う教育を目指している。

これらのことを踏まえ、本学科では、学校体育・アスリート・スポーツトレーナーの3つのコースを配置し、それぞれの特性を考慮した基礎科目・専門科目のカリキュラムと諸資格取得の教育課程を編成して、学校体育・生涯スポーツ・健康教育などに積極的に貢献できる専門性の高い人材を養成するための教育を行っている。

## 体育学科の教育方針

本学科に、学校体育・アスリート・スポーツトレーナーの3つのコースを配置し、それぞれの特性を考慮した基礎科目・専門科目のカリキュラムと諸資格取得の教育課程を編成して、学校体育・生涯スポーツ・健康教育などに積極的に貢献できる専門性の高い人材を養成するため次の教育を行う。

1. 自らの専攻コースを選択させ、そのコース特性と専門とする学問領域や資格取得科目を履修して、将来を担う有為なる人材を養成する。
2. 心身共に健康で「心・技・体」の調和のとれた人間性の育成と幅広い教養を養い、科学性を備えた、より高度な知識と技術を体得した人材を養成する。
3. 体育・スポーツの身体活動を通して、規律の遵守、役割の尊重、自他の敬愛、協力精神の育成など人格の完成を目指す。
4. 学校教育の充実、高齢化社会への対応、ライフステージと健康教育、地域スポーツの振興など今日の課題に対処できる専門知識と実践指導力を備えた人材の育成をはかる。
5. 競技スポーツの競技力向上を追求して、各種の対外競技や国際交流を推進するとともに、身体運動学やコーチ学、トレーニング理論などの諸科学を探究して、指導者並びに競技者としての資質向上に努める。

# 体育学科の3つのポリシー

## ◆ 入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）

体育学科では、将来、スポーツ界や教育界の分野に進みたいと願う情熱と協調性に富んだ学生を受け入れます。

また、このような入学者を適正に判定するために、次に掲げる観点から、多様な方法による入学者選抜を実施します。一般入試では、筆記試験に加え基本的運動技能についての実技試験を実施します。

### AP1. [知識・理解・技能]

体育学科の教育を受けるために必要な基礎学力としての知識と、優れた体育実技能力及び体育理論、保健に関する知識を有している。

(AP1-1) 国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語などについて、高等学校などで身に付けるべき標準的な知識を有する。

(AP1-2) 優れた体育実技能力及び体育理論、保健に関する知識を有している。

(AP1-3) 積極的にスポーツ活動に取り組み、優秀な成績を修めるとともに、入学後もスポーツ活動を継続する意欲と卒業条件を達成する強い意志を有している。

### AP2. [思考力・判断力・表現力]

体育・スポーツ活動等において、自他の課題を発見、分析するとともに、創意工夫しながら、課題解決を図ろうとする意欲を有している。

### AP3. [主体性・多様性・協働性]

授業や実技において、他者と協調して真摯に取り組み、自ら進んで行動する姿勢を有している。

### 【入学前に身に付けておくべきこと】

1. 国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語などについて、高等学校などで身に付けるべき標準的な知識を有していること。
2. 自ら課題を発見し、論理的に説明できるプレゼンテーション力を補強すること。

## ◆ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

### (1) 教育課程と内容

1. 幅広く深い教養と総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和・発展させることを目的とした「総合教育科目」を設けています。
2. 「外国語科目」を設け、英語や他の言語を学び、コミュニケーション能力の向上を図ります。また、体育に特化した専門的英語知識を学ぶ科目「スポーツ専門英語」を設置しています。
3. 「専門科目」では、幅広い分野の教育研究に触れつつ、自らの興味・関心と能力・適性等に基づいて、知識や実践力を修得するために、以下の科目群に分けて体系的に科目を設けています。
  - ①学部基礎科目：体育に関する基本的知識や技術を身に付けるため必修科目として設置しています。また、武道教育として「柔道」と「剣道」のどちらかを選択必修とし、文武両道の実践を体得します。
  - ②学科基礎科目：体育学科として身に付けるべき知識・技能を学修するため必修科目を設けています。
  - ③体育専門教育科目、専修教育科目：体育学を体系的に学ぶために（学べるよう）、コースの特性に応じ

た科目を設けています。学校教育等指導者としての資質を学ぶ「学校体育コース」、競技者・コーチとしての技術を学ぶ「アスリートコース」、スポーツトレーナーとしてのスキルを体得する「スポーツトレーナーコース」の3コースを設けています。

- ④関連教育科目：関連領域を学修し、幅広い知識を身に付けられるように、各コースに関連領域の科目や教職課程に関連した科目を設けています。

(2) 教育方法

1. 講義や実技、実習等をバランスよく組み合わせて学修成果を高めます。
2. 3・4年次の「卒業研究」において、本学科での学習を結実させていくとともに、卒業後の進路を見据えた専門知識・技能の定着を図ります。

(3) 学修成果の評価

1. 各授業科目については、到達目標や成績評価の基準と具体的評価方法をシラバスに明示して学生に周知したうえで、公正で厳格な成績評価を実施します。
2. 学生の4年間の学修成果は、必修の「卒業研究」によって行い、提出された卒業論文・レポートをもとに総合的評価を行います。

◆ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

体育学科は、体育学の素養を備え、所定の課程を経て必要な単位を修め、必修科目履修等の条件を満たすことで、次の資質・能力を有しているとして卒業を認定し、学士（体育学）の学位を授与します。

- DP1. 体育・スポーツに関する専門的かつ実践的知識・技能と社会のリーダーとして活躍するための教養を身に付け、学修成果を状況に応じて誠意を持って活用する力を有している。
- DP2. 習得した体育学の知識・技能をもとに、それらを他者に分かりやすく伝えたり、社会の様々な要請に活用したりすることができる能力を有している。
- DP3. 日進月歩の体育・スポーツに関する知識を学び続けるとともに、自らの技能を不断に磨くことを基盤にしながら、社会の諸問題の解決に積極的に取り組もうとするなど、困難に立ち向かう姿勢を有している。
- DP4. 本学科で学修した知識・技能を生かし、卒業後は、アスリート、保健体育科教員、スポーツ指導者、トレーナーなどとして、各界において他者と協調し、社会に貢献する意欲を有している。

# 体育学科課程要項

## I. 学 位

1. 体育学部体育学科において、4ヵ年以上在学し履修要件を満たし124単位以上を修得したものを卒業とし、学士（体育学）の学位を与える。
2. 学位を取得するには、全期間の単位数（卒業所要単位および科目区分）に従って履修する。  
 単位構成は、基礎科目（総合教育科目、外国語科目）、専門科目（学部基礎科目、学科基礎教育科目、体育専門教育科目、専修教育科目、関連教育科目）からなり、年次ごとにそれぞれ修得する。

## II. カリキュラム設定の趣旨

本学の教育理念・目的から、わが国はもとより、国際的に貢献できる人材の育成をはかるため、次の様努める。

多様化する社会のニーズに対応したカリキュラム編成と諸資格取得のための教育課程を編成し、個性的で且つ専門性の高い人材を育成する。

教養科目の充実により豊かな人間性を追求するとともに、情報処理能力の向上や言語力の強化をはかる。また、体育・スポーツ科学の国内文化交流や学術交流やスポーツの対外競技や国際交流を積極的に推進し、スポーツ選手・コーチの育成と強化をはかり、わが国スポーツ界の発展に寄与する。

## III. 科目構成

### 1. 授業科目の構成と卒業所要単位

体育学科授業科目の構成と卒業所要単位は以下の表のとおりである。

2年生から3年生への進級に必要な単位数は50単位とする。

基 礎 科 目		専 門 科 目				
総合教育科目	外国語科目	学部基礎科目	学科基礎教育科目	体育専門教育科目	専修教育科目	関連教育科目
14 単位	6 単位	14 単位	15 単位	学校体育コース 23 単位	学校体育コース 24 単位	学校体育コース 28 単位
				アスリートコース 23 単位	アスリートコース 24 単位	アスリートコース 28 単位
				スポーツ トレーナーコース 23 単位	スポーツ トレーナーコース 24 単位	スポーツ トレーナーコース 28 単位
20 単位		104 単位				
卒業所要単位 124 単位						

### 2. 履修上限単位数

1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
48 単位	48 単位	48 単位	48 単位

### 3. 履修編成

体育学科では、2年次より「学校体育コース」「アスリートコース」「スポーツトレーナーコース」に分かれており、おのおの系列的に履修をしなければならない。



### 4. 体育学科履修科目一覧表

科目区分		必修・選択	履修	
基礎科目	総合教育科目	選択	哲学A(2)、倫理学A(2)、国文学A(2)、東洋史A(2)、歴史学A(2)、※日本国憲法(2)、経済学A(2)、※情報処理A(2)、情報処理B(2)、異文化の理解A(2)、※教育心理学(2)、※道徳教育の理論と実践(2)、	
		選択 (留学生対象)	日本事情A(日本の歴史)(2)、日本事情A(日本の現代文化)(2)、日本事情B(近代日本の歩み)(2)、	
科目	外国語科目	必修 選択	※英語1(1)、※英語2(1)、スポーツ専門英語(2)	
		選択 (留学生対象)	ドイツ語1(1)、ドイツ語2(1)、中国語1(1)、中国語2(1) [同一言語1・2を2単位以上選択履修する]、 アカデミック日本語1A(1)、アカデミック日本語1B(1)、アカデミック日本語2A(1)、 アカデミック日本語4A(1)、アカデミック日本語4B(1)、ビジネス日本語A(1)、ビジネス日本語B(1)、	
専	学部基礎科目	必修 選択	※体育原理(2)、解剖学(2)、※運動生理学(2)、《体育方法学・実習》※体操(集団行動を含む)I(1)、 卒業研究1(2)、卒業研究2(2) 《体育方法学・実習》※柔道I(1)、※柔道II(1)、※剣道I(1)、※剣道II(1)	
	学科基礎教育科目	必修	※体育方法学・実習(野外教育)1(1)、※スポーツ社会学(2)、※体力測定・評価(2)、※体育経営管理(2)、 ※救急処置法実習II(1)	
	体育専門教育科目	必修	学校体育コース スポーツ栄養学(2)、※スポーツバイオメカニクス(2)、コーチ学(2)、 トレーニング論・実習I(1)、トレーニング論・実習II(1) 《体育方法学・実習》※器械運動(1)、※陸上競技(1)、※水泳(1)、 ※ダンス(1)、※レスリング(1)、※バスケットボール(1)、 ※ハンドボール(1)、※バレーボール(1)、※サッカー(1)、 ※ラグビー(1)、※ソフトボール(1)	スポーツ栄養学(2)、 《体育方法学・実習》※器械運動(1)、 ※ハンドボール(1)、 トレーニング論・実習I(1)、
		選択	[4種目4単位選択履修する] 《専門指導法》器械運動(1)、陸上競技(1)、水泳(1)、 ダンス(1)、柔道(1)、剣道(1)、バスケットボール(1)、 ハンドボール(1)、バレーボール(1)、サッカー(1)、 ラグビー(1)、ソフトボール(1)	[4種目4単位選択履修する] 《専門指導法》器械運動(1)、 バスケットボール(1)、
門	専修教育科目	必修	学校体育コース アスリート実習1(2)、体育史(2)、教職インターンシップ(2)、 学校教育関係法規(2)、体力測定評価実習I(1)、 体力測定評価実習II(1)、教職特別講座1(2)、教職特別講座2(2)、 教職特別講座3(2)、教職特別講座4(2)、教職特別講座5(2)、 教職特別講座6(2)、教職特別講座(野外)(2)	アスリー スポーツ医学(2)、 健康教育学(2)、 スポーツ情報処理理論実習II(1)、 アスリート実習I(2)、
		選択	[同一名称の講座1～4を4科目 キャリアアップ講座1(2)、 キャリアアップ講座3(2)、 教職特別講座1(2)、 教職特別講座3(2)、	
目	関連教育科目	必修	※教育基礎論(2)、※特別活動の理論と実践(2)、 ※保健体育科教育論I(2)、※保健体育科教育論II(2)、 ※教職論(2)、※生徒・進路指導論(2)、※教育課程論(2)、 ※保健体育科指導法I(2)、※保健体育科指導法II(2)、 ※教育相談(2)、※教育方法論(2)、※教育行財政(2)、 ※総合的な学習の時間の指導法(2)、※特別支援教育概論(2)	※教育基礎論(2)、 ※特別活動の理論と実践(2)
		選択	[教職を履修する学生] ※保健体育科教育論I(2)、 ※教職論(2)、※生徒・進路指導論(2)、 ※保健体育科指導法I(2)、 ※教育相談(2)、※教育方法論(2)、 ※総合的な学習の時間の指導法(2)、 [教職を履修しない学生] 運動生理学実習I(1)、 スポーツバイオメカニクス実習I(1)、 自由選択単位(6)、実践実習1(2)、 実践実習4(2)、 スポーツパフォーマンス分析論(2)、	
	随意科目	[レクリエーション・インストラクター資格科目]レクリエーション論(2)、レクリエーション論実習I(1)、		
卒業所要単位		総合教育科目14単位＋外国語科目6単位＋学部基礎科目14単位＋学科基礎教育科目15単位＋体育専門教育科目23/23/23単位		
備考		1. ※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。 2. 卒業研究(1・2)は、シラバスに示す講座のテーマを参照し十分な履修指導のもとに選択履修する。 3. ( )内は、単位数を表す。 4. 各種資格取得科目の履修については、便覧で示す科目をそれぞれに応じて選択履修する。		



科 目		卒業所要単位数	
心理学A(2)、教育学A(2)、社会科学概論A(2)、文化人類学A(2)、情報科学(2)、 防災リーダー養成論(2)、防災リーダー養成論実習(2)		14単位	14単位
日本事情B(日本の国際化)(2)、日本事情C(自然環境)(2)、日本事情C(地方地誌)(2)			
海外演習I(2)		4単位	6単位
アカデミック日本語2B(1)、アカデミック日本語3A(1)、アカデミック日本語3B(1)、 日本語スキルアップA(1)、日本語スキルアップB(1)		2単位	
※体操(集団行動を含む)II(1)		12単位	14単位
[同一種目I・IIを2単位選択履修する]		2単位	
※スポーツ心理学(2)、※公衆衛生学(2)、※学校保健(2)、※救急処置法実習I(1)		15単位	15単位
アスリートコース・スポーツトレーナーコース			
※スポーツバイオメカニクス(2)、コーチ学(2) ※陸上競技(1)、※水泳(1)、※ダンス(1)、※レスリング(1)、※バスケットボール(1)、 ※バレーボール(1)、※サッカー(1)、※ラグビー(1)、※ソフトボール(1)、 トレーニング論・実習II(1)		学校体育コース 19単位 アスリートコース 19単位 スポーツ トレーナーコース 19単位	学校体育コース 23単位 アスリートコース 23単位 スポーツ トレーナーコース 23単位
陸上競技(1)、水泳(1)、ダンス(1)、柔道(1)、剣道(1)、レスリング(1)、 ハンドボール(1)、バレーボール(1)、サッカー(1)、ラグビー(1)、ソフトボール(1)		学校体育コース 4単位 アスリートコース 4単位 スポーツ トレーナーコース 4単位	スポーツ トレーナーコース 23単位
トコース			
スポーツ医学(2)、体育・スポーツ行政学(2)、運動処方論(2)、 健康教育学(2)、体力測定評価実習I(1)、体力測定評価実習II(1)、 エアロビクス運動理論・実習I(1)、エアロビクス運動理論・実習II(1)、 スポーツ法学(2)、エクササイズテクニック(2)、アスリート実習I(2)、 アスリート実習II(2)、現場実習I(2)、現場実習II(2)		学校体育コース 24単位 アスリートコース 16単位 スポーツ トレーナーコース 24単位	学校体育コース 24単位 アスリートコース 24単位
8単位選択履修する] キャリアアップ講座2(2)、 キャリアアップ講座4(2) 教職特別講座2(2)、 教職特別講座4(2)		アスリートコース 8単位	スポーツ トレーナーコース 24単位
※教育基礎論(2)、※特別活動の理論と実践(2)		学校体育コース 28単位 アスリートコース 4単位 スポーツ トレーナーコース 4単位	学校体育コース 28単位
※保健体育科教育論II(2)、 ※教育課程論(2)、 ※保健体育科指導法II(2)、 ※教育行財政(2)、 ※特別支援教育概論(2)		[教職を履修する学生] ※保健体育科教育論I(2)、※保健体育科教育論II(2)、※教職論(2)、 ※生徒・進路指導論(2)、※教育課程論(2)、※保健体育科指導法I(2)、 ※保健体育科指導法II(2)、※教育相談(2)、※教育方法論(2)、 ※教育行財政(2)、※総合的な学習の時間の指導法(2)、 ※特別支援教育概論(2)	アスリートコース 28単位
運動生理学実習II(1)、 スポーツバイオメカニクス実習II(1)、 実践実習2(2)、実践実習3(2)、 スポーツメンタルトレーニング論(2)、 テーピング論(2)		[教職を履修しない学生] 運動生理学実習I(1)、運動生理学実習II(1)、 スポーツバイオメカニクス実習I(1)、スポーツバイオメカニクス実習II(1)、 スポーツメンタルトレーニング論(2)、スポーツパフォーマンス分析論(2)、 テーピング論(2)、自由選択単位(6)、専門現場実習I(2)、 専門現場実習II(2)、専門現場実習III(2)、専門現場実習IV(2)	アスリートコース 24単位 スポーツ トレーナーコース 24単位
レクリエーション論実習II(1)、体育方法学・実習(野外教育)2(1)、アスリート実習3(2)、アスリート実習4(2)			0単位
+専修教育科目24/24/24単位+関連教育科目28/28/28単位			124単位

## IV. 履修内容

### 1. 総合教育科目

所要単位数 14 単位

総合教育科目は、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和・発展させる科目である。

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
総合教育科目	哲学A	1~4		2	
	倫理学A	1~4		2	
	国文学A	1~4		2	
	東洋史A	1~4		2	
	歴史学A	1~4		2	
	※日本国憲法	1~4		2	
	経済学A	1~4		2	
	心理学A	1~4		2	
	教育学A	1~4		2	
	社会科学概論A	1~4		2	
	文化人類学A	1~4		2	
	情報科学	1~4		2	
	※情報処理A	1~4		2	
	情報処理B	1~4		2	
	異文化の理解A	1~4		2	
	※教育心理学	1~4		2	
	※道德教育の理論と実践	1~4		2	
	防災リーダー養成論	1・2		2	
	防災リーダー養成論実習	1・2		2	
	留学生対象科目	留事情A (日本の歴史)	1~4		2
留事情A (日本の現代文化)		1~4		2	
留事情B (近代日本の歩み)		1~4		2	
留事情B (日本の国際化)		1~4		2	
留事情C (自然環境)		1~4		2	
留事情C (地方地誌)		1~4		2	
総合教育科目 卒業所要単位 14単位			合計		単位

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

・留学生対象科目について

学則第44条により必要があると認めるときは、履修することができる。

## 2. 外国語科目

所要単位数 6 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数	
			必修	選択		
外国語科目	※英語 1	1	1			
	※英語 2	1	1			
	スポーツ専門英語	2	2			
	ドイツ語 1	①	2		1	
	ドイツ語 2		2		1	
	中国語 1	②	2		1	
	中国語 2		2		1	
	海外演習 1	1~4		2		
	留学生対象科目	アカデミック日本語 1 A	1		1	
		アカデミック日本語 1 B	1		1	
		アカデミック日本語 2 A	1		1	
		アカデミック日本語 2 B	1		1	
		アカデミック日本語 3 A	2		1	
アカデミック日本語 3 B		2		1		
アカデミック日本語 4 A		3・4		1		
アカデミック日本語 4 B		3・4		1		
ビジネス日本語 A		2~4		1		
ビジネス日本語 B		2~4		1		
日本語スキルアップ A	1~4		1			
日本語スキルアップ B	1~4		1			
外国語科目 卒業所要単位 6 単位		合計 単位				

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

・海外演習について

研修先によって言語名を表記する。科目末尾番号は研修回数によって追加できる。

カナダ研修・オーストラリア研修・アメリカ研修・イギリス研修は、英語 1・2 に読み替えることができる。

韓国研修は、韓国語 1・2 に読み替えることができる。

中国研修は、中国語 1・2 に読み替えることができる。

・留学生対象科目について

学則第 44 条により必要があると認めるときは、履修することができる。その場合、日本語科目選択 2 単位とスポーツ専門英語必修 2 単位、外国語科目選択 2 単位、計 6 単位以上を取得する。

### 3. 学部基礎科目

所要単位数 14 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
学部基礎科目	※体育原理	1	2		
	解剖学	1	2		
	※運動生理学	1	2		
	※体育方法学・実習（体操（集団行動を含む））Ⅰ	1	1		
	※体育方法学・実習（体操（集団行動を含む））Ⅱ	1	1		
	※体育方法学・実習（柔道）Ⅰ	2		1	
	※体育方法学・実習（柔道）Ⅱ			1	
	※体育方法学・実習（剣道）Ⅰ	2		1	
	※体育方法学・実習（剣道）Ⅱ			1	
	卒業研究Ⅰ	3	2		
卒業研究Ⅱ	4	2			
学部基礎科目 卒業所要単位 14単位		合計			単位

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）

・卒業研究Ⅰ・Ⅱについて

卒業研究Ⅰ・Ⅱは一貫性をもって授業が行われるため、3年次配当の卒業研究Ⅰの単位数が取得できなかった者は、4年次の卒業研究Ⅱを履修することができなくなり留年となる。

卒業研究は学科系と実技系に分かれるが、その選択は履修時に担当教員と相談し決定する。

各担当教員の卒業研究の演習題目は、Web上のシラバス「授業計画」を参照すること。

### 4. 学科基礎教育科目

所要単位数 15 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
学科基礎教育科目	※体育方法学・実習(野外教育)Ⅰ(臨海・キャンプ・スキー)	1	1		
	※スポーツ社会学	1	2		
	※体力測定・評価	1	2		
	※体育経営管理	1	2		
	※スポーツ心理学	2	2		
	※公衆衛生学	3	2		
	※学校保健	3	2		
	※救急処置法実習Ⅰ	3・4	1		
	※救急処置法実習Ⅱ	3・4	1		
学科基礎教育科目 卒業所要単位 15単位		合計			単位

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）

**5. 体育専門教育科目 所要単位数** 学校体育コース 23 単位、アスリートコース 23 単位、スポーツトレーナーコース 23 単位

2 年次より希望するコースを選択し、そのコースに配当した科目から履修する。

区分	科 目 名		開講 年次	単位数		取 得 単位数
				必修	選択	
体 育 専 門 学 校 体 育 教 育 科 目		スポーツ栄養学	1	2		
		※スポーツバイオメカニクス	2	2		
		コーチ学	2	2		
		トレーニング論・実習Ⅰ	3		1	
		トレーニング論・実習Ⅱ	3		1	
		※体育方法学・実習（器械運動）	1	1		
		※体育方法学・実習（陸上競技）	1	1		
		※体育方法学・実習（水泳）	1	1		
		※体育方法学・実習（ダンス）	1	1		
		※体育方法学・実習（レスリング）	2	1		
		※体育方法学・実習（バスケットボール）	2	1		
		※体育方法学・実習（ハンドボール）	2	1		
		※体育方法学・実習（バレーボール）	2	1		
		※体育方法学・実習（サッカー）	2	1		
		※体育方法学・実習（ラグビー）	2	1		
		※体育方法学・実習（ソフトボール）	2	1		
		専門指導法（器械運動）	3		1	
		専門指導法（陸上競技）	3		1	
		専門指導法（水泳）	3		1	
		専門指導法（ダンス）	3		1	
		専門指導法（柔道）	3		1	
		専門指導法（剣道）	3		1	
		専門指導法（バスケットボール）	3		1	
	専門指導法（ハンドボール）	3		1		
	専門指導法（バレーボール）	3		1		
	専門指導法（サッカー）	3		1		
	専門指導法（ラグビー）	3		1		
	専門指導法（ソフトボール）	3		1		
体育専門教育科目 卒業所要単位 学校体育コース 23単位			合計		単位	

 4 種目  
選択履修

5. 体育専門教育科目 所要単位数 学校体育コース 23 単位、アスリートコース 23 単位、スポーツトレーナーコース 23 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
体育専門教育科目	スポーツ栄養学	1	2		
	※スポーツバイオメカニクス	2	2		
	コーチ学	2	2		
	トレーニング論・実習Ⅰ	3		1	
	トレーニング論・実習Ⅱ	3		1	
	※体育方法学・実習（器械運動）	1	1		
	※体育方法学・実習（陸上競技）	1	1		
	※体育方法学・実習（水泳）	1	1		
	※体育方法学・実習（ダンス）	1	1		
	※体育方法学・実習（レスリング）	2	1		
	※体育方法学・実習（バスケットボール）	2	1		
	※体育方法学・実習（ハンドボール）	2	1		
	※体育方法学・実習（バレーボール）	2	1		
	※体育方法学・実習（サッカー）	2	1		
	※体育方法学・実習（ラグビー）	2	1		
	※体育方法学・実習（ソフトボール）	2	1		
	専門指導法（器械運動）	3		1	
	専門指導法（陸上競技）	3		1	
	専門指導法（水泳）	3		1	
	専門指導法（ダンス）	3		1	
	専門指導法（柔道）	3		1	
	専門指導法（剣道）	3		1	
	専門指導法（レスリング）	3		1	
	専門指導法（バスケットボール）	3		1	
	専門指導法（ハンドボール）	3		1	
	専門指導法（バレーボール）	3		1	
	専門指導法（サッカー）	3		1	
	専門指導法（ラグビー）	3		1	
専門指導法（ソフトボール）	3		1		
体育専門教育科目 卒業所要単位 アスリート・スポーツトレーナーコース 23 単位			合計		単位

4 種目  
選択履修

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）

6. 専修教育科目 所要単位数 学校体育コース24 単位、アスリートコース24 単位、スポーツトレーナーコース24 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数	
			必修	選択		
専修教育科目	学	アスリート実習1	1	2		
	校	体育史	2	2		
	体育コース	教職インターンシップ	3	2		
		学校教育関係法規	3	2		
		体力測定評価実習Ⅰ	3	1		
		体力測定評価実習Ⅱ	3	1		
		教職特別講座1	2	2		
		教職特別講座2	2	2		
		教職特別講座3	2	2		
		教職特別講座(野外)	2	2		
		教職特別講座4	3	2		
		教職特別講座5	3	2		
		教職特別講座6	4	2		
		アスリートコース	スポーツ医学	3		2
	体育・スポーツ行政学		3	2		
	健康教育学		3	2		
	スポーツ情報処理論実習Ⅰ		3	1		
	スポーツ情報処理論実習Ⅱ		3	1		
	発育発達老化論		3・4	2		
	運動処方論		3・4	2		
	キャリアアップ講座1		①または② 選択履修	2		2
	キャリアアップ講座2			2		2
	キャリアアップ講座3			2		2
	キャリアアップ講座4	3		2		
スポーツコース	教職特別講座1	②	2	2		
	教職特別講座2		2	2		
	教職特別講座3		2	2		
	教職特別講座4		3	2		
	アスリート実習1	1	2			
	アスリート実習2	2	2			
専修教育科目 卒業所要単位 学校体育コース24単位 アスリートコース24単位			合計		単位	



**6. 専修教育科目** 所要単位数 学校体育コース 24 単位、アスリートコース 24 単位、スポーツトレーナーコース 24 単位

区分	科目名		開講年次	単位数		取得単位数
				必修	選択	
専修教育科目	スポーツトレーナーコース	スポーツ医学	3		2	
		体育・スポーツ行政学	3		2	
		運動処方論	3・4		2	
		健康教育学	3		2	
		体力測定評価実習Ⅰ	3		1	
		体力測定評価実習Ⅱ	3		1	
		エアロビクス運動理論・実習Ⅰ	3・4		1	
		エアロビクス運動理論・実習Ⅱ	3・4		1	
		スポーツ法学	2		2	
		エクササイズテクニック	2		2	
		アスリート実習Ⅰ	1		2	
		アスリート実習Ⅱ	2		2	
		現場実習Ⅰ	2		2	
		現場実習Ⅱ	3		2	
専修教育科目 卒業所要単位 スポーツトレーナーコース24単位			合計 単位			

・アスリート実習について

アスリート実習Ⅰ・Ⅱは、同一種目を選択履修する。アスリート実習Ⅰ・Ⅱに用意されている種目は次のとおりである。

陸上競技、新体操、体操競技、柔道、剣道、レスリング、ウェイトリフティング、ダンス、サッカー、バレーボール、バスケットボール、ラグビー、テニス（硬・軟）、ハンドボール、バドミントン、ソフトボール、準硬式野球、スキー、スケート（ホッケー）、水泳、野外活動、アメリカンフットボール

また、これらの種目の他に、指定された室内競技・室外競技・個人競技（学生部が管轄していること）を選択できる。

**7. 関連教育科目** 所要単位数 学校体育コース 28 単位、アスリートコース 28 単位、スポーツトレーナーコース 28 単位

区分	科目名		開講年次	単位数		取得単位数
				必修	選択	
関連教育科目	学校体育コース	※教育基礎論	1	2		
		※特別活動の理論と実践	1	2		
		※保健体育科教育論Ⅰ	2		2	
		※保健体育科教育論Ⅱ	2		2	
		※教職論	2		2	
		※生徒・進路指導論	2		2	
		※教育課程論	3		2	
		※保健体育科指導法Ⅰ	3		2	
		※保健体育科指導法Ⅱ	3		2	
		※教育相談	3		2	
		※教育方法論	3		2	
		※総合的学習の時間の指導法	3		2	
		※特別支援教育概論	3		2	
		※教育行財政	3・4		2	
関連教育科目 卒業所要単位 学校体育コース28単位			合計 単位			

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）



7. 関連教育科目 所要単位数 学校体育コース28 単位、アスリートコース28 単位、スポーツトレーナーコース28 単位

区分	科目名		開講年次	単位数		取得単位数	
				必修	選択		
関連教育科目	アスリートコース	※教育基礎論	1	2			
		※特別活動の理論と実践	1	2			
		※保健体育科教育論Ⅰ	2		2		
		※保健体育科教育論Ⅱ	2		2		
		※教職論	2		2		
		※生徒・進路指導論	2		2		
		※教育課程論	3		2		
		※保健体育科指導法Ⅰ	3	教員免許状取得を希望する学生	2		
		※保健体育科指導法Ⅱ	3		2		
		※教育相談	3		2		
		※教育方法論	3		2		
		※総合的な学習の時間の指導法	3		2		
		※特別支援教育概論	3		2		
		※教育行財政	3・4		2		
		運動生理学実習Ⅰ	3		1		
		運動生理学実習Ⅱ	3		1		
		スポーツバイオメカニクス実習Ⅰ	3		1		
		スポーツバイオメカニクス実習Ⅱ	3		1		
		スポーツメンタルトレーニング論	3・4		2		
		スポーツパフォーマンス分析論	3・4	教員免許状取得を希望しない学生	2		
		テーピング論	3・4		2		
		自由選択単位 (★)				6	
		実践実習1	3		2		
		実践実習2	3		2		
実践実習3	4		2				
実践実習4	4		2				
関連教育科目 卒業所要単位 アスリートコース28単位			合計		単位		

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

(★) 自由選択単位は、体育学科開講の専門科目で、卒業所要単位以外に取得した単位を6単位まで、関連教育科目の単位として認めるものである。

## 7. 関連教育科目

所要単位数 学校体育コース28 単位、アスリートコース28 単位、スポーツトレーナーコース28 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
関連教育科目	※教育基礎論	1	2		
	※特別活動の理論と実践	1	2		
	※保健体育科教育論Ⅰ	2		2	
	※保健体育科教育論Ⅱ	2		2	
	※教職論	2		2	
	※生徒・進路指導論	2		2	
	※教育課程論	3		2	
	※保健体育科指導法Ⅰ	3		2	
	※保健体育科指導法Ⅱ	3		2	
	※教育相談	3		2	
	※教育方法論	3		2	
	※総合的な学習の時間の指導法	3		2	
	※特別支援教育概論	3		2	
	※教育行財政	3・4		2	
	運動生理学実習Ⅰ (☆)	3		1	
	運動生理学実習Ⅱ	3		1	
	スポーツバイオメカニクス実習Ⅰ	3		1	
	スポーツバイオメカニクス実習Ⅱ	3		1	
	スポーツメンタルトレーニング論	3・4		2	
	スポーツパフォーマンス分析論	3・4		2	
	テーピング論	3・4		2	
	自由選択単位 (★)			6	
	専門現場実習Ⅰ	3		2	
	専門現場実習Ⅱ	3		2	
専門現場実習Ⅲ	4		2		
専門現場実習Ⅳ	4		2		
関連教育科目 卒業所要単位 スポーツトレーナーコース28単位			合計	単位	

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

(☆) スポーツトレーナーコースは、教員免許状取得の希望有無に係わらず「運動生理学実習Ⅰ」を履修すること (NSCA 認定資格必須科目)。

(★) 自由選択単位は、体育学科開講の専門科目で、卒業所要単位以外に取得した単位を 6 単位まで、関連教育科目の単位として認めるものである。

## 8. 随意科目

所要単位数 0単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
随意科目	体育方法学・実習（野外教育）2	2		2	
	アスリート実習3	3		2	
	アスリート実習4	4		2	
	[レクリエーション・インストラクター資格科目]				
	レクリエーション論	3・4		2	
	レクリエーション論実習Ⅰ	3・4		1	
	レクリエーション論実習Ⅱ	3・4		1	
随意科目 卒業所要単位 0単位			合計 単位		

随意科目は、アスリートコース・スポーツトレーナーコースの関連教育科目の自由選択単位に含めることができる。

## V. 卒業後の方向

卒業生の進路については、特に保健体育科の教員をはじめ、警察官、消防官、刑務官、市役所、市町村設置の健康増進センター等の各種公務員、スポーツトレーナーをはじめ商業スポーツ施設や地域スポーツ施設での従事者、青年海外協力隊や海外スポーツ指導者等の道に進むことが期待される。

## ■ 卒業までに取得できる資格、又は修了証明書が発行される資格等

教員免許状資格取得 保健体育 高等学校1種・中学校1種 小学校2種 (卒業時資格取得可能) ※「教職課程履修要項」を参照	健康運動指導士・健康運動実践指導者 (受験資格)
	JPSUスポーツトレーナー (受験資格)
日本体育協会公認スポーツ指導者 共通科目コースⅠ＋Ⅱ＋Ⅲ 修了証明書 専門科目コース水泳コーチ3 修了証明書 スポーツ指導基礎資格「スポーツリーダー」認定書	レクリエーション・インストラクター資格 (卒業時資格取得可能)
NSCA認定資格 (受験資格) CSCS : Certified Strength & Conditioning Specialist (認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト) NSCA-CPT : NSCA Certified Personal Trainer (NSCA 認定パーソナルトレーナー)	



# 武道学科

武道学科の教育研究上の目的・教育方針	40
武道学科の3つのポリシー	41
武道学科課程要項	
I. 学位	43
II. カリキュラム設定の趣旨	43
III. 科目構成	43
1. 授業科目の構成と卒業所要単位	43
2. 履修上限単位数	43
3. 履修編成	43
4. 武道学科 履修科目一覧表	44
IV. 履修内容	46
1. 総合教育科目	46
2. 外国語科目	47
3. 学部基礎科目	48
4. 学科基礎教育科目	49
5. 体育専門教育科目	50
6. 専修教育科目	51
7. 関連教育科目	52
V. 卒業後の方向	52

# 武道学科の教育研究上の目的

わが国固有の伝統運動文化である「武道」の特性と、武道教育に期待されている人格陶冶や人間形成といった「道を求める武道」並びに「科学性を伴った武道」のあり方等を実践し、国内はもとより国際社会に貢献する人材育成及び国家意識や国威発揚のための競技力向上に関わる指導者並びに競技者を養成する。

特に、伝統運動文化としての武道の継承、科学性を伴った武道の国際競技力向上への貢献、生涯学習・生涯スポーツの発展に貢献する武道指導者の育成、国際的武道指導者の育成と国際交流進展への寄与を4つの柱とした教育・研究を実践する。

## 武道学科の教育方針

武道学科では、武道の文化的特性の実質化と科学性に基づいた国際競技力向上及び地域スポーツの振興や生涯スポーツの武道指導者として、国家社会に貢献できる人材養成のため、次の教育を行う。

1. 武道の理論や実践を通して、わが国固有の伝統運動文化の有意性を学び、国を愛し、自国の歴史と伝統及び民族に誇りを持つ態度の育成を図り、もって世界の平和と福祉に貢献する人材を養成する。
2. 武道の実践を通して、わが国の武道文化の特性である伝統様式の習得と技術の練磨によって術理を学び、道理を重んずる態度の形成と豊かな人間性を備えた人材を養成する。
3. 地域社会でのボランティア活動及び奉仕活動を通して、社会福祉の充実発展に貢献できる人材の育成をはかる。
4. 武道のいずれかを専門実習として行い、また課外活動を重視することによって競技力向上をはかると共に、忍耐・克己・勇気・礼節等に象徴される武道精神、強健な身体及び旺盛なる国際的競技者を育成する。
5. 複数の武道段位を取得することによって、幅広い武道指導者を育成する。

# 武道学科の3つのポリシー

## ◆ 入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）

武道学科では、将来、武道を主としたスポーツや教育の分野に進みたいと願う情熱と協調性に富んだ学生を受け入れます。

また、このような入学者を適正に判定するために、次に掲げる観点から、多様な方法による入学者選抜を実施します。一般入試では、筆記試験に加え基本的運動技能についての実技試験を実施します。

### AP1. [知識・理解・技能]

武道学科の教育を受けるために必要な基礎学力としての知識と、優れた武道実技能力及び体育理論、保健に関する知識を有している。

(AP1-1) 国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語などについて、高等学校などで身に付けるべき標準的な知識を有する。

(AP1-2) 優れた武道実技能力及び体育理論、保健に関する知識を有している。

(AP1-3) 武道・スポーツ活動において優秀な成績を修め、入学後もスポーツ活動を継続する意欲と卒業条件を達成する強い意志を有している。

### AP2. [思考力・判断力・表現力]

武道・体育・スポーツ活動において、問題点を分析し、自ら工夫することで知能・技能を向上させる意欲を有している。

### AP3. [主体性・多様性・協働性]

授業や実技において、他者と協調して真摯に取り組み、自ら進んで行動する姿勢を有している。

### 【入学前に身に付けておくべきこと】

1. 国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語などについて、高等学校などで身に付けるべき標準的な知識を有していること。
2. 自ら課題を発見し、論理的に説明できるプレゼンテーション力を補強すること。

## ◆ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

### (1) 教育課程と内容

1. 幅広く深い教養と総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和・発展させることを目的とした「総合教育科目」を設けています。
2. 「外国語科目」を設け、英語や他の言語を学び、コミュニケーション能力の充実を図ります。また、武道に特化した専門的英語知識を学ぶ科目「武道実用英語」を設置しています。
3. 「専門科目」では、幅広い分野の教育研究に触れつつ、自らの興味・関心と能力・適性等に基づいて、知識や実践力を修得するために、以下の科目群に分け体系的に科目を設けています。なお、コース毎に学修できるように柔道コース、剣道コース、空手道・諸武道コースの3コースに分け科目を編成しています。

- ①学部基礎科目：武道・体育に関する基本的知識や技術を身に付けるため必修科目として設置しています。また、武道教育として「柔道」と「剣道」のどちらかを選択必修とし、文武両道の実践を体得します。

- ②学科基礎科目：武道教育における、文化的及び科学的特性の基礎を理解する科目を設けています。
  - ③体育専門教育科目：武道以外の体育学全般を学ぶ科目を設けています。
  - ④専修教育科目：武道の競技力向上及び国内外の指導者養成のための科目や武道の歴史、科学性を伴った理論と実践を学ぶ科目を設けています。
  - ⑤関連教育科目：幅広い知識を身に付けられるように、各コースに関連領域の科目や教職課程に関連した科目を設けています。
4. 武道による地域貢献や国際化に対応した「海外武道実習」と「地域武道実習」の選択必修科目を設けています。

## (2) 教育方法

1. 講義・実技・実習をバランスよく組み合わせて学修成果を高めます。
2. 専門科目は、各コースに分かれて授業を行い、武道の理論と形、技術の修得を通して高い競技力を身に付けます。
3. 4年間で学んできたことを「卒業研究」で自分自身の研究テーマに結実させていくことによって、卒業後の進路を見据えた専門知識・技能の定着を図ります。

## (3) 学修成果の評価

1. 各授業科目については、到達目標や成績評価の基準と具体的評価方法をシラバスに明示して学生に周知したうえで、公正で厳格な成績評価を実施します。
2. 4年間の学修成果は、必修の「卒業研究」により、提出された卒業論文・レポートをもとに総合的評価を行います。

## ◆ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

武道学科は、体育学の素養を備え、所定の課程を経て必要な所定の単位を修め、必修科目履修等の条件を満たすことで、次の資質・能力を有しているとして卒業を認定し、学士（武道学）の学位を授与します。

- DP1. 武道の理論と形や技術、トレーニング方法や指導方法についての専門的知識と幅広い教養、それらを通して高い競技力を身に付けるとともに、学修成果を活用し、誠意を持って指導する姿勢を有している。
- DP2. 習得した武道の知識・技能をもとに、他者に分かりやすく理解させる表現力と、武道に関する高い競技力を社会の様々な要請において活用できる能力を有している。
- DP3. 競技力の向上を通して、絶え間なく人格の錬磨を図るとともに、武道の普及を通して社会の精神的向上に自ら進んで貢献する意欲を有している。
- DP4. 卒業後は、アスリート、保健体育科教員、スポーツ指導者、トレーナー、警察官など将来、武道の知識・技能をもとに各界において他者と協調し、国際的に社会に貢献する意欲を有している。



# 武道学科課程要項

## I. 学 位

1. 体育学部武道学科において、4ヵ年以上在学し履修要件を満たし124単位以上を修得したものを卒業とし、学士（武道学）の学位を与える。
2. 学位を取得するには、全期間の単位数（卒業所要単位および科目区分）に従って履修する。  
単位構成は、基礎科目（総合教育科目、外国語科目）、専門科目（学部基礎科目、学科基礎教育科目、体育専門教育科目、専修教育科目、関連教育科目）からなり、年次ごとにそれぞれ修得する。

## II. カリキュラム設定の趣旨

わが国固有の武道の歴史や文化を通して、国家に対する国民としての正しい歴史観や民族意識を醸成し、また古流の武術や各武道の形を学ばせることによって技の構成原理や伝統的行動様式を理解させると共に、稽古法により技法、心法、礼法等、武道の術理を通して道理を探究させ、専門性の高い武道指導者を養成することを目的として編成されている。

また、国際的な武道指導者の育成と国際交流の推進、競技力向上への科学的な対応を目的としてカリキュラムを編成している。

## III. 科目構成

### 1. 授業科目の構成と卒業所要単位

武道学科授業科目の構成と卒業所要単位は以下の表のとおりである。

2年生から3年生への進級に必要な単位数は50単位とする。

基礎科目		専門科目				
総合教育科目	外国語科目	学部基礎科目	学科基礎教育科目	体育専門教育科目	専修教育科目	関連教育科目
14単位	6単位	16単位	24単位	32単位	26単位	6単位
20単位		104単位				
卒業所要単位 124単位						

### 2. 履修上限単位数

1年次	2年次	3年次	4年次
48単位	48単位	48単位	48単位

### 3. 履修編成

武道学科では、カリキュラム編成上から柔道、剣道、空手道・諸武道のいずれかに分かれて系列的に履修をしなければならない履修編成をとっている。

### 4. 武道学科履修科目一覧表

科目区分		必修・選択	履修
基礎科目	総合教育科目	選択	哲学A(2)、倫理学A(2)、国文学A(2)、東洋史A(2)、歴史学A(2)、※日本国憲法(2)、文化人類学A(2)、情報科学(2)、※情報処理A(2)、情報処理B(2)、異文化の理解A(2)、防災リーダー養成論(2)、防災リーダー養成論実習(2)
		選択 (留学生対象)	日本事情A(日本の歴史)(2)、日本事情A(日本の現代文化)(2)、日本事情C(自然環境)(2)、日本事情C(地方地誌)(2)
科目	外国語科目	必修	※英語1(1)、※英語2(1)、武道実用英語(2)
		選択 (留学生対象)	ドイツ語1(1)、ドイツ語2(1)、フランス語1(1)、フランス語2(1)、中国語1(1)、中国語2(1)、海外演習1(2) アカデミック日本語1A(1)、アカデミック日本語1B(1)、アカデミック日本語2A(1)、アカデミック日本語3B(1)、アカデミック日本語4A(1)、アカデミック日本語4B(1)、日本語スキルアップB(1)
専門	学部基礎科目	必修	※体育原理(2)、解剖学(2)、※運動生理学(2)、卒業研究1(2)、卒業研究2(2) 《体育方法学・実習》 ※体操(集団行動を含む)I(1)、※体操(集団行動を含む)II(1)、※水泳I(1)、水泳II(1) ※武道方法学実習柔道1(1)、※武道方法学実習柔道2(1) ※武道方法学実習剣道1(1)、※武道方法学実習剣道2(1) [柔道系列は剣道1・2を履修、剣道系列は柔道1・2を履修、空手・諸武道系列は柔道
		選択	武道論(2)、修行実習(2)、武道教育論(2) 地域武道実習(2)、海外武道実習(2) 社会実践教育論A I(2)、社会実践教育論A II(2)、社会実践教育論A III(2)、社会実践教育論B I(2)、社会実践教育論B II(2)、社会実践教育論B III(2)、柔道理論・実習1(1)、柔道理論・実習2(1)、柔道理論・実習3(1)、柔道理論・実習7(1)、柔道理論・実習8(1) 剣道理論・実習1(1)、剣道理論・実習2(1)、剣道理論・実習3(1)、剣道理論・実習7(1)、剣道理論・実習8(1) 空手道理論・実習1(1)、空手道理論・実習2(1)、空手道理論・実習3(1)、空手道理論・実習5(1)、空手道理論・実習6(1)、空手道理論・実習7(1)、
科	体育専門教育科目	必修	※スポーツ社会学(2)、※体力測定・評価(2)、※体育経営管理(2)、※スポーツ心理学(2)、※救急処置法実習I(1)、※救急処置法実習II(1)、 《体育方法学・実習》 ※器械運動I(1)、器械運動II(1)、※陸上競技I(1)、陸上競技II(1)、
		選択	スポーツ栄養学(2)、体育史(2)、コーチ学(2)、体育・スポーツ行政学(2)、テーピング・マッサージ論実習I(1)、テーピング・マッサージ論実習II(1) 《体育方法学・実習》 ※バレーボールI(1)、バレーボールII(1)、※バスケットボールI(1)、ラグビーII(1)、※ハンドボールI(1)、ハンドボールII(1)、※ソフトボールI(1)、
目	専修教育科目	必修	武道史(2)、武道指導特論(2) 民族文化論(2)、宗教文化論(2) 国際武道情報論・実習I(1)、国際武道情報論・実習II(1)、 武道運動学・実習I(1)、武道運動学・実習II(1)、比較武道論(武道哲学含む)(2)、 ※柔道専門実習1(1)、※柔道専門実習2(1)、※柔道専門実習3(1)、※柔道専門実習4(1)、 ※柔道専門実習5(1)、※柔道専門実習6(1)、※柔道専門実習7(1)、※柔道専門実習8(1)、 ※剣道専門実習1(1)、※剣道専門実習2(1)、※剣道専門実習3(1)、※剣道専門実習4(1)、 ※剣道専門実習5(1)、※剣道専門実習6(1)、※剣道専門実習7(1)、※剣道専門実習8(1)、 ※空手道専門実習1(1)、※空手道専門実習2(1)、※空手道専門実習3(1)、 ※空手道専門実習5(1)、※空手道専門実習6(1)、※空手道専門実習7(1)、 《武道方法学実習》 相撲1(1)、相撲2(1)、相撲3(1)、相撲4(1)、合気道1(1)、合気道2(1)、合気道3(1)、 なぎなた1(1)、なぎなた2(1)、なぎなた3(1)、なぎなた4(1)
		選択	発育発達老化論(2) [教職科目] ※学校保健(2)、※保健体育科指導法I(2)、※保健体育科指導法II(2)、 [健康運動指導士・健康運動実践者科目] 健康教育学(2)、運動処方論(2)、 [レクリエーション・インストラクター資格科目] レクリエーション論(2)、
卒業所要単位			総合教育科目14単位+外国語科目6単位+学部基礎科目16単位+学科基礎教育科目24単位+体育専門教育
備考			1. ※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。 2. 卒業研究(1・2)は、シラバスに示す講座のテーマを参照し十分な履修指導のもとに選択履修する。 3. ( )内は、単位数を表す。 4. 各種資格取得科目の履修については、便覧で示す科目をそれぞれに応じて選択履修する。

科 目	卒業所要単位数	
経済学 A(2)、心理学 A(2)、教育学 A(2)、社会科学概論 A(2)、 ※教育心理学(2)、※道德教育の理論と実践(2)、	選択科目から4年間で14単位以上選択履修	14単位
日本事情 B (近代日本の歩み) (2)、日本事情 B (日本の国際化) (2)、	日本事情 A・B・C は外国人留学生対象科目	
韓国語 1(1)、韓国語 2(1) [同一言語 1・2 を2単位以上選択履修する]、	必修4単位の他、2単位以上選択履修	6単位
アカデミック日本語 2 B(1)、アカデミック日本語 3 A(1)、 ビジネス日本語 A(1)、ビジネス日本語 B(1)、日本語スキルアップ A(1)、	留学生は「2. 外国語科目」の留学生対象科目を参照し履修	
		16単位
1・2 または 剣道 1・2 を選択履修]	1・2 同一種目2科目2単位を選択履修	
	1科目2単位以上選択履修	24単位
社会実践教育論 AIV(2) 社会実践教育論 BIV(2)	A、B どちらか8単位を選択履修	
柔道理論・実習 4(1)、柔道理論・実習 5(1)、柔道理論・実習 6(1)、 剣道理論・実習 4(1)、剣道理論・実習 5(1)、剣道理論・実習 6(1)、 空手道理論・実習 4(1)、 空手道理論・実習 8(1)	柔道系列は柔道理論・実習 1～8 を履修、 剣道系列は剣道理論・実習 1～8 を履修、 空手道・諸武道系列は空手道理論・実習 1～8 を履修	
※スポーツバイオメカニクス(2)、※公衆衛生学(2)、スポーツ医学(2)、		
※ダンス I(1)、ダンス II(1)		32単位
体力測定評価実習 I(1)、体力測定評価実習 II(1)、	8単位以上履修 I・II は同一科目2単位として履修	
バスケットボール II(1)、※サッカー I(1)、サッカー II(1)、※ラグビー I(1)、 ソフトボール II(1)	同一種目 I・II を2単位選択履修	
	1科目2単位以上履修	26単位
武道体力トレーニング論・実習 I(1)、武道体力トレーニング論・実習 II(1)、 精神文化論(2)、武道書講読(2)、整復概論(2)	8単位以上履修 I・II は同一科目2単位として履修	
※空手道専門実習 4(1)、 ※空手道専門実習 8(1)	柔道・剣道・空手道いずれか1種目8単位を履修	
合気道 4(1)、	同一種目4単位以上履修	
※教育行財政(2) エアロビクス運動理論・実習 I(1)、エアロビクス運動理論・実習 II(1) レクリエーション論実習 I(1)、レクリエーション論実習 II(1)		6単位
科目32単位+専修教育科目26単位+関連教育科目6単位	124単位	

## IV. 履修内容

### 1. 総合教育科目

所要単位数 14 単位

総合教育科目は、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和・発展させる科目である。

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
総合教育科目	哲学A	1~4		2	
	倫理学A	1~4		2	
	国文学A	1~4		2	
	東洋史A	1~4		2	
	歴史学A	1~4		2	
	※日本国憲法	1~4		2	
	経済学A	1~4		2	
	心理学A	1~4		2	
	教育学A	1~4		2	
	社会科学概論A	1~4		2	
	文化人類学A	1~4		2	
	情報科学	1~4		2	
	※情報処理A	1~4		2	
	情報処理B	1~4		2	
	異文化の理解A	1~4		2	
	※教育心理学	1~4		2	
	※道德教育の理論と実践	1~4		2	
	防災リーダー養成論	1・2		2	
	防災リーダー養成論実習	1・2		2	
	留学生対象科目	留事情A (日本の歴史)	1~4		2
留事情A (日本の現代文化)		1~4		2	
留事情B (近代日本の歩み)		1~4		2	
留事情B (日本の国際化)		1~4		2	
留事情C (自然環境)		1~4		2	
留事情C (地方地誌)		1~4		2	
総合教育科目 卒業所要単位 14単位		合計 単位			

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

・留学生対象科目について

学則第44条により必要があると認めるときは、履修することができる。

## 2. 外国語科目

所要単位数 6単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数	
			必修	選択		
外国語科目	※英語1	1	1			
	※英語2	1	1			
	武道実用英語	2	2			
	ドイツ語1	①	2	1		
	ドイツ語2		2	1		
	フランス語1	②	2	1		
	フランス語2		2	1		
	中国語1	③	2	1		
	中国語2		2	1		
	韓国語1	④	2	1		
	韓国語2		2	1		
	海外演習1	1~4		2		
	留学生対象科目	アカデミック日本語1 A	1			1
		アカデミック日本語1 B	1			1
		アカデミック日本語2 A	1			1
		アカデミック日本語2 B	1			1
		アカデミック日本語3 A	2			1
		アカデミック日本語3 B	2			1
		アカデミック日本語4 A	3・4			1
アカデミック日本語4 B		3・4		1		
ビジネス日本語A		2~4		1		
ビジネス日本語B		2~4		1		
日本語スキルアップA	1~4		1			
日本語スキルアップB	1~4		1			
外国語科目 卒業所要単位 6単位		合計			単位	

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

### ・海外演習について

研修先によって言語名を表記する。科目末尾番号は研修回数によって追加できる。

カナダ研修・オーストラリア研修・アメリカ研修・イギリス研修は、英語1・2に読み替えることができる。

韓国研修は、韓国語1・2に読み替えることができる。

中国研修は、中国語1・2に読み替えることができる。

### ・留学生対象科目について

学則第44条により必要があると認めるときは、履修することができる。その場合、日本語科目選択2単位と武道実用英語必修2単位、外国語科目選択2単位、計6単位以上を取得する。

3. 学部基礎科目

所要単位数 16 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
学部基礎科目	※体育原理	1	2		
	解剖学	1	2		
	※運動生理学	2	2		
	※体育方法学・実習（体操（集団行動を含む））Ⅰ	1	1		
	※体育方法学・実習（体操（集団行動を含む））Ⅱ	1	1		
	※武道方法学実習柔道 1	①	1		1
	※武道方法学実習柔道 2		1		1
	※武道方法学実習剣道 1	②	1		1
	※武道方法学実習剣道 2		1		1
	※体育方法学・実習（水泳）Ⅰ		1	1	
	体育方法学・実習（水泳）Ⅱ		1	1	
	卒業研究 1		3	2	
	卒業研究 2		4	2	
学部基礎科目 卒業所要単位 16単位		合計			単位

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）

・卒業研究 1・2 について

卒業研究 1・2 は一貫性をもって授業が行われるため、3 年次配当の卒業研究 1 の単位が取得できなかった者は、4 年次の卒業研究 2 を履修することができなくなり留年となる。

卒業研究は学科系と実技系に分かれるが、その選択は履修時に担当教員と相談し決定する。

各担当教員の卒業研究の演習題目は、Web 上のシラバス「授業計画」を参照すること。

#### 4. 学科基礎教育科目

所要単位数 24 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数	
			必修	選択		
学科基礎教育科目	武道論	1	2			
	修行実習	1	2			
	武道教育論	2	2			
	地域武道実習	1 科目 2 単位選択履修	3		2	
	海外武道実習		3		2	
	社会実践教育論 A I	① (教職講座)	2		2	
	社会実践教育論 A II		2		2	
	社会実践教育論 A III		3		2	
	社会実践教育論 A IV		3		2	
	社会実践教育論 B I	② (公務員講座)	2		2	
	社会実践教育論 B II		2		2	
	社会実践教育論 B III		3		2	
	社会実践教育論 B IV		3		2	
	柔道理論・実習 1	③	1		1	
	柔道理論・実習 2		1		1	
	柔道理論・実習 3		2		1	
	柔道理論・実習 4		2		1	
	柔道理論・実習 5		3		1	
	柔道理論・実習 6		3		1	
	柔道理論・実習 7		4		1	
	柔道理論・実習 8		4		1	
	剣道理論・実習 1	④	1		1	
	剣道理論・実習 2		1		1	
	剣道理論・実習 3		2		1	
	剣道理論・実習 4		2		1	
	剣道理論・実習 5		3		1	
	剣道理論・実習 6		3		1	
	剣道理論・実習 7		4		1	
	剣道理論・実習 8		4		1	
	空手道理論・実習 1	⑤	1		1	
	空手道理論・実習 2		1		1	
	空手道理論・実習 3		2		1	
空手道理論・実習 4	2			1		
空手道理論・実習 5	3			1		
空手道理論・実習 6	3			1		
空手道理論・実習 7	4			1		
空手道理論・実習 8	4			1		
学科基礎教育科目 卒業所要単位 24 単位			合計		単位	



5. 体育専門教育科目

所要単位数 必修 22 単位 選択 10 単位 計 32 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
体育専門教育科目	※スポーツ社会学	1	2		
	※体力測定・評価	1	2		
	※体育経営管理	1	2		
	※スポーツ心理学	2	2		
	※スポーツバイオメカニクス	2	2		
	※公衆衛生学	3	2		
	スポーツ医学	3	2		
	※救急処置法実習Ⅰ	4	1		
	※救急処置法実習Ⅱ	4	1		
	スポーツ栄養学	1		2	
	体育史	2		2	
	コーチ学	2		2	
	体育・スポーツ行政学	3		2	
	体力測定評価実習Ⅰ	3		1	
	体力測定評価実習Ⅱ	3		1	
	テーピング・マッサージ論実習Ⅰ	4		1	
	テーピング・マッサージ論実習Ⅱ	4		1	
	※体育方法学・実習（器械運動）Ⅰ	1	1		
	体育方法学・実習（器械運動）Ⅱ	1	1		
	※体育方法学・実習（陸上競技）Ⅰ	1	1		
体育方法学・実習（陸上競技）Ⅱ	1	1			
※体育方法学・実習（ダンス）Ⅰ	1	1			
体育方法学・実習（ダンス）Ⅱ	1	1			
※体育方法学・実習（バレーボール）Ⅰ	2		1		
体育方法学・実習（バレーボール）Ⅱ	2		1		
※体育方法学・実習（バスケットボール）Ⅰ	2		1		
体育方法学・実習（バスケットボール）Ⅱ	2		1		
※体育方法学・実習（サッカー）Ⅰ	2		1		
体育方法学・実習（サッカー）Ⅱ	2		1		
※体育方法学・実習（ラグビー）Ⅰ	2		1		
体育方法学・実習（ラグビー）Ⅱ	2		1		
※体育方法学・実習（ハンドボール）Ⅰ	2		1		
体育方法学・実習（ハンドボール）Ⅱ	2		1		
※体育方法学・実習（ソフトボール）Ⅰ	2		1		
体育方法学・実習（ソフトボール）Ⅱ	2		1		
体育専門教育科目 卒業所要単位数 32単位		合計		単位	

8単位を選択履修する。  
※同一名称のⅠ・Ⅱは同一科目 2 単位として履修する。

①～⑥のいずれか 2 単位 選択履修

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）



6. 専修教育科目

所要単位数 必修 4 単位 選択 22 単位 計 26 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
専修教育科目	武道史	1	2		
	武道指導特論	2	2		
	民族文化論	2		2	
	宗教文化論	2		2	
	国際武道情報論・実習Ⅰ	2		1	
	国際武道情報論・実習Ⅱ	2		1	
	武道体力トレーニング論・実習Ⅰ	3		1	
	武道体力トレーニング論・実習Ⅱ	3		1	
	武道運動学・実習Ⅰ	3		1	
	武道運動学・実習Ⅱ	3		1	
	比較武道論（武道哲学含む）	3		2	
	精神文化論	3		2	
	武道書講読	3		2	
	整復概論	3		2	
	※柔道専門実習 1	1		1	
	※柔道専門実習 2	1		1	
	※柔道専門実習 3	2		1	
	※柔道専門実習 4	2		1	
	※柔道専門実習 5	3		1	
	※柔道専門実習 6	3		1	
	※柔道専門実習 7	4		1	
	※柔道専門実習 8	4		1	
	※剣道専門実習 1	1		1	
	※剣道専門実習 2	1		1	
	※剣道専門実習 3	2		1	
	※剣道専門実習 4	2		1	
	※剣道専門実習 5	3		1	
	※剣道専門実習 6	3		1	
	※剣道専門実習 7	4		1	
	※剣道専門実習 8	4		1	
	※空手道専門実習 1	1		1	
	※空手道専門実習 2	1		1	
※空手道専門実習 3	2		1		
※空手道専門実習 4	2		1		
※空手道専門実習 5	3		1		
※空手道専門実習 6	3		1		
※空手道専門実習 7	4		1		
※空手道専門実習 8	4		1		
武道方法学実習相撲 1	2		1		
武道方法学実習相撲 2	2		1		
武道方法学実習相撲 3	3		1		
武道方法学実習相撲 4	3		1		
武道方法学実習合気道 1	2		1		
武道方法学実習合気道 2	2		1		
武道方法学実習合気道 3	3		1		
武道方法学実習合気道 4	3		1		
武道方法学実習なぎなた 1	2		1		
武道方法学実習なぎなた 2	2		1		
武道方法学実習なぎなた 3	3		1		
武道方法学実習なぎなた 4	3		1		
専修教育科目 卒業所要単位 26 単位		合計		単位	

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）

## 7. 関連教育科目

所要単位数 計 6 単位

各資格に係る科目が配当されているので資格を取得するものは便覧に示す「各種資格取得要項」(P.81) 事項を参照し履修する。

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
関連教育科目	発育発達老化論	3		2	
	[教職科目]				
	※学校保健	3		2	
	※保健体育科指導法Ⅰ	3		2	
	※保健体育科指導法Ⅱ	3		2	
	※教育行財政	3・4		2	
	[健康運動指導士・健康運動実践指導者科目]				
	健康教育学	3		2	
	運動処方論	3・4		2	
	エアロビクス運動理論・実習Ⅰ	3・4		1	
	エアロビクス運動理論・実習Ⅱ	3・4		1	
	[レクリエーション・インストラクター資格科目]				
	レクリエーション論	3		2	
	レクリエーション論実習Ⅰ	4		1	
レクリエーション論実習Ⅱ	4		1		
関連教育科目 卒業所要単位数 6 単位			合計 単位		

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

## V. 卒業後の方向

卒業生の進路については、特に保健体育科の教員をはじめ、警察官、消防官、刑務官、市役所、市町村設置の健康増進センター等の各種公務員、商業スポーツ施設や地域スポーツ施設での従事者、青年海外協力隊や海外武道指導者などの道に進むことが期待される。

### 卒業までに取得できる資格、又は修了証明書が発行される資格等

<b>教員免許状資格取得</b> 保健体育 高等学校 1 種・中学校 1 種 小学校 2 種 (卒業時資格取得可能) ※「教職課程履修要項」を参照	<b>健康運動指導士・健康運動実践指導者</b> (受験資格)
<b>日本体育協会公認スポーツ指導者</b> 共通科目コースⅠ＋Ⅱ＋Ⅲ修了証明書 専門科目コース空手道コーチⅠ修了証明書 スポーツ指導基礎資格「スポーツリーダー」認定書	<b>レクリエーション・インストラクター資格</b> (卒業時資格取得可能)

# スポーツ医科学科

スポーツ医科学科の教育研究上の目的・教育方針	54
スポーツ医科学科の3つのポリシー	55
スポーツ医科学科課程要項	
I. 学 位	57
II. カリキュラム設定の趣旨	57
III. 科目構成	57
1. 授業科目の構成と卒業所要単位	57
2. 履修上限単位数	57
3. 履修編成	57
4. スポーツ医科学科 履修科目一覧表	58
IV. 履修内容	60
1. 総合教育科目	60
2. 外国語科目	61
3. 学部基礎科目	62
4. 学科基礎教育科目	62
5. 専修教育科目	63
6. 体育専門教育科目	64
7. 関連教育科目	65
V. 卒業後の方向	65

# スポーツ医科学科の教育研究上の目的

スポーツ医科学科においては、大学に学び研鑽するものとして不可欠な主体性を持って学び、考える能力の育成と、医療職たる救急救命士資格取得を目指すものに必須の高い倫理観と豊かな教養の醸成を目的とする。そのうえに、基礎ならびに臨床医学、救急処置、救助等広範な分野にわたり理論・基礎から最新の高度救急医療技術まで確実に身につけ、救急現場やスポーツ時の事故に際し、全体を把握し柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる職業人の養成を目指す。

さらに、高度救急医療の専門職として救急救命活動での主導的役割を果たす能力、一般市民に対する啓蒙教育活動、大学院や職場において救急医療に関する研究教育活動を行える素養を培う事を重要な目的と考えている。

また体育学部に属する特性を生かし、救急救命士資格を持った保健体育教員、養護教諭等も養成し児童生徒により安全な教育環境を提供する事をめざしている。

## スポーツ医科学科の教育方針

スポーツ医科学科では、救急現場において、沈着かつ迅速に高度な応急処置を実施するために、総合的な医学知識及び技術が要求されていることから、徹底した理論教育と実践教育を行う。

日本の救急医療の指導的役割を担い、かつ、国際的に活躍できる人材を養成するために医学専門教育はもちろんのこと、総合教育と外国語教育を重視したカリキュラムを編成した。

1. 資格取得カリキュラム編成として、救急救命士の国家試験に対応した教育課程を編成した。他に、養護教諭、保健体育教諭の資格取得のための科目を配置した。
2. スポーツ事故や交通事故等の現場において、救助から救急処置が一貫して行える知識と技術習得のカリキュラムとして、救助実習を取り入れた。
3. 国際協力の推進ができる救急医療技術者の養成も目指すことから、医療英語等を配置した。
4. 障害者に配慮した救急処置が出来るように、手話演習を配置した。

# スポーツ医科学科の3つのポリシー

## ◆ 入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）

スポーツ医科学科では、将来、救急救命医療やスポーツ、教育の分野に進みたいと願う情熱と協調性に富んだ学生を受け入れます。

また、このような入学者を適正に判定するために、次に掲げる観点から、多様な方法による入学者選抜を実施します。一般入試では、筆記試験に加え運動能力証明書の審査を実施します。

### AP1. [知識・理解・技能]

スポーツ医科学科の教育を受けるために必要な基礎学力としての知識と、秀でた体育実技能力を有している。

(AP1-1) 英語、国語、地理歴史、公民、数学、理科などについて、高等学校などで身につけるべき標準的な知識を有する。

(AP1-2) 優れた体育実技能力を有している。

(AP1-3) スポーツ活動において優秀な成績を修め、入学後、スポーツ活動を継続する意欲と卒業条件を達成する強い意志を有している。

### AP2. [思考力・判断力・表現力]

体育・スポーツ・救急救命医療において、問題点を分析し、自ら工夫することで知能・技能を向上させる意欲を有している。

### AP3. [主体性・多様性・協働性]

授業や実技において、他者と協調して真摯に取り組み、自ら進んで行動する姿勢を有している。

### 【入学前に身に付けておくべきこと】

1. 英語、国語、地理歴史や公民、加えて数学や理科について、高等学校などで身に付けるべき標準的な知識を有していること。
2. 自ら課題を発見し、論理的に説明できるプレゼンテーション力を補強すること。

## ◆ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

### (1) 教育課程と内容

1. 本学科の教育課程は、「総合教育科目」、「外国語科目」及び「専門科目」を設けています。

「総合教育科目」は、幅広く深い教養と総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和・発展させることを目的として設けています。また、防災教育科目として、社会の構成員に求められる共助の精神に基づく積極的な活動意志（ボランティア精神）を形成し、災害に対する知識と対応技術等を養成することにより防災力を身につけることを目的とした科目を設けています。

「外国語科目」は、英語や他の言語を学び、コミュニケーション能力の充実を図ります。また、救急救命医療に特化した専門的英語知識を学ぶ科目「医療英語」を設置しています。

「専門科目」では、幅広い分野の教育研究に触れつつ、自らの興味・関心と能力・適性等に基づいて、知識や実践力を修得するために、以下の科目群に分け体系的に科目を設けています。

- ①学部基礎科目: 体育に関する基本的知識や技術を身につけるため必修科目として設置しています。また、



武道教育として「柔道」と「剣道」のどちらかを選択必修とし、文武両道の実践を体得します。

- ②学科基礎科目：スポーツ医科学科として身に付けるべき知識・技能を学修するため必修科目を設けています。
  - ③専修教育科目：救急救命士資格（国家資格）取得のために必要な救急救命、救急医学等専門的な医学知識を修得する科目を設けており、すべて必修科目に設定しています。
  - ④体育専門教育科目：体育学に関する科目や体育実習に関する選択科目を設置しています。
  - ⑤関連教育科目：関連領域を学修し、幅広い視野や知識を身に付ける科目を設けています。
2. 救急救命士として必要な技術や判断能力及び医療現場での実践力を修得する実習科目を多く設置しています。また、幅広い視野を持つために海外演習も選択科目として設けています。
  3. 初年度に学部基礎科目の必修科目として宿泊を伴う「水泳・水難救助実習」を設けることで、スムーズな大学生活への導入を促進し、自立的で自主的な学習態度や社会に適應するためのコミュニケーション能力も併せて獲得出来るように設定しています。

## (2) 教育方法

1. 講義、実験・実習・実技や体験学習とバランスよく組み合わせて学修成果を高めます。
2. 専門科目は、実際の医療現場での実践力を修得するために、グループワークやPBLなど積極的に導入し、学内外での実習を多く実施します。
3. 専門知識と技術を有した実習助手やティーチング・アシスタント(TA)を活用した授業支援により、可能な限りアクティブ・ラーニングを取り入れた実習授業を行います。
4. 4年間で学んできたことを「卒業研究」によって、卒業後の進路を見据えた専門知識・技能の定着を図ります。

## (3) 学修成果の評価

1. 各授業科目については、到達目標や成績評価の基準と具体的評価方法をシラバスに明示して学生に周知したうえで、公正で厳格な成績評価を実施します。
2. 学生の4年間の学修成果は、必修の「卒業研究」を基に総合的評価を行います。

## ◆ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

スポーツ医科学科は、体育学の素養を備え、所定の課程を経て所定の単位を修め、必修科目履修等の条件を満たすことで、次の資質・能力を有しているとして卒業を認定し、学士（スポーツ医科学）の学位を授与します。

- DP1. 高い教養と病院前救急医療を中心とした救急救命士として必要とされる専門的な知見や総合的な救急・救命処置技術を実践する能力を身に付け、学習成果を状況に応じて誠意を持って活用する姿勢を有している。
- DP2. 習得した知識・技能をもとに、論理的に考える力や自らの考えを他者に理解させる力を活用して、人間関係を構築する能力を有している。
- DP3. 救急医学・救急医療の高度化や社会情勢の変化に関心をもち、地域社会に貢献するために、高い倫理感と生涯学び続ける意欲を有している。
- DP4. 救急医療をはじめとする各種領域における諸問題に対して、スポーツ医科学の知識・技能をもとに、他者を尊び、他者と協調して、解決に取り組む姿勢を有している。

# スポーツ医科学科課程要項

## I. 学 位

1. 体育学部スポーツ医科学科において、4カ年以上在学し履修要件を満たし127単位以上を修得したものを卒業とし、学士（スポーツ医科学）の学位を与える。
2. 学位を取得するには、全期間の単位数（卒業所要単位および科目区分）に従って履修する。  
単位構成は、基礎科目（総合教育科目、外国語科目）、専門科目（学部基礎科目、学科基礎教育科目、専修教育科目、体育専門教育科目、関連教育科目）からなり、年次ごとにそれぞれ修得する。

## II. カリキュラム設定の趣旨

21世紀における救急医療体制の一端を担い、急速に進歩する救急医学・救急医療の高度な専門知識と幅広い教養を身につけ、また、強健な体力と精神力を備えた、指導的な役割を担いうる人材の養成を目的として編成されている。

## III. 科目構成

### 1. 授業科目の構成と卒業所要単位

スポーツ医科学科授業科目の構成と卒業所要単位は以下の表のとおりである。  
2年生から3年生への進級に必要な単位数は65単位とする。

基 礎 科 目		専 門 科 目				
総合教育科目	外国語科目	学部基礎科目	学科基礎教育科目	専修教育科目	体育専門教育科目	関連教育科目
16単位	8単位	15単位	19単位	67単位	2単位	0単位
24単位		103単位				
卒業所要単位 127単位						

### 2. 履修上限単位数

1年次	2年次	3年次	4年次
49単位	49単位	49単位	49単位

### 3. 履修編成

スポーツ医科学科の教育課程は、基礎分野としての総合教育科目、外国語科目、学部基礎科目、専門分野としての学科基礎教育科目、専修教育科目、体育専門教育科目及び関連教育科目により編成し、幅広い教養と救急医学・医療、災害救助、災害医学・医療及び健康に関する科目を累積的・段階的に学修が出来るように編成されている。

4. スポーツ医科学科 履修科目一覧表

科目区分		必修・選択	履 修
基礎科目	総合教育科目	選 択	哲学A(2)、倫理学A(2)、国文学A(2)、東洋史A(2)、歴史学A(2)、※○日本国憲法(2)、経済学A(2)、自然科学(生物系A)(2)、自然科学(生物系B)(2)、自然科学(物理系A)(2)、情報科学(2)、※○道徳教育の理論と実践(2)、防災リーダー養成論(2)、防災リーダー養成論実習(2)
		選 択 (留学生対象)	日本事情A(日本の歴史)(2)、日本事情A(日本の現代文化)(2)、日本事情C(自然環境)(2)、日本事情C(地方地誌)(2)
	外国語科目	必 修	※○英語1(1)、※○英語2(1)、英語3(1)、英語4(1)、医療英語(2)
		選 択	ドイツ語1(1)、ドイツ語2(1)、フランス語1(1)、フランス語2(1)、中国語1(1)、中国語2(1)、海外演習1(2)
		必 修 (留学生対象)	アカデミック日本語1A(1)、アカデミック日本語1B(1)、アカデミック日本語2A(1)、
		選 択 (留学生対象)	※○英語1(1)、※○英語2(1)、英語3(1)、英語4(1)、ドイツ語1(1)、ドイツ語2(1)、韓国語1(1)、韓国語2(1)、海外演習1(2)、アカデミック日本語3A(1)、アカデミック日本語3B(1)、ビジネス日本語B(1)、日本語スキルアップA(1)、日本語スキルアップB(1)
専 門 科 目	学部基礎科目	必 修	※体育原理(2)、○解剖学(2)、※運動生理学(2)、卒業研究1(2)、卒業研究2(2) 《体育方法学・実習》 ※体操(集団行動を含む)I(1)、※体操(集団行動を含む)II(1)、水泳・水難救助(1)
		選 択	《体育方法学・実習》※○柔道I(1)、※○柔道II(1)、※○剣道I(1)、
	学科基礎教育科目	必 修	医学概論(2)、※○生理学(遺伝学を含む)(2)、薬理学(2)、病理学(2)、救助概論(2)、患者搬送技術論(2)、※○衛生学・公衆衛生学(2)、救急医療行政(関係法令を含む)(1)
	専修教育科目	必 修	《講義科目》 内科学1(総論:呼吸・循環)(2)、内科学2(各論:呼吸・循環)(2)、 外科学1(2)、外科学2(2)、外傷学(2)、 災害医学(中毒学を含む)(2)、鑑別診断学(2)、蘇生学(2)、整形外科学(2)、 《実習科目》 救助実習(初期救助)(2)、※○救急処置実習A-I(6)、※○救急処置実習A-II(6)、 ○救急処置実習C-1(救急車同乗実習)(4)、○救急処置実習C-2(救急車同乗実習)(1)、
	体育専門教育科目	必 修	《体育方法学・実習》水難救助・プール(1)、※野外教育・遭難救助(1)
		選 択	※体育経営管理(2)、※スポーツ心理学(2)、※体力測定・評価(2) 《体育方法学・実習》 ※器械運動(1)、※陸上競技(1)、※ダンス(1)、※水泳(1)、※バスケットボール(1)、 ※ラグビー(1)、※ソフトボール(1)、野外教育・水難救助河川(1)
	関連教育科目	選 択	手話演習(2)、○栄養学(2)、○健康教育学(2)、○予防医学(2)、○養護概説(2)、○養護教職論(2)、 ※○学校保健(2)、キャリアアップ実践講座(2)、コミュニケーション演習I(1)、
卒業所要単位		総合教育科目16単位+外国語科目8単位+学部基礎科目15単位+学科基礎教育科目19単位+専修教育科目67単位	
備 考		1. ※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。 2. ○印は、養護教員免許状取得に関連する科目を表す。 3. ( )内は、単位数を表す。 4. 各種資格取得科目の履修については、便覧で示す科目をそれぞれに応じて選択履修する。	



科 目	卒業所要単位数	
心理学A(2)、教育学A(2)、社会科学概論A(2)、文化人類学A(2)、 ※○情報処理A(2)、情報処理B(2)、異文化の理解A(2)、※○教育心理学(2)、 [16単位以上]	選択科目から4年間で16 単位以上選択履修	16単位
日本事情B（近代日本の歩み）(2)、日本事情B（日本の国際化）(2)、 [6単位]	日本事情A・B・Cは外 国人留学生対象科目	
韓国語1(1)、韓国語2(1) [同一言語1・2を2単位以上選択履修する]、 [2単位以上]	6単位必修、他2単位以上 選択履修	8単位
アカデミック日本語2B(1)、医療英語(2) [6単位]	留学生は「2. 外国語科 目」の項を参照し選択履 修	8単位
フランス語1(1)、フランス語2(1)、中国語1(1)、中国語2(1)、 アカデミック日本語4A(1)、アカデミック日本語4B(1)、ビジネス日本語A(1)、 [2単位以上]		
[13単位]		15単位
※○剣道II(1) [同一種目I・IIを2単位選択履修する] [2単位以上]		
○生化学・微生物学（免疫学を含む）(2)、○介護・看護学概論(2)、 [19単位]		19単位
内科学3（総論：消化器・内分泌）(2)、内科学4（各論：消化器・内分泌）(2)、 ※小児科学1(2)、※小児科学2(2)、※救急医学1(2)、※救急医学2(2)、 ※精神医学(1)、放射線医学(1)、救急疾病各論(4) [36単位]		67単位
※○救急処置実習A-III(6)、救急処置実習B（病院内実習）(2)、 救急処置実習D（事例研究）(4) [31単位]		
[2単位]		
※ハンドボール(1)、※バレーボール(1)、※サッカー(1)、 [2単位]		2単位
スポーツ医学(2)、救急処置実習E（海外実習）(1)、○精神衛生学(2)、 コミュニケーション演習II（1） [0単位]		0単位
+体育専門教育科目2単位+関連教育科目0単位		127単位

## IV. 履修内容

### 1. 総合教育科目

所要単位数 16 単位

総合教育科目は、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和・発展させる科目である。

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
総合教育科目	哲学A	1~4		2	
	倫理学A	1~4		2	
	国文学A	1~4		2	
	東洋史A	1~4		2	
	歴史学A	1~4		2	
	※○日本国憲法	1~4		2	
	経済学A	1~4		2	
	心理学A	1~4		2	
	教育学A	1~4		2	
	社会科学概論A	1~4		2	
	文化人類学A	1~4		2	
	自然科学(生物系A)	1~4		2	
	自然科学(生物系B)	1~4		2	
	自然科学(物理系A)	1~4		2	
	情報科学	1~4		2	
	※○情報処理A	1~4		2	
	情報処理B	1~4		2	
	異文化の理解A	1~4		2	
	※○教育心理学	1~4		2	
	※○道徳教育の理論と実践	1~4		2	
防災リーダー養成論	1・2		2		
防災リーダー養成論実習	1・2		2		
留学生対象科目	日本事情A(日本の歴史)	1~4		2	
	日本事情A(日本の現代文化)	1~4		2	
	日本事情B(近代日本の歩み)	1~4		2	
	日本事情B(日本の国際化)	1~4		2	
	日本事情C(自然環境)	1~4		2	
	日本事情C(地方地誌)	1~4		2	
総合教育科目 卒業所要単位数 16単位			合計 単位		

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

○印は、養護教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

・留学生対象科目について

学則第44条により必要があると認めるときは、履修することができる。

## 2. 外国語科目

所要単位数 8 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
外国語科目	※○英語 1	1	1		
	※○英語 2	1	1		
	英語 3	2	1		
	英語 4	2	1		
	医療英語	2	2		
	ドイツ語 1	①	2		1
	ドイツ語 2		2		1
	フランス語 1	②	2		1
	フランス語 2		2		1
	中国語 1	③	2		1
	中国語 2		2		1
	韓国語 1	④	2		1
	韓国語 2		2		1
	海外演習 1		1~4		2
	留学生対象科目	アカデミック日本語 1 A	1	1	
アカデミック日本語 1 B		1	1		
アカデミック日本語 2 A		1	1		
アカデミック日本語 2 B		1	1		
アカデミック日本語 3 A		2		1	
アカデミック日本語 3 B		2		1	
アカデミック日本語 4 A		3・4		1	
アカデミック日本語 4 B		3・4		1	
ビジネス日本語 A		2~4		1	
ビジネス日本語 B		2~4		1	
日本語スキルアップ A	1~4		1		
日本語スキルアップ B	1~4		1		
外国語科目 卒業所要単位 8 単位			合計 単位		

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

○印は、養護教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

・海外演習について

研修先によって言語名を表記する。科目末尾番号は研修回数によって追加できる。

カナダ研修・オーストラリア研修・アメリカ研修・イギリス研修は、英語 1・2 に読み替えることができる。

韓国研修は、韓国語 1・2 に読み替えることができる。

中国研修は、中国語 1・2 に読み替えることができる。

・留学生対象科目について

学則第 44 条により必要があると認めるときは、履修することができる。その場合、日本語科目必修 4 単位と医療英語 2 単位の計 6 単位と、その他外国語科目より 2 単位を選択履修し合計 8 単位以上を取得する。

### 3. 学部基礎科目

所要単位数 15 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
学部基礎科目	※ 体育原理	1	2		
	○解剖学	1	2		
	※ 運動生理学	2	2		
	※ 体育方法学・実習（体操（集団行動を含む））Ⅰ	1	1		
	※ 体育方法学・実習（体操（集団行動を含む））Ⅱ	1	1		
	※○体育方法学・実習（柔道）Ⅰ	1		1	
	※○体育方法学・実習（柔道）Ⅱ				
	※○体育方法学・実習（剣道）Ⅰ	1		1	
	※○体育方法学・実習（剣道）Ⅱ				
	体育方法学・実習（水泳・水難救助）	1	1		
	卒業研究Ⅰ	3	2		
卒業研究Ⅱ	4	2			
学部基礎科目 卒業所要単位 15単位		合計			単位

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）

○印は、養護教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）

・体育方法学・実習（水泳・水難救助）について

体育方法学・実習（水泳・水難救助）は1単位45時間を必修とし、野外教育での実践を通して集団生活における人間関係の在り方をはじめ、海における水難救助法の実習を行う。

### 4. 学科基礎教育科目

所要単位数 19 単位

学科基礎教育科目は専門科目を履修するための基礎科目である。

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
学科基礎教育科目	医学概論	1	2		
	※○生理学（遺伝学を含む）	1	2		
	薬理学	1	2		
	病理学	1	2		
	○生化学・微生物学（免疫学を含む）	1	2		
	○介護・看護学概論	1	2		
	救助概論	1	2		
	患者搬送技術論	2	2		
	※○衛生学・公衆衛生学	3	2		
	救急医療行政（関係法令を含む）	4	1		
学科基礎教育科目 卒業所要単位 19単位		合計			単位

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）

○印は、養護教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）

## 5. 専修教育科目

所要単位数 67 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
専修教育科目	内科学1 (総論:呼吸・循環)	2	2		
	内科学2 (各論:呼吸・循環)	2	2		
	内科学3 (総論:消化器・内分泌)	2	2		
	内科学4 (各論:消化器・内分泌)	2	2		
	外科学1	2	2		
	外科学2	3	2		
	外傷学	3	2		
	※ 小児科学1	2	2		
	※ 小児科学2	2	2		
	※ 救急医学1	3	2		
	※ 救急医学2	3	2		
	災害医学 (中毒学を含む)	3	2		
	鑑別診断学	4	2		
	蘇生学	4	2		
	整形外科学	4	2		
	※ 精神医学	4	1		
	放射線医学	4	1		
	救急疾病各論	2	4		
	救助実習 (初期救助)	1	2		
	※○救急処置実習A-I	1	6		
	※○救急処置実習A-II	2	6		
	※○救急処置実習A-III	3	6		
	救急処置実習B (病院内実習)	3	2		
○救急処置実習C-1 (救急車同乗実習)	3	4			
○救急処置実習C-2 (救急車同乗実習)	3	1			
救急処置実習D (事例研究)	4	4			
専修教育科目 卒業所要単位 67単位		合計			単位

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

○印は、養護教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

・救急処置実習の区分と実習内容

- ① 救急処置実習は、学内で行われる実習 (A-I、A-II、A-III、C-1、D) と、学外で行われる病院内実習 (B)、救急車同乗実習 (C-2) とがある。
- ② 第1年次における実習… 救急医療に関する、基本的なバイタルサインなどの観察および処置要領等について6単位 135時間のシミュレーション実習 (原則として6~7人1組の班を編成し、12班1クラスとする。)を行う。
- ③ 第2年次における実習… 救急医療に関する感染防止、診断機器を活用した観察要領及び観察結果に基づいた処置要領、患者搬送等について、6単位 135時間のシミュレーション実習 (1年次と同様の班編成とする。)を行う。
- ④ 第3年次における実習… 救急救命処置に関する各種の具体的な処置要領及び救急現場から医療機関搬送までの総合想定対応要領について10単位 225時間のシミュレーション実習 (1年次と同様の班編成とする。)及び実際の救急活動及び医療機関内における傷病者の観察・処置・搬送要領について3単位 232時間の臨地実習を行う。
  - イ、第2次、第3次医療機関の救急救命センター等における病院内実習は原則として2名を1班として、8当直 192時間。当該医療機関の指導医師のもとで実習を行う。
  - ロ、救急車同乗実習は、実際に救急現場で活動する消防機関の救急車に同乗して、5日間 40時間、当該消防機関の救急隊長の指導のもとで実習を行う。
- ⑤ 第4年次における実習… 実際の救急現場で発生した事例を想定課題として提示し、各班においてその対応要領について検討・発表等4単位 90単位のシミュレーション実習 (1年次と同様の班編成とする。)を行う。

6. 体育専門教育科目

所要単位数 2 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
体育専門教育科目	※ 体育経営管理	1		2	
	※ スポーツ心理学	2		2	
	※ 体力測定・評価	3		2	
	体育方法学・実習（水難救助・プール）	1	1		
	※ 体育方法学・実習（野外教育・遭難救助）	2	1		
	※ 体育方法学・実習（器械運動）	1		1	
	※ 体育方法学・実習（陸上競技）	1		1	
	※ 体育方法学・実習（ダンス）	1		1	
	※ 体育方法学・実習（水泳）	1		1	
	※ 体育方法学・実習（バスケットボール）	1		1	
	※ 体育方法学・実習（ハンドボール）	1		1	
	※ 体育方法学・実習（バレーボール）	1		1	
	※ 体育方法学・実習（サッカー）	1		1	
	※ 体育方法学・実習（ラグビー）	1		1	
	※ 体育方法学・実習（ソフトボール）	1		1	
	体育方法学・実習（野外教育・水難救助河川）	2		1	
体育専門教育科目 卒業所要単位数 2 単位		合計			単位

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）

・体育方法学・実習（水難救助・プール）、体育方法学・実習（野外教育・遭難救助）について

体育方法学・実習（水難救助・プール）は1単位45時間を必修とし、野外教育での実践を通して集団生活における人間関係の在り方をはじめ、海における水難救助法の実習を行う。同じく（野外教育・遭難救助）は、1単位45時間を必修とし、野外教育での実践を通して集団生活における人間関係の在り方をはじめ、冬山における遭難救助法の実習を行う。

## 7. 関連教育科目

所要単位数 0 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
関連教育科目	手話演習	1		2	
	○栄養学	1		2	
	○健康教育学	2		2	
	○予防医学	2		2	
	○養護概説	2		2	
	○養護教職論	2		2	
	スポーツ医学	2		2	
	救急処置実習 E (海外実習)	2・3		1	
	○精神衛生学	3		2	
	※○学校保健	3		2	
	キャリアアップ実践講座	3		2	
	コミュニケーション演習 I	3		1	
	コミュニケーション演習 II	4		1	
関連教育科目 卒業所要単位数 0 単位		合計			単位

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

○印は、養護教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

## V. 卒業後の方向

卒業生の進路としては、救急救命士の資格をもって、消防官、警察官、養護教諭、保健体育教諭、市役所、病院等の医療機関、養護高齢者施設、商業スポーツ施設や地域スポーツ施設、サービス業、青年海外協力隊等の道が開かれている。

### ■ 卒業までに取得できる国家試験受験資格及びその他の資格

救急救命士国家試験受験資格 (卒業時国家試験受験資格取得可能)	※教員免許状資格取得 養護教諭 1 種 (卒業時資格取得可能)
※教員免許状資格取得 保健体育 高等学校 1 種・中学校 1 種 (卒業時資格取得可能)	

※「教職課程履修要項」を参照





# こどもスポーツ教育学科

こどもスポーツ教育学科の教育研究上の目的・教育方針	68
こどもスポーツ教育学科の3つのポリシー	69
こどもスポーツ教育学科課程要項	
I. 学 位	71
II. カリキュラム設定の趣旨	71
III. 科目構成	71
1. 授業科目の構成と卒業所要単位	71
2. 履修上限単位数	71
3. 履修編成	71
4. こどもスポーツ教育学科 履修科目一覧表	72
IV. 履修内容	74
1. 総合教育科目	74
2. 外国語科目	75
3. 学部基礎科目	76
4. 学科基礎教育科目	76
5. 体育専門教育科目	77
6. 専修教育科目	78
7. 関連教育科目	78
8. 随意科目	79
V. 卒業後の方向	79
VI. こどもスポーツ教育学科教育実習及び介護等体験参加条件	79

# こどもスポーツ教育学科の教育研究上の目的

近年、学力・体力の低下、いじめ、不登校、学級崩壊などの学校をめぐる様々な問題が指摘されている。加えて、少子高齢化や環境問題などの国民的な課題も顕在化し、学校期のこどもをどのように教育していくかは極めて重要なテーマである。

こどもスポーツ教育学科では、こうした学校をめぐる問題や様々な課題を解決すべく、体育・スポーツ活動を主な履修内容とし、主に小学校の教育者としての高い専門性を身に付ける。また、具体的な教育実践の力を備えた優れた教員の育成を目指し、次の点を具体的な目的とする。

1. 高いレベルの専門性を有し、各教科等における先進的な研究を追究する。
2. 武道の精神を身に付けるとともにコミュニケーション能力に優れた豊かな人間性を確立する。
3. 様々な教育課題へ適切に対応できる教育実践力を育成する。
4. 体育・スポーツを通じた学校づくりや地域づくりに貢献できる資質を養う。

## こどもスポーツ教育学科の教育方針

こどもスポーツ教育学科では、高い専門性と優れた実践力を兼ね備えた小学校教員を主に養成するために次のような教育方針を掲げる。

1. 小学校の各教科等の先進的な教育に取り組むことができる教員を養成するために、高い専門性と具体的な実践力を養う。
2. 国土館の伝統である武道の精神を取り入れ、柔道・剣道等を通じて、礼節の大切さや自己を抑制し相手を尊重するなどの精神面での教育に結びつくことを体得する。
3. 「こども栄養学」などの科目を通じて、近年のこどもの発育・発達の問題点を考察し、こどもの健全な成長を担える人材を育成する。
4. 「小学校英語」を必修とし、小学校での外国語活動（主に「英語」）の指導ができる指導力を身に付ける。
5. 臨海・キャンプ、スキーなど自然の中での集団生活や集団活動を通じて、感性や創造力などを磨き、幅広い教育者を育成する。

# こどもスポーツ教育学科の3つのポリシー

## ◆ 入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）

こどもスポーツ教育学科では、将来、体育・スポーツが得意な小学校教員や中学校・高等学校の保健体育科教員、体育・スポーツを基盤とした総合教育の分野に進みたいと願う情熱と協調性に富んだ学生を受け入れます。

また、このような入学者を適正に判定するために、次に掲げる観点から、多様な方法による入学者選抜を実施します。一般入試では、筆記試験に加え基本的運動技能についての実技試験を実施します。

### AP1. [知識・理解・技能]

こどもスポーツ教育学科の教育を受けるために必要な基礎学力としての知識と、秀でた体育実技能力を有している。

(AP1-1) 英語、国語、地理歴史、公民、数学、理科などについて、高等学校などで身につけるべき標準的な知識を有する。

(AP1-2) 優れた体育実技能力を有している。

(AP1-3) スポーツ活動において優秀な成績を修め、入学後、スポーツ活動を継続する意欲と卒業条件を達成する強い意志を有している。

### AP2. [思考力・判断力・表現力]

体育・スポーツや初等・中等教育において、問題点を分析し、自ら工夫することで知能・技能を向上させる意欲を有している。

### AP3. [主体性・多様性・協働性]

授業や実技において、他者と協調して真摯に取り組み、自ら進んで行動する姿勢を有している。

### 【入学前に身に付けておくべきこと】

1. 英語、国語、地理歴史や公民、加えて数学や理科について、高等学校などで身に付けるべき標準的な知識を有していること。
2. 自ら課題を発見し、論理的に説明できるプレゼンテーション力を補強すること。

## ◆ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

### (1) 教育課程と内容

1. 幅広く深い教養と総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和・発展させることを目的とした「総合教育科目」を設けています。
2. 「外国語科目」を設け、英語や他の言語を学び、コミュニケーション能力の充実を図ります。また、小学校での外国語活動の指導力を身に付けることに特化した科目「小学校英語」を設けています。
3. 「専門科目」では、小学校教諭、中学校・高等学校保健体育教諭の免許取得を目指した専門教育を行うため以下の科目群に分け体系的に科目を設けています。

①学部基礎科目：体育に関する基本的知識や技術を身に付けるための必修科目を設けています。また、武道教育として「柔道」と「剣道」のどちらかを選択必修とし、文武両道の実践を体得し、武道の精神と技能を身に付けます。

- ②学科基礎教育科目：こどもスポーツ教育学科として身に付けるべき知識・技能を学修するための必修科目を設けています。
- ③専修教育科目・関連教育科目：小学校及び中学校・高等学校の各教科等で必要となる専門的な知識・技能と指導力を身に付けるための必修科目を設けています。
- ④体育専門教育科目：体育・スポーツの専門的な知識・技能と指導力を身に付けるための科目を設けています。

## (2) 教育方法

1. 講義、実験・実習・実技や体験学習をバランスよく組み合わせて学修成果を高めます。
2. 専門科目は、高い専門性とすぐれた実践力を兼ね揃えた学校教員を目指すため、実習・実技や模擬授業等を取り入れた実践的な授業を行います。
3. 4年間で学んできたことを「卒業研究」によって、卒業後の進路を見据えた専門的な知識・技能の伸長を図ります。

## (3) 学修成果の評価

1. 各授業科目については、到達目標や成績評価の基準と具体的評価方法をシラバスに明示して学生に周知したうえで、公正で厳格な成績評価を実施します。
2. 学生が4年間の学修成果は、必修の「卒業研究」によって行い、提出された卒業論文・レポート等をもとに総合的評価を行います。

## ◆ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

こどもスポーツ教育学科は、体育学の素養を備え、所定の課程を経て所定の単位を修め、必修科目履修等の条件を満たすことで、次の資質・能力を有しているとして卒業を認定し、学士（体育学）の学位を授与します。

- DP1. 初等教育の広範に亘る知識・技能、中等教育（保健体育科）の専門的な知識・技能、そして教員として活躍するための幅広い教養を身に付け、学習成果を状況に応じて誠意を持って活用する姿勢を有している。
- DP2. 習得した知識・技能をもとに、論理的に考える力や自らの考えを他者に理解させる力を活用した、初等教育および中等教育（保健体育科）における高い指導力と、様々な教育課題へ適切に対応できる教育実践力を有している。
- DP3. 初等教育および中等教育（保健体育科）に関心を持って生涯学び続け自らを高めようとする姿勢と、その学びを活かして主体的に社会に貢献しようとする意欲を持っている。
- DP4. スポーツと教育についての学びを通して、コミュニケーション能力に優れた豊かな人間性を養い、多様性を尊重し、他者と協調して教育実践における問題解決に取り組む姿勢を身に付けている。

# こどもスポーツ教育学科課程要項

## I. 学 位

1. 体育学部こどもスポーツ教育学科において、4年以上在学し履修要件を満たし124単位以上を修得したものを卒業とし、学士（体育学）の学位を与える。
2. 学位を取得するには、全期間の単位数（卒業所要単位および科目区分）に従って履修する。  
 単位構成は、基礎科目（総合教育科目、外国語科目）、専門科目（学部基礎科目、学科基礎教育科目、体育専門教育科目、専修教育科目、関連教育科目）からなり、年次ごとにそれぞれ修得する。

## II. カリキュラム設定の趣旨

小学校教員及び体育・保健体育担当教員は、体育・保健体育の教科指導を担当するにとどまらず、学校における体育や保健に関する指導の有する意義を十分に認識した上で、様々な指導が学校の教育活動全体を通じて適切に行われるよう積極的にその役割を果たす必要がある。児童、生徒の規範意識は、生徒指導、教科指導、道徳教育、特別活動及び人権教育などあらゆる教育活動の中で養われるものであり、挨拶指導をはじめ服装、集団活動、清掃等の具体的な指導を通じて、児童・生徒がルールや法の重要性やそれを守ることの必要性を自覚し、遵守することによって育まれるものである。

このような指導の展開のためには、教員が児童・生徒と共に生き生きとした活動を行うことが大切であり、体育、各種スポーツで培われる健康な体、人間形成を通じ小中高等学校において教科教育はもとより、徳育、体育の専門性の高い教員を養成することを目的とした教育課程が編成されている。

## III. 科目構成

### 1. 授業科目の構成と卒業所要単位

こどもスポーツ教育学科授業科目の構成と卒業所要単位は以下の表のとおりである。  
 2年生から3年生への進級に必要な単位数は50単位とする。

基 礎 科 目		専 門 科 目				
総合教育科目	外国語科目	学部基礎科目	学科基礎教育科目	体育専門教育科目	専修教育科目	関連教育科目
14単位	6単位	12単位	22単位	24単位	26単位	20単位
20単位		104単位				
卒業所要単位 124単位						

### 2. 履修上限単位数

1年次	2年次	3年次	4年次
48単位	48単位	48単位	48単位

### 3. 履修編成

こどもスポーツ教育学科の教育課程は、基礎分野として総合教育科目・外国語科目・学部基礎科目、専門分野として学科基礎教育科目、体育専門教育科目、専修教育科目、関連教育科目により編成し、幅広い教養と、体育・スポーツ活動、近年のこどもの発育・発達、教職に関する科目を累積的・段階的に学修できるように編成されている。

4. こどもスポーツ教育学科 履修科目一覧表

科目区分		必修・選択	履 修
基礎科目	総合教育科目	選 択	国文学A(2)、国文学B(2)、歴史学A(2)、○※日本国憲法(2)、文化人類学A(2)、文系数学(基礎)(2)、情報処理B(2)、○※教育心理学(2)、○※道德教育の理論と実践(小・中)(2)、
		選 択 (留学生対象)	日本事情A(日本の歴史)(2)、日本事情A(日本の現代文化)(2)、 日本事情C(自然環境)(2)、日本事情C(地方地誌)(2)
	外国語科目	必 修	○※英語1(1)、○※英語2(1)、小学校英語(2)
		選 択	フランス語1(1)、フランス語2(1)、韓国語1(1)、韓国語2(1)
		選 択 (留学生対象)	アカデミック日本語1A(1)、アカデミック日本語1B(1)、アカデミック日本語2A(1)、 アカデミック日本語3A(1)、アカデミック日本語3B(1)、アカデミック日本語4A(1)、 ビジネス日本語B(1)、日本語スキルアップA(1)、日本語スキルアップB(1)
	専門科目	学部基礎科目	必 修
学科基礎教育科目		必 修	○※教育基礎論(2)、○※特別活動の理論と実践(小・中・高)(2)、○発達心理学(2)、○※教職論(2)、 ○※教育方法論(小・中・高)(2)、○※教育課程論(小・中・高)(2)、○※特別支援教育概論(小・中・高)(2)、
体育専門教育科目		必 修	※体力測定・評価(2)、※スポーツ心理学(2)、※体育経営管理(2)、※学校保健(2)、※公衆衛生学(2)、 《体育方法学・実習》 ※器械運動(1)、※陸上競技(1)、※水泳(1)、※ダンス(1)、※野外教育(1)、※バレーボール(1)
		選 択	《体育方法学・実習》 ※バスケットボール(1)、※サッカー(1) 《こどもスポーツ》 ○体操(1)、○器械運動(1)、○陸上競技(1)、○水泳(1)、○ダンス(1) 《こどもスポーツ》 ○バスケットボール(1)、○バレーボール(1)、○サッカー(1)、○ニュースポーツ(1) 《こどもスポーツ》 ○柔道I(1)、○柔道II(1)、○剣道I(1)、○剣道II(1) [同一種目I・IIを2単位選択履修する]
専修教育科目		必 修	○国語学概論A(2)、○国語学概論B(書写実習を含む)(2)、○社会科概論A(2)、 ○理科概論B(2)、○生活科概論(2)、○基礎音楽(2)、○造形1(1)、○造形2(1)、
関連教育科目		必 修	《教科教育法》 ○国語(2)、○社会(2)、○算数(2)、○理科(2)、○生活(2)、○音楽(2)、○図画工作(2)、
随意科目		選 択	専門実技(剣道I)(1)、専門実技(剣道II)(1)、専門実技(柔道)(1)、 現代的教育課題及び教職総合(2)、専門音楽(1)、専門国語(1)、○英語概論2(1)、こども栄養学(2)
卒業所要単位		総合教育科目14単位+外国語科目6単位+学部基礎科目12単位+学科基礎教育科目22単位+体育専門教育科目24単位	
備 考		1. ○印は、小学校教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照) 2. ※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照) 3. ( )内は、単位数を表す。	



科 目	卒業所要単位数		
文系数学（応用）（2）、○※情報処理A(2)、 防災リーダー養成論(2)、防災リーダー養成論実習（2）	[14単位以上]	選択科目から4年間で14 単位以上選択履修	14単位
日本事情B（近代日本の歩み）(2)、日本事情B（日本の国際化）(2)、	[4単位]	日本事情A・B・Cは外 国人留学生対象科目	
[同一言語1・2を2単位以上選択履修する]、海外演習1(2)	[2単位以上]	4単位必修、他2単位以上 選択履修	6単位
アカデミック日本語2B(1) アカデミック日本語4B(1)、ビジネス日本語A(1)、	[2単位以上]	留学生科目 「2. 外国語科目」の項 を参照し選択履修	
卒業研究1(2)、卒業研究2(2)	[10単位]		12単位
○※剣道II(1) [同一種目I・IIを2単位選択履修する]	[2単位以上]		
○※生徒・進路指導論(小・中・高)(2)、○※教育相談(小・中・高)(2)、 ○※教育行財政(2)、○※総合的学習の時間の指導法(小・中・高)(2)	[22単位]		22単位
※救急処置法実習I(1)、※救急処置法実習II(1)	[19単位]		
※ソフトボール(1)	[1単位以上]		24単位
	[1単位以上]		
	[1単位以上]		
	[2単位以上]		
○社会科概論B(2)、○数学概論A(2)、○数学概論B(2)、○理科概論A(2)、 ○家庭科概論(2)、○英語概論(2)	[26単位]		26単位
○家庭(2)、○体育(2)、○英語(2)	[20単位]		20単位
体育行事演習（1）、教職特別講座(2)、教職特別講座（基礎）(2)、教職特別講座（応用）(2)、			0単位
+専修教育科目26単位+関連教育科目20単位			124単位

## IV. 履修内容

### 1. 総合教育科目

所要単位数 14 単位

総合教育科目は、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和・発展させる科目である。

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
総合教育科目	国文学 A	1~4		2	
	国文学 B	1~4		2	
	歴史学 A	1~4		2	
	○※日本国憲法	1~4		2	
	文化人類学 A	1~4		2	
	文系数学 (基礎)	1~4		2	
	文系数学 (応用)	1~4		2	
	○※情報処理 A	1~4		2	
	情報処理 B	1~4		2	
	○※教育心理学	1~4		2	
	○※道徳教育の理論と実践 (小・中)	1~4		2	
	防災リーダー養成論	1・2		2	
	防災リーダー養成論実習	1・2		2	
	留学生対象科目	留事情 A (日本の歴史)	1~4		2
留事情 A (日本の現代文化)		1~4		2	
留事情 B (近代日本の歩み)		1~4		2	
留事情 B (日本の国際化)		1~4		2	
留事情 C (自然環境)		1~4		2	
留事情 C (地方地誌)		1~4		2	
総合教育科目 卒業所要単位 14 単位		合計 単位			

○印は、小学校教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

・留学生対象科目について

学則第 44 条により必要があると認めるときは、履修することができる。



## 2. 外国語科目

所要単位数 6単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数	
			必修	選択		
外国語科目	○※英語 1	1	1			
	○※英語 2	1	1			
	小学校英語	2	2			
	フランス語 1	①	2		1	
	フランス語 2		2		1	
	韓国語 1	②	2		1	
	韓国語 2		2		1	
	海外演習 1	1~4		2		
	留学生対象科目	アカデミック日本語 1 A	1		1	
		アカデミック日本語 1 B	1		1	
		アカデミック日本語 2 A	1		1	
		アカデミック日本語 2 B	1		1	
		アカデミック日本語 3 A	2		1	
アカデミック日本語 3 B		2		1		
アカデミック日本語 4 A		3・4		1		
アカデミック日本語 4 B		3・4		1		
ビジネス日本語 A		2~4		1		
ビジネス日本語 B		2~4		1		
日本語スキルアップ A	1~4		1			
日本語スキルアップ B	1~4		1			
外国語科目 卒業所要単位 6単位		合計			単位	

○印は、小学校教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

### ・海外演習について

研修先によって言語名を表記する。科目末尾番号は研修回数によって追加できる。

カナダ研修・オーストラリア研修・アメリカ研修・イギリス研修は、英語 1・2 に読み替えることができる。

韓国研修は、韓国語 1・2 に読み替えることができる。

中国研修は、中国語 1・2 に読み替えることができる。

### ・留学生対象科目について

学則第 44 条により必要があると認めるときは、履修することができる。その場合、日本語科目選択 2 単位と外国語科目必修 4 単位、計 6 単位以上を取得する。

### 3. 学部基礎科目

所要単位数 必修 10 単位 選択 2 単位 計 12 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
学部基礎科目	※体育原理	1	2		
	※運動生理学	2	2		
	※体育方法学・実習（体操（集団行動を含む））	1	1		
	○※体育方法学・実習（柔道）Ⅰ	1		1	
	○※体育方法学・実習（柔道）Ⅱ	1		1	
	○※体育方法学・実習（剣道）Ⅰ	1		1	
	○※体育方法学・実習（剣道）Ⅱ	1		1	
	○こどもスポーツ（野外教育（臨海・キャンプ））	1	1		
	卒業研究 1	3	2		
	卒業研究 2	4	2		
学部基礎科目 卒業所要単位 12単位			合計 単位		

○印は、小学校教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）

・卒業研究 1・2 について

卒業研究 1・2 は一貫性をもって授業が行われるため、3 年次配当の卒業研究 1 の単位が取得できなかった者は、4 年次の卒業研究 2 を履修することができなくなり留年となる。

### 4. 学科基礎教育科目

所要単位数 22 単位

学科基礎教育科目は専門科目を履修するための基礎科目であり、必修科目として配当されている。

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
学科基礎教育科目	○※教育基礎論	1	2		
	○※特別活動の理論と実践（小・中・高）	1	2		
	○発達心理学	2	2		
	○※教職論	2	2		
	○※生徒・進路指導論（小・中・高）	2	2		
	○※教育相談（小・中・高）	3	2		
	○※教育方法論（小・中・高）	3	2		
	○※教育課程論（小・中・高）	3	2		
	○※特別支援教育概論（小・中・高）	3	2		
	○※総合的な学習の時間の指導法（小・中・高）	3	2		
	○※教育行財政	3・4	2		
学科基礎教育科目 卒業所要単位 22単位			合計 単位		

○印は、小学校教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）

5. 体育専門教育科目

所要単位数 必修 19 単位 選択 5 単位 計 24 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
	※体力測定・評価	1	2		
	※スポーツ心理学	3	2		
	※学校保健	4	2		
	※公衆衛生学	4	2		
	※救急処置法実習 I	4	1		
	※救急処置法実習 II	4	1		
	※体育経営管理	4	2		
	※体育方法学・実習（器械運動）	1	1		
	※体育方法学・実習（陸上競技）	1	1		
	※体育方法学・実習（水泳）	1	1		
	※体育方法学・実習（ダンス）	1	1		
	※体育方法学・実習（野外教育（スキー））	2	1		
	※体育方法学・実習（バレーボール）	2	1		
	※体育方法学・実習（ソフトボール）	2	1		
	※体育方法学・実習（バスケットボール）	2		1	
	※体育方法学・実習（サッカー）			1	
	○ こどもスポーツ（体操）	1 種目 1 単位 選択履修		1	
	○ こどもスポーツ（器械運動）			1	
	○ こどもスポーツ（陸上競技）			1	
	○ こどもスポーツ（水泳）			1	
	○ こどもスポーツ（ダンス）			1	
	○ こどもスポーツ（バスケットボール）	1 種目 1 単位 選択履修		1	
	○ こどもスポーツ（バレーボール）			1	
	○ こどもスポーツ（サッカー）			1	
	○ こどもスポーツ（ニュースポーツ）			1	
	○ こどもスポーツ（柔道）I	①または② 選択履修		1	
	○ こどもスポーツ（柔道）II			1	
	○ こどもスポーツ（剣道）I			1	
	○ こどもスポーツ（剣道）II			1	
体育専門教育科目 卒業所要単位数 24 単位			合計	単位	

○印は、小学校教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）

※印は、保健体育教員免許状取得に関連する科目を表す。（各種資格取得要項参照）

### 6. 専修教育科目

所要単位数 26 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
専修教育科目	○ 国語学概論 A	1・2	2		
	○ 国語学概論 B (書写実習を含む)	1・2	2		
	○ 社会科概論 A	1・2	2		
	○ 社会科概論 B	1・2	2		
	○ 数学概論 A	1・2	2		
	○ 数学概論 B	1・2	2		
	○ 理科概論 A	1・2	2		
	○ 理科概論 B	1・2	2		
	○ 生活科概論	1・2	2		
	○ 基礎音楽	1・2	2		
	○ 造形 1	1・2	1		
	○ 造形 2	1・2	1		
	○ 家庭科概論	1・2	2		
	○ 英語概論	1・2	2		
専修教育科目 卒業所要単位 26単位			合計		単位

○印は、小学校教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

### 7. 関連教育科目

所要単位数 20 単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
関連教育科目	○ 教科教育法 (国語)	2・3	2		
	○ 教科教育法 (社会)	2・3	2		
	○ 教科教育法 (算数)	2・3	2		
	○ 教科教育法 (理科)	2・3	2		
	○ 教科教育法 (生活)	2・3	2		
	○ 教科教育法 (音楽)	2・3	2		
	○ 教科教育法 (図画工作)	2・3	2		
	○ 教科教育法 (家庭)	2・3	2		
	○ 教科教育法 (体育)	2・3	2		
	○ 教科教育法 (英語)	2・3	2		
関連教育科目 卒業所要単位 20単位			合計		単位

○印は、小学校教員免許状取得に関連する科目を表す。(各種資格取得要項参照)

## 8. 随意科目

所要単位数 0単位

区分	科目名	開講年次	単位数		取得単位数
			必修	選択	
随意科目	専門実技（剣道Ⅰ）	2		1	
	専門実技（剣道Ⅱ）	2		1	
	専門実技（柔道）	2		1	
	体育行事演習	2		1	
	教職特別講座	2		2	
	教職特別講座（基礎）	3		2	
	教職特別講座（応用）	3		2	
	現代的教育課題及び教職総合	3		2	
	専門音楽	3		1	
	専門国語	3		1	
	英語概論2	3		1	
	こども栄養学	4		2	
随意科目 卒業所要単位 0単位		合計			単位

## V. 卒業後の方向

卒業生の進路については、以下のような職場での活躍が期待できる。

- ・ 小学校教諭、中学校保健体育教諭、高等学校保健体育教諭
- ・ 大学院進学
- ・ 民間企業が運営しているスポーツクラブ、スポーツ振興基本計画をうけたスポーツ環境の整備充実を行っている各地方公共団体の広域スポーツセンター、総合型地域スポーツクラブなどの指導者
- ・ 地域教育スタッフ等、体育学を基盤とした総合教育での現場

### 卒業までに取得できる資格、又は修了証明書が発行される資格等

<b>教員免許状資格取得</b> 小学校1種 （卒業時資格取得可能）	<b>教員免許状資格取得</b> 保健体育 高等学校1種・中学校1種 （卒業時資格取得可能）
<b>学校図書館司書教諭</b> （卒業時資格取得可能）	

※「教職課程履修要項」を参照

## VI. こどもスポーツ教育学科教育実習及び介護等体験参加条件

こどもスポーツ教育学科では、教職課程履修要項に記載する参加条件以外にも教育実習に対する心構え、責任等を自覚させるため教職課程受講登録から免許取得までのガイダンス参加及び提出物等を3度以上怠った場合には教育実習及び介護等体験に参加することはできない（1回目嚴重注意、2回目勸告、3回目参加停止）とする。



# 単位・履修登録・授業・試験等について

I. 単位について	82
II. 履修登録について	82
1. 履修登録の手順	82
2. 履修登録上の注意	83
3. 履修登録の辞退について	83
4. 履修届記入要領 (OCR)	84
5. 履修登録確認票	85
6. 他学部への履修要領	85
III. 授業について	86
1. 授業時間	86
2. 出席	86
3. 欠席	86
4. 公欠	86
5. 遅刻・早退	87
6. 見学	87
7. 服装・用具	87
8. 掲示伝達	88
IV. 試験について	88
1. 試験	88
2. 評価について	88
V. GPA制度について	89

## I. 単位について

1. 単位とは、1科目について行う45時間の学修活動を意味する。

学修活動は時間表に組まれている授業時間と、学生が行う自習時間とからなるが、その割合は科目の性質によって異なる。

- 講義：1時間の授業に対して2時間の自習時間を要するもの  
 $(週2時間の授業 + 週4時間の自習) \times 半期15週 = 90時間 = 2単位$
- 演習：2時間の授業に対して1時間の自習時間を要するもの  
 $(週2時間の授業 + 週1時間の自習) \times 半期15週 = 45時間 = 1単位$
- 実験・実習・体育実技：3時間の授業に対して自習時間を必要としないもの  
 $(週3時間の授業) \times 半期15週 = 45時間 = 1単位$

2. 一度修得した単位は取り消すことができない。

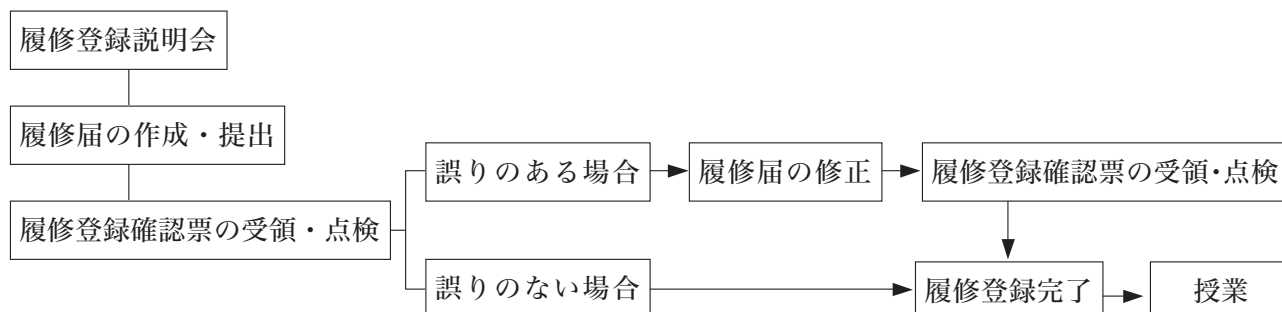
3. 1学年は、春期・秋期（各15週ずつ）に分けられており、配当される科目は、半期で完結するものと、春期・秋期の通年にわたるものがある。

## II. 履修登録について

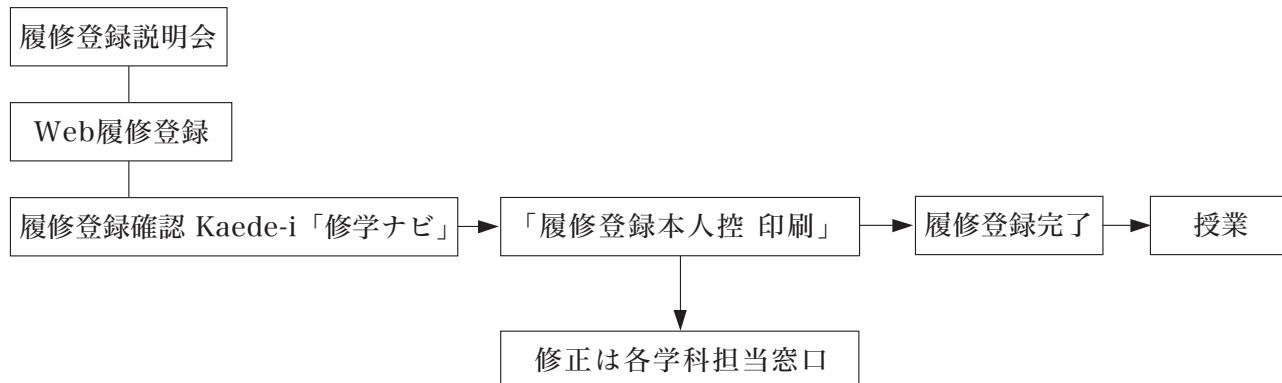
### 1. 履修登録の手順

学生は年度始めに履修科目を決定し、指定された期日までに「履修届」を提出、またはWebにて履修登録を行わなければならない。間違いのない様、確実に履修登録を行うこと。

#### ◆OCR履修届による履修登録



#### ◆Web履修登録





## 2. 履修登録上の注意

- (1) 履修科目の選択は、1年間の勉学方針を決定し、また次年度以降における科目履修に影響するところが大きいことから、各学年の選択履修方法に従って、正しい履修科目の登録をすることが必要である。
- (2) 平成27年度から、学習意欲を高めることを目的としてGPAを導入している。受講しない科目を多数履修登録すると、GPAを著しく低下させることになるので注意すること。  
GPAの詳細については、「V.GPA制度について」(P.89)を参照。
- (3) 自己の所属する年次より上級の年次に担当されている科目を履修することはできない。
- (4) 科目の履修に関して組・班を指定することがある。
- (5) 選択科目は、各自の希望する科目を選択履修することができるが、特定の科目に履修が集中する場合には制限されることがある。

## 3. 履修登録の辞退について

体育学部では、自己キャリア形成上の変更等で履修することが不要になった科目がある場合は、履修登録した科目を辞退することができる。

- ・春・秋の年2回の指定された期間において、「辞退」の手続きをすること。
- ・期間内に手続きを行わずに自ら履修を放棄した場合は、評価が「不可」になり、GPAの値が下がるので注意すること。

### 4. 履修届記入要領 (OCR)

記入時は以下の点に注意する。

1. 履修届は光学式読み取り機 (OCR) で読み取るので、丁寧に記入すること。
2. 下記にエラーが発生する主な要因を記載する。エラーのまま読み込まれると、出席簿や採点原簿に登録されないので注意すること。

**表**

連続科目は、先に行われる時限 (例：1 限・2 限の場合は 1 限) のコード番号を記入し、次の時限は科目名のみを記入する

生年月日は、西暦で記入する

枠からはみ出すと読み込まれない

通年 or 春期を○でかこむ

かすれた文字や、消し方が不十分だと別な文字を認識する

●専門コース：体育学科対象  
体育学科 2 年次から記入  
・学校体育コース=1  
・アスリートコース=2  
・スポーツトレーナーコース=3

科目コードを間違えると、違う科目で登録される

注意 登録期間を厳守する。  
折り曲げたり、汚したりしない。  
記入は、HB の黒鉛筆を使用する。  
学部コードは、他学部科目の場合に記入する。

学籍番号				学年	生年月日 (西暦)				学部	学科	専攻	現住所
17-2C000					19							TEL

曜日	時限	期	コード	科目	開講学部	単位数	科目名	曜日	時限	期	コード	科目	開講学部	単位数	科目名	曜日
	1	通年 春期	007				救急処置実習 (A-I)		1	通年 春期						
	1	秋期							1	秋期						
	2	通年 春期					救急処置実習 (A-I)		2	通年 春期						
	2	秋期							2	秋期	09				生理学	
	3	通年 春期	0:4				体育原理		3	通年 春期						
	3	秋期							3	秋期						
月	4	通年 春期						火	4	通年 春期						水
	4	秋期							4	秋期						
	5	通年 春期							5	通年 春期	002				防災リーダー養成論	
	5	秋期							5	秋期						
	6	通年 春期							6	通年 春期						
	6	秋期							6	秋期						
	7	通年 春期							7	通年 春期						
	7	秋期							7	秋期						

体育種目コード		外国語		専門
体育実習	スポーツ実習	組合せ番号		コース

開講学部コード			
政経学部	8	工	
21世紀アジア学部	1	政経	
体育学部	2	法	
政経学部一部	3	文	

- 外国語科目について  
1 年次に履修した組み合わせを変更することは出来ない (2 年次以降は記入しない)
- 外国語組み合わせ  
05=英語/ドイツ語 06=英語/フランス語 07=英語/中国語 27=英語/韓国語

## 5. 履修登録確認票

履修登録が終了した後に、学部事務課から履修登録確認票が配布されるので、各自登録されている履修状況を確認する。進級・卒業に関わることなので、自身の責任においてよく確認をすること。

例

00037 履修登録確認票

学部・研究科 体育学部	学科専攻 体育学科	学年 3	学籍番号 10●●●●	氏名 ●●●●●●●●	成績年度 2010年
----------------	--------------	---------	----------------	----------------	---------------

月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
112017 多摩 体育 発達老化論 渡辺 剛 単位:2 春期		312022 多摩 体育 学校保健 内山 雅博 単位:2 秋期		512028 多摩 体育 教育実習I(事前指導) 中川 隆行 単位:1 秋期	
122026 多摩 体育 教育相談 小坂 昭雄 単位:2 春期	222033 多摩 体育 スポーツハビリテーション論実習I 竹田 康成 単位:1 春期	222034 多摩 体育 スポーツハビリテーション論実習II 竹田 康成 単位:1 秋期	322031 多摩 体育 教育行財政 北神 正行 単位:2 秋期	422036 多摩 体育 保健体育科指導法 土居 重一 単位:2 春期	522027 多摩 体育 スポーツ医学 松本 高明 単位:2 春期
132042 多摩 体育 教育方法論 西野 泰広 単位:2 春期	232021 多摩 体育 公衆衛生学 伊藤 孝 単位:2 春期	332024 多摩 体育 体力測定評価実習I 須藤 明治 単位:1 春期	432034 多摩 体育 スポーツ情報処理論実習I 市村 純 単位:1 春期	532027 多摩 体育 エアロビクス運動理論・実習I 荒川 美樹 単位:1 春期	632008 多摩 体育 アスリート実習3 小林 幸子 単位:2 通年
132046 多摩 体育 トレーニング論・実習 青山 利春 単位:1 秋期	232029 多摩 体育 運動処方論 須藤 明治 単位:2 秋期	332025 多摩 体育 体力測定評価実習II 須藤 明治 単位:1 秋期	432035 多摩 体育 スポーツ情報処理論実習II 市村 純 単位:1 秋期	532028 多摩 体育 エアロビクス運動理論・実習II 荒川 美樹 単位:1 秋期	632008 多摩 体育 アスリート実習3 小林 幸子 単位:2 通年
	242026 1304 多摩 体育 キャリアアップ講座3 門藤 利一 単位:2 春期	342023 多摩 体育 キャリアアップ講座3 門藤 利一 単位:2 春期		542015 多摩 体育 健康教育学 室 増男 単位:2 春期	642040 多摩 体育 卒業研究1 下重 庄三 単位:2 通年
	242027 1304 多摩 体育 キャリアアップ講座4 門藤 利一 単位:2 秋期	342024 多摩 体育 キャリアアップ講座4 門藤 利一 単位:2 秋期			642040 多摩 体育 卒業研究1 下重 庄三 単位:2 通年
	252008 多摩 体育 教育課程論 池田 和司 単位:2 秋期				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     コード番号の確認                      例: 6 4 2 0 4 0 は、                      6 = 土曜 ・ 4 = 4限 ・ 2 = 体育学部                      0 4 0 = 時間割に記されたコード                 </div>					
集中授業等、時間割上に無い科目 が記載されている。			時限、科目名、教員名、 春期、秋期、通年の確認		
受講登録教職資格					
中1保健体育		高1保健体育		コース アスリート(002)	
期間	科目名	教員名	単位数	メッセージ	
兼中	体育・スポーツ行政学	長登 健	多摩 2	1304 上位年次の配当科目であるため履修不可	
兼中	インターンシップ1	岡田 雅次	他1名多摩 2	1211 中1保健体育教育実習内語可	
兼中	インターンシップ事前指導	岡田 雅次	他1名多摩 2	1211 高1保健体育教育実習内語可	
兼中	インターンシップ2	岡田 雅次	他1名多摩 2		
履修登録の際の確認メッセージ					
科目区分	総合教育	総合教育	外国語科目	外国語	学部共 学科基 専門
	選択	計	英語	中国語	計
卒業単位		14	4	2	6
既修単位		18	4	2	6
当年度					2
計		18	4	2	6

単位・履修登録等について

## 6. 他学部・他学科への履修要領

### 1. 他学部・他学科履修とは

他学部・他学科履修とは自分が所属する学部・学科に配当されている科目の他に、自己の学習・研究の達成度をより高めるため、他学部・他学科で開講されている科目を履修した場合、その単位が卒業所要単位として認定される制度である。

ただし、他学部・他学科で履修する理由が正当であると、体育学部が判断した場合のみ他学部履修が可能である。

### 2. 他学部・他学科の授業科目の確認

他学部・他学科で開講されている授業科目は、各学部事務課または、教務課に備えてある時間割、シラバス（授業計画）で確認をする。

また、学部ごとの特性によって、開放されていない科目（例：実験、実習、演習、一部の専門科目等）があるので、履修申し込み前に必ず確認をする。

### 3. 履修手続要領

- ①履修制限科目でないことを確認する。
- ②「他学部・他学科履修申込書」を記入し、定められた期日までに各学科担当窓口へ申し込む。
- ③体育学部の承認を得る。
- ④履修先学部より、受入可の回答を受けた場合は申込科目が登録される。

履修状況、取得単位数を確認

### Ⅲ. 授業について

#### 1. 授業時間

授業時間は以下のとおりとする。

時 限	1 時 限	2 時 限	3 時 限	4 時 限	5 時 限
時 間	9:00～10:30	10:45～12:15	12:55～14:25	14:40～16:10	16:25～17:55

#### 2. 出席

体育学部では特に出席を重視しているため、規定授業数の3分の2、実技・実習は5分の4以上の出席を必要とする。

#### 3. 欠席

学生が病気・その他、やむを得ない理由のため欠席するときは、理由を付して科目担当教員へ届け出るものとする。

#### 4. 公欠

公欠をした場合の必要出席数は全授業数から公欠を引いた授業数の2/3以上(実技・実習は4/5以上)となる。

公欠の取り扱いを受けようとする者は、所定の「公欠願」(下表参照)に必要事項を記入し、学部事務課に確認印をもらい、担当教員に提出しなければならない。

ただし、公欠理由を教授会が特例として認めた場合はこの限りではなく、また必要に応じ補講等を行う。

例：半期開講の講義科目(授業回数15回)を3回公欠した場合

15回-3回(公欠)=12回となり、必要出席数は8回以上となる。

届出書類	公欠願(白色)	特別公欠願(青色)
公欠理由	原則として「公欠に関する取り扱い要領」に定められている公欠理由に該当するもの。 ・大学学部行事 ・教育実習 ・介護等体験 ・対外公式試合(リーグ戦、インカレ等) ・忌引 ・裁判員制度	原則として体育学部教授会が公欠の特例として承認したもの。 ・オリンピック出場 ・世界選手権大会出場 ・アジア大会出場 ・ユニバーシアード出場 ・ワールドカップ出場 ・団体、協会等からの派遣要請があるもの ・その他特に学部長が必要と認め、教授会にて承認されたもの

また、公欠については以下の取扱要領に従うこと。

#### ■ 公欠に関する取扱要領

- 1 次の各号のいずれかに該当する理由により学生が授業を欠席する場合は、公欠願(別紙様式)で願い出るものとし、これを公欠として取扱う。
  - (1) 大学及び学部の要請により、大学及び学部の行事あるいはその他の行事に参加する場合
  - (2) 教育実習・介護等体験等を含む学外実習(実習地への移動に必要な日数を含む)に参加する場合
  - (3) 対外公式試合及びコンクール等に登録出場者として出場する場合

- (4) 学生の親族が死亡した場合

忌引基準	配偶者	10日
(日祭日を 含む連続 した日数)	父母・子	7日
	祖父母	3日
	兄弟姉妹	3日
	曾祖父母	3日
	伯(叔)父・伯(叔)母	1日

ただし、該当親族が遠隔地に在住し、当該地域において葬儀等を執り行う場合は、移動に必要な日数を加えることができる。

- (5) 裁判員制度によって従事した場合
- (6) その他特に学部長が必要と認めた場合



- 2 公欠はこれを欠席として取扱う。ただし、公欠と認められた学生は、公欠時に行われた試験、実験、実習等に対する配慮を受けることができる。 附則  
この要領は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 運用上必要な細部事項は、学部が定めるものとする。 附則  
この要領は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
附則  
この要領は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 5. 遅刻・早退

遅刻した者で、正当な理由がある者は「遅刻届」を担当教員に提出し、許可を得て授業を受講するものとする。早退する者は、科目担当教員の許可を得なければならない。

## 6. 見学

実技の見学には「見学願」を科目担当教員に提出する。ただし、長期にわたる場合には医師の診断書等を添える。

## 7. 服装・用具

1. 服装は大学生に相応しい服装とする。
2. 実技・実習の服装は学年ごとに指定されたものを着用する。実技・実習の授業時に指定の服装ができず、異装する時には、「異装届」を科目担当教員に提出する。無断異装は出席と認められないことがある。
3. 授業に関する用具については各科目担当教員が授業にて指示をする。また、実技・実習科目については、以下の表を参照のうえ科目担当教員の指示により用意する。

科目・種目名	用品・用具等 (例)
陸上競技	スパイク又はジョギングシューズ
体操	なわとび、体操シューズ
器械運動	体操シューズ
水泳	指定水着、水泳帽
ダンス	ダンスシューズ
野外教育	その都度指示する。
柔道	柔道着
剣道	剣道着
相撲	特になし
空手道	空手道着
レスリング	レスリングシューズ
バレーボール	バレーボールシューズ又はハンドボールシューズ
バスケットボール	バスケットボールシューズ
サッカー	サッカーシューズ又はラグビーシューズ
ラグビー	ラグビーシューズ又はサッカーシューズ
ハンドボール	ハンドボールシューズ又はバレーボールシューズ
ソフトボール	スパイク、バット、グラブ
水泳・水難救助	足ヒレ、水中メガネ、シュノーケル
救急処置実習	救急実技実習用衣服、体操シューズ、聴診器、ペンライト、名札
救助実習	救助実習用衣服、実習帽、救助実習用布編上靴、救助実習用手袋

## 8. 掲示伝達

学生への連絡は「掲示」により行う。学生は常に掲示物に注意をはらい、見落としが無いようにしなければならない。また、学生ポータルサイト（Kaede-i）において、パソコン・携帯電話等から連絡を閲覧することができる（P114参照）。

## IV. 試験について

### 1. 試験

試験については、以下の「体育学部試験実施に関する内規（抜粋）」を参照のこと。

#### ■ 体育学部試験実施に関する内規（抜粋）

（趣 旨）

第1条 この内規は学則第48条に基づき、試験に関する必要な事項について定める。

（試験の区分）

第2条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

2. 定期試験は、春期及び秋期に行う。
3. 追試験は、定期試験の受験資格を有する者が公欠、病気、忌引その他やむを得ない理由によって定期試験を受けることができなかつたときに、担当教員が必要と認めた場合に行う。
4. 再試験は、定期試験において当該科目の不合格者に対し、担当教員が必要と認めた場合に行う。

（試験の方法）

第3条 試験は原則として筆記試験及び実技試験とする。

2. 前項の定めにかかわらず、レポート、論文、平常点にかえることができる。
3. 筆記試験の時間は、原則として60分とする。

（受験資格）

第4条 試験は、その期の学費、その他の納入金の未納者は受験することはできない。

2. 各科目について出席すべき時間数（試験時間数を含む）の3分の2以上、実技5分の4以上出席した者でなければ、当該科目を受験することはできない。

（試験の監督）

第5条 試験の監督は教員が行うものとする。職員はこれを補助することができる。

（受験者の心得）

第6条 試験は公正に行われるべきであり、不正行為は許されない。

2. 受験者は試験開始10分前に試験場に入場し、指示された座席に着席の上、学生証を机上の見易い所に置くものとする。

3. 受験者は試験中、次の事項を守らなければならない。

- (1) 試験開始後20分を経過した遅刻者は、試験を受けることができない。
- (2) ノート、書籍等の参考書を机上や机の中においてはならない。但し、当該科目担当教員が認めた参考資料等についてはこの限りではない。
- (3) 筆記用具の使用については、科目担当教員が指定することができる。
- (4) 試験開始後30分を経過すれば許可を得て退場することができる。
- (5) 答案提出後は直ちに試験場から退場しなければならない。
- (6) 本条各号の場合において答案は、これを持ち帰ることはできない。

（不正行為者に対する処置）

第7条 試験中に不正行為を行った者に対しては、学生証及び答案等を取り上げ退場を命じ、次の処置を行うものとする。

- (1) 定期試験の場合は、全科目を零点とし再履修とする。試験終了後、授業期間中1ヶ月の停学処分とする。
- (2) 追試験、再試験の場合も前号に準ずる。

（試験中の態度不良者の措置）

第8条 試験中、態度不良もしくは試験監督の注意に違反したものについても前条に準ずる。

（追試験）

第9条 追試験は、当該科目に関する試験欠席届を提出しなければ受験することができない。

（追試験料）

第10条 追試験受験料は、不要とする。

（再試験）

第11条 再試験は、担当教員の指示に従い行われる。

（再試験料）

第12条 再試験受験料は不要とする。

### 2. 評価について

評価については、定期試験、その他担当教員が必要と認める学修活動の結果を総合的に評価して、合格と判定された場合に所定の単位が与えられる。

## V. GPA制度について

本学では、学生の学修意欲を高めることを目的として GPA (Grade Point Average : 成績点平均値) を導入している。この GPA とは、科目ごとの評価をそれぞれ点数化することにより、学修状況を客観的にみられるようにするための数値であり、全履修科目の平均を算出したものである。

### ■ GPA の計算方法

#### (1) GPA 計算式

$$\text{GPA} = \frac{\text{(取得した科目の GP} \times \text{その科目の単位数)の合計}}{\text{履修登録科目単位数の合計}}$$

※四捨五入して小数第2位まで表す。

#### (2) GP (Grade Point)

GPは、履修登録した科目の成績 (優・良・可・不可) を数値に置き換えたものである。

区分	評価	評点	GP (グレードポイント)
合格	優	90点～100点	4.0
		80点～89点	3.0
	良	70点～79点	2.0
	可	60点～69点	1.0
不合格	不可	59点以下	0
対象外	認定	(認定科目の合格)	—

「認定」・・・編転入などにより、他大学等で修得した科目を本学の単位として認めたもの。

GPAの算出には含めない。

※不合格の科目を再履修して合格点を取得した場合、再履修前のGP (グレードポイント) は使用されず、合格点のGPのみが算出対象となる。

### ■ GPA の対象と種類

次の科目はGPAの対象とならない。

- ①成績評価が「認定」の科目 (編転入した際の単位認定科目等)
- ②卒業要件の対象とならない科目 (教職科目や随意科目など)

### ■ GPA の利用

GPAによって、年間もしくは半期の学修成果を自分自身で把握することが可能となり、卒業するために必要な単位だけを取得するだけでなく、主体的かつ充実した学修成果をあげることを目的としている。履修指導や学修指導において指針とするほか、成績優秀者、留学や奨学金対象者の選考等の判定基礎資料として活用する。

### ■ GPA の通知

- ・学期末に各家庭に郵送する「成績通知書」には、学期 (春期・秋期) GPA・年間GPA・これまでの総GPAの3種類を表記する。

## ■ GPA の注意点

GPAをできるだけ高く維持するためには、下記を守ること。

- ・評価が「不可」になると、GPAは大幅に低下する。履修登録した科目は、良い点で修了するように努力し、必ず合格するよう学習に取り組むこと。
- ・GPAが低いときには、修学指導を受けることがある。
- ・受講しない科目を多数履修登録すると、GPAを著しく低下させることになる。

## ■ 履修登録の修正・取消

授業内容が学修したい内容と異なっていた場合や、授業についていけるだけの知識等が不足していたなどの理由で、一旦履修登録した科目を辞退することができる。

春・秋の年2回の指定された期間において、履修をやめたい科目や不必要な科目は「辞退」の手続きをとること。なお、辞退した科目はGPAの計算対象から除外される。

また、年間履修上限単位数以下であれば、抽選対象科目を除いて履修の修正をすることができる。

なお、期間内に手続きを行わずに自ら履修を放棄した場合は、評価が「不可」になり、GPAの値が下がるので注意すること。

## ■ GPA の計算の一例

下記を例に、GPA算出のサンプルを示す。

科目名	単位数	評価 (点数)	GP
政治学 A	2	優 (92)	4.0
情報処理 A	2	優 (84)	3.0
英語 1	1	良 (78)	2.0
政治学原論 A	2	可 (60)	1.0
基礎ゼミナール	1	優 (94)	4.0
憲法 A	2	不可 (20)	0.0

計算式に当てはめると下記の通りになる。

$$\frac{2 \times 4.0 + 2 \times 3.0 + 1 \times 2.0 + 2 \times 1.0 + 1 \times 4.0 + 2 \times 0.0}{2 + 2 + 1 + 2 + 1 + 2} = 2.20$$

この学生の GPA は、2.20 となる。



# 各種資格取得要項

I. 教員免許状 .....	93
II. 救急救命士 .....	94
III. 公益財団法人日本レクリエーション協会公認指導者資格 (対象：体育学科・武道学科) .....	96
IV. 公益財団法人健康・体力づくり事業財団公認資格 (対象：体育学科・武道学科) .....	96
V. NSCA認定資格 (対象：体育学科スポーツトレーナーコース) ...	97
VI. 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者 (対象：体育学科・武道学科) .....	98
VII. 一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会認定資格 (対象：体育学科) .....	99
■ 資格取得のために必要な科目一覧 .....	100
VIII. 首都圏西部大学単位互換制度 .....	101
IX. 世田谷6大学コンソーシアム連携授業 .....	101



## I 教員免許状

体育学部では、所定の教職課程を履修・修得することで次の教員免許状を取得することができる。  
細部は、別途配布される「教職課程履修要項」を参照すること。

学科	免許状の種類
体育学科	中学校1種 保健体育 高等学校1種 保健体育
武道学科	中学校1種 保健体育 高等学校1種 保健体育
スポーツ医科学科	中学校1種 保健体育 高等学校1種 保健体育 養護教諭1種
こどもスポーツ教育学科	小学校1種 中学校1種 保健体育 高等学校1種 保健体育

## II 救急救命士（スポーツ医科学科）

厚生労働大臣認定資格

### 1. 受験資格について（抜粋）

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（この規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、2年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得した者。
- (2) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において1年（高等専門学校にあっては、4年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、1年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得した者。  
 なお、厚生労働大臣の指定する科目は、公衆衛生学、医学概論、解剖学、生理学、薬理学、病理学、生化学、微生物学、看護学概論、内科学、外科学、小児科学、産婦人科学、整形外科学、脳外科学、精神医学及び放射線医学のうち13科目である。
- (3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者。  
 なお、厚生労働大臣の指定する科目は、公衆衛生学、解剖学、生理学、薬理学、病理学、生化学、微生物学、内科学、外科学、小児科学、産婦人科学、整形外科学、脳外科学、精神医学、放射線医学及び臨床実習である。
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急業務（以下「救急業務」という。）に関する講習で規則第14条に規定するものの課程を修了し、及び5年（救急活動を行った時間が2,000時間に達した場合においては、それまでの間に救急業務に従事した期間）以上救急業務に従事した者（学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（この規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）に限る。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、1年（当該学校又は救急救命士養成所のうち規則第16条に規定するものにあつては、6月）以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得した者。
- (5) 外国の救急救命処置に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で救急救命士に係る厚生労働大臣の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が（1）から（4）までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者。
- (6) 救急救命士資格については、厚生労働省より、気管挿管及び包括的除細動（平成16年3月）、薬剤投与（平成17年3月）をカリキュラムに追加することが通達された。本学では全国の学校に先駆け、いち早くこれらの通達に対応するために約300時間を越える項目（鑑別診断学、薬理学、蘇生学、救急医学1・2）を従来の講義に加え追加を図った。またA-II、A-III実習、D実習内には気管挿管及び包括的除細動、薬剤投与の実習内容を盛り込んだ。

- (7) 平成26年4月1日より、救急救命士の処置範囲がさらに拡大され、1) 非心停止傷病者に対するの輸液の実施、並びに、2) 低血糖傷病者に対する血糖値の測定と糖液の投与が可能となった。また平成25年8月に拡大されたビデオ硬性挿管用喉頭鏡の処置（7時間以上）と合わせ31時間以上の座学・シミュレーション実習が必要となった。

## 2. 受験手続きについて

受験手続き等については、4年次に別に資料を配布し説明を行う。

詳細：財団法人 日本救急医療財団 (<http://www.qqzaidan.jp/>) 参照

### Ⅲ 公益財団法人日本レクリエーション協会公認指導者資格（対象：体育学科・武道学科）

#### 日本レクリエーション協会とは：

子どもの体力向上や子育て支援、介護予防、障がい者福祉などのさまざまな課題に向けて、多岐にわたる事業を展開しつつ、よりよい社会づくりを進めている団体である。

資格の概要等については下表を参考にし、詳細は右の協会 HP の URL を参照。



資格名	資格の概要
レクリエーション・インストラクター	ゲームや歌、集団遊び、スポーツといったレクリエーション活動を効果的に活用し、「集団をリードする」「コミュニケーションを促進する」「楽しい空間をつくる」といった、対象や目的に合わせてレクリエーション活動を企画・展開できる指導者。 小・中学校教諭、スポーツ指導者、介護福祉士、ケアマネージャー、保育士等がこの資格を取得している。
<p>&lt;資格取得には&gt;</p> <p>①本学所定の科目を履修し、修得する。</p> <p>②日本レク協会、都道府県レク協会、市町村レク協会が関係する事業に3回参加する。</p> <p>③4年次に一括して体育学部事務課より日本レク協会に申請することで、卒業までに資格認定証及び指導者資格証が交付される。</p> <p>※2年毎に更新が必要。</p>	

### Ⅳ 公益財団法人健康・体力づくり事業財団公認資格（対象：体育学科・武道学科）

#### 健康・体力づくり事業財団とは：

健康・体力づくりについて正しい知識や実践方法を普及する公益法人のことである。

各資格の概要等については下表を参考にし、詳細は右の財団 HP の URL を参照。



資格名	資格の概要
健康運動実践指導者 ※受験年次：3年次または4年次	積極的な健康づくりを目的とした運動を安全かつ効果的に実践指導できる能力を有する者で、健康づくりのための運動の専門知識を備え、自ら見本を示せる実技能力と、特に集団に対する運動指導技術に長けた者をいう。生活習慣病を予防し、国民の健康水準を維持・増進する専門家として、健康運動実践指導者に対する需要が高まっており、医療分野はもちろんのこと、介護予防を中心に福祉分野でも活躍の場が広がっている。
健康運動指導士 ※受験年次：4年次	保健医療関係者と連携しつつ、個々人の心身の状態に応じた、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成および実践指導計画の調整等を行う役割を担う者をいう。スポーツクラブや医療機関にて、求人、就業のニーズが高い。
<p>&lt;資格取得には&gt;</p> <p>①本学所定の科目を履修し、修得する。</p> <p>②申請手続きを行うことで資格認定試験の受験資格が得られる。</p> <p>※5年毎に更新が必要。</p>	

## V NSCA 認定資格（対象：体育学科スポーツトレーナーコース）

### NSCA とは：

研究に裏付けられたストレングス&コンディショニングに関する知識を普及させ、一般の人々に対する健康増進と、アスリートの競技力向上および傷害予防を支援する団体。各資格の概要等については下表を参考にし、詳細は右の協会 HP の URL を参照。



資格名	資格の概要
CSCS (認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト)	傷害予防とスポーツパフォーマンス向上を目的とした、安全で効果的なトレーニングプログラムを計画・実行する知識と技能を有する人材を認定する資格。指導対象は主にアスリート、スポーツチーム。筋力トレーニングや他の体力要素の指導だけでなく、施設を運営、管理することも重要な職務となる。 また、栄養、ドーピング、生活習慣に関する指導など、教育者的側面も併せ持つ。 ストレングスコーチ、アスレティックトレーナー、パーソナルトレーナー、医師、フィットネスインストラクター、研究者などが CSCS の資格を取得している。
NSCA-CPT (NSCA 認定パーソナルトレーナー)	健康と体力のニーズに関して、評価・動機づけ・教育・トレーニングやコンディショニング全般の指導を行う、優れた専門的能力をもつ人材を認定する資格である。 指導対象者はアスリートだけでなく、年齢・性別・経験を問わず幅広い層に対してトレーニング指導を行う。そのため、NSCA-CPT はトレーニングの知識に加え、医学的、運動生理学的な専門知識とトレーニングの指導技術が必要となる。 パーソナルトレーナーのほか、フィットネスインストラクターやスポーツ指導者、理学療法士、柔道整復師などが NSCA-CPT を取得している。
<p>&lt;資格取得には&gt;</p> <p>① 2 年次にスポーツトレーナーコースを選択する。</p> <p>② 本学所定の科目を履修し、修得することで卒業と同時に受験資格が得られる。</p> <p>※ 3 年毎に更新が必要。</p>	







### 全国体育スポーツ系大学協議会（JPSU）とは：

会員相互の連携協力により、体育学および関係分野を専門とする大学、短期大学、学部、学科、コース等の教育、研究ならびに経営等に関する調査および研究を行い、もって、わが国の体育、スポーツ等の充実・発展に寄与することを目的にしている団体。

資格の概要等については下表を参考にし、詳細は右の競技会 HP の URL を参照。



資 格 名	資格の概要
JPSU スポーツトレーナー	全国体育スポーツ系大学協議会加盟大学で学んだ学生の中で、“運動指導実践”と“救急・予防対応”能力を兼ね備え、経済産業省が推奨する“社会人基礎力”（前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力）を保持し、指導者としての適正を認められた者に与えられる資格。
<p>＜資格取得には＞</p> <p>①本学所定の科目を履修し、修得する。</p> <p>②申請手続きを行うことで資格認定試験の受験資格が得られる。</p> <p>※ 5 年毎に更新が必要。</p>	

■ 資格取得のために必要な科目一覧

授業科目	単位	開講年次	開講学科	レクリエーション インストラクター 体育・武道	日本スポーツ協会(JSPO)			健康運動 実践指導者	健康運動 指導士	NSCA	JPSUスポー ットトレーナー
					共通科目IⅡⅢ	水泳コーチ3	空手道コーチ1	体育・武道	体育	武道	体育・武道
解剖学	2	1						●		●	●
運動生理学	2	1			●			●	●	●	●
スポーツ社会学	2	1			●					●	
体力測定・評価	2	1			●			●	●	●	
体育経営管理	2	1			●					●	
スポーツ栄養学	2	1			●			●	●	●	●
情報処理A	2	1~4								●	
教育心理学	2	1~4								●	
エクササイズテクニク	2	2								●	
スポーツ心理学	2	2			●			●	●	●	●
スポーツバイオメカニクス	2	2			●			●	●	●	●
コーチ学	2	2			●					●	
スポーツ法学	2	2								●	
公衆衛生学	2	3						●	●		
スポーツ医学	2	3			●				●	●	●
運動生理学実習I	1	3								●	
体育・スポーツ行政学	2	3			●						
健康教育学	2	3						●	●		
★体力測定評価実習I・II	各1	3						●	●		●
レクリエーション論	2	3		●							
教育実習I(事前指導)	1	3		●							
★エアロビクス運動理論・実習I・II	各1	3・4						●	●		●
発育発達老化論	2	3・4			●						
運動処方論	2	3・4			●			●	●	●	●
★レクリエーション論実習I・II	各1	3・4		●							
現場実習1	2	2								●	●
現場実習2	2	3							●	●	●
★救急処置法実習I・II	各1	3・4			●			●	●	●	●
教育実習II(事後指導を含む)	4	4		●							
アスリート実習1(水泳)	2	1									
アスリート実習2(水泳)	2	2									
アスリート実習3(水泳)	2	3									
アスリート実習4(水泳)	2	4									
武道史	1	2								●	
武道指導特論	2	2								●	
★空手道専門実習1・2	各1	1								●	
★空手道専門実習3・4	各1	2								●	
★空手道専門実習5・6	各1	3								●	
★空手道専門実習7・8	各1	4								●	
★体育方法学・実習 (サッカー、バスケットボール、 バレーボール、ハンドボール、 ラグビー、ソフトボール、レスリング)	各1	2									●
★体育方法学・実習(柔道)I・II	各1	2								剣道または 柔道を選択	●
★体育方法学・実習(剣道)I・II	各1	2								剣道または 柔道を選択	●
★体育方法学・実習(体操(集団行動含む))I・II	各1	1									●
体育方法学・実習(器械運動)	1	1									●
体育方法学・実習(陸上競技)	1	1	体育					◎	◎		●
★体育方法学・実習(陸上競技)I・II	各1	1	武道					◎	◎		
体育方法学・実習(水泳)	1	1	体育					◎	◎		●
体育方法学・実習(水泳)I・II	各1	1	武道					◎	◎		
体育方法学・実習(ダンス)	1	1	体育	◎							
★体育方法学・実習(ダンス)I・II	各1	1	武道	◎							
★スポーツ情報処理理論実習I・II	各1	3	体育		◎						
★国際武道情報論・実習I・II	各1	2	武道		◎						
★トレーニング論・実習I・II	各1	3	体育		◎			◎	◎	●	●
★武道体力トレーニング論・実習I・II	各1	3	武道		◎			◎	◎		

- 【備考】
- それぞれの資格を取得するには開講科目の●印を付された科目を修得すること。  
(★印が付された科目は、いずれか1科目ではなく全てを習得すること)
  - ◎は自らの学科の科目を履修し修得すること。
  - 武道学科の学生の場合「健康運動指導士」は、健康産業施設等で概ね7日間の「健康産業施設等現場実習」が必要。(現場実習2)
  - 日本スポーツ協会の水泳コーチ、空手道コーチについては、共通科目I～IIIと併せて申請が必要。

## VIII 首都圏西部大学単位互換制度

首都圏西部大学単位互換制度とは、首都圏西部にある大学・短期大学が相互に単位互換協定を結び、これらの大学に所属する学生が他大学の授業を履修し、修得した単位を所属する大学の単位として認定する制度である。詳細については、教務課で実施するガイダンスで確認すること。

### 1、受験資格

首都圏西部大学単位互換科目を受講するためには、説明会に参加し出願書類の提出が必要。

### 2、説明会日程

通年科目及び春期科目：4月のガイダンス期間中

秋期科目：6月中旬頃（予定）

※詳細な日程等は各学部掲示板にて連絡する。

### 3、問い合わせ先

世田谷キャンパス 教務部教務課（5号館1階）

TEL：03-5481-3203

E-Mail：tannigokan@kokushikan.ac.jp

### 4、ホームページ

首都圏西部大学単位互換協会 <http://www.shutokenseibu.ac.jp/>

## IX 世田谷6大学コンソーシアム連携授業

本連携授業は、世田谷区内に所在する6つの大学で締結されている協定に基づき実施されている。各大学の特色を活かした授業科目を協定大学が相互に提供し、教育・研究の交流による自己啓発と教育の質向上に資することを目的としている。

### 1、協定大学

国土舘大学、駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京都市大学、東京農業大学

### 2、提供科目

開講される科目は、通常の場合、半期科目で毎年度変更される。詳しくは時間割表等で確認すること。



# 学生生活関係

---

I. 学生生活関係施設窓口一覧 .....	104
II. 学生証と事務取扱について .....	105
III. 各種手数料および証明書発行料一覧表 .....	106
IV. 各種手続一覧表 .....	107
V. 学生ポータルサイト「Kaede-i」について .....	108

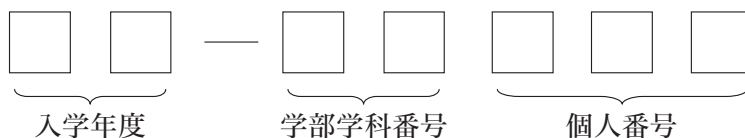
# I 学生生活関係施設窓口一覧

窓口		受付内容	場所		電話	受付時間	
						月～金	土・授業休講日
教務課	教室担当 学生証・学費担当 教職担当	教職課程、介護等体験、単位互換、学生証に関すること、学費等納入依頼書再発行、教室貸出などの手続き、相談等を行っています。	世田谷	5号館1階	03-5481-3202 (学費・証明書) 03-5481-3203 (教室) 03-5481-3204 (教職)	9:00～17:00	9:00～17:00
			町田	鶴川メイプルホール1階	042-736-2331	9:00～17:00	9:00～17:00
	政経学部担当	修学に関する各種届出、申込、手続きや履修等に関する相談などを行っています。	世田谷	5号館1階	03-5481-3151	9:00～17:00	9:00～17:00
	理工学部担当		世田谷	5号館1階	03-5481-3251	9:00～17:00	9:00～17:00
	法学部担当		世田谷	5号館1階	03-5481-3312	9:00～17:00	9:00～17:00
	文学部担当		世田谷	5号館1階	03-5481-3231	9:00～17:00	9:00～17:00
	経営学部担当		世田谷	5号館1階	03-5481-3147	9:00～17:00	9:00～17:00
	21世紀アジア学部事務課		町田	30号館1階	042-736-1050	9:00～17:00	9:00～17:00
	体育学部事務課 こどもスポーツ教育学科担当	町田	14号館1階	042-736-2330	9:00～17:00	9:00～17:00	
	体育学部事務課	多摩	教室・管理棟 (A棟) 1階	042-339-7202	9:00～17:00	9:00～17:00	
学生・厚生課	学生生活全般をサポートする手続、指導、相談等を行っています。課外活動、奨学金(奨学生制度)、遺失物・拾得物、アルバイト情報、学生保険、掲示、学生寮、アパート関係 など	世田谷	34号館A棟1階	03-5451-8114	9:00～17:00	9:00～17:00	
		町田	13号館1階	042-736-2316	9:00～17:00	9:00～17:00	
		多摩	教室・管理棟 (A棟) 2階	042-339-7225	9:00～17:00	9:00～17:00	
学生相談室	教職員、家族、友人等に相談しにくい問題など、専門のカウンセラーが直接相談に応じます。電話での相談や家族からの相談も受け付けています。	世田谷	34号館A棟1階	03-5451-8116	※カウンセラーの在室日は学生相談室入口の掲示板でお知らせします。確認の上、相談にきてください。	原則として閉室	
		町田	11号館1階	042-736-5498			
		多摩	教室・研究棟 (B棟) 1階	042-339-7365			
国際交流センター	海外研修や交換留学など、海外へ留学を希望する学生へのアドバイスや外国人留学生への留学生サポートを行っています。	世田谷	7号館1階	03-5481-3206	9:00～17:00	9:00～17:00	
		町田	鶴川メイプルホール2階	042-736-2317	9:00～17:00	9:00～17:00	
		ホームページ	http://www.kokushikan.ac.jp/research/IC/				
キャリア形成支援センター	学生の進路に関する各種支援を行っています。業種別企業ファイルや就職情報誌等の資料を自由に閲覧できるほか、求人票及び各種セミナーの案内等を行っています。また、就職活動における悩みを相談できるスタッフも常時待機しています。	世田谷	8号館1階	03-5481-3308	9:00～17:00	9:00～17:00	
		町田	12号館1階	042-736-2318	9:00～17:00	9:00～17:00	
		多摩	教室・管理棟 (A棟) 2階	042-339-7230	9:00～17:00	9:00～17:00	
		ホームページ	http://www.kokushikan.ac.jp/career/				
健康管理室	校医や看護師等を配置して、応急処置や健康相談、健康診断証明書の発行、健康情報の発信等を行っています。なお、校医の健康相談や診察を希望する場合は、各キャンパスの健康管理室にお問い合わせください。	世田谷	34号館A棟1階	03-5451-8115	9:00～21:00	9:00～19:00	
		町田	11号館1階	042-736-2319	9:00～18:00	9:00～17:00	
		多摩	教室・研究棟 (B棟) 1階	042-339-7206	9:00～18:00	9:00～17:00	
		ホームページ	http://www.kokushikan.ac.jp/education/library/				
図書館・情報メディアセンター	蔵書はもちろん、学外情報検索のための各種データベースや電子デバイス等の設備、視聴覚や閲覧・学習施設等が完備されています。蔵書は3キャンパスどこでも貸出・返却ができます。なお、図書館入館の際には学生証が必要です。	世田谷	中央図書館1～5階	03-5481-3216	8:30～22:30	8:30～22:30	
		町田	鶴川メイプルホール2～4階	042-736-2341	8:30～20:00	8:30～20:00	
		多摩	教室・管理棟 (A棟) 1階	042-339-7204	8:30～20:00	8:30～20:00	
		ホームページ	http://www.kokushikan.ac.jp/education/library/				
生涯学習センター	学生のスキルアップのための資格講座を実施しています。	世田谷	梅ヶ丘校舎 地域交流文化センター1階	03-5451-1921	9:00～17:00	9:00～17:00	
		町田	鶴川メイプルホール1階	042-736-2327	10:00～17:00	10:00～17:00	
		多摩	教室・管理棟 (A棟) 1階	042-339-7372	10:00～17:00	10:00～17:00	
		ホームページ	http://www.kokushikan.ac.jp/research/LLC/				

※受付時間は、大卒行事開催日等は閉室または時間が変更となる場合があります。  
※詳しい内容は、各部署まで直接お問い合わせいただくか、各部署発行のパンフレット等をご覧ください。

## II 学生証と事務取扱について

### 1. 学籍番号



### 2. 学生証の取り扱い

(1) 学生証は本学学生として身分を証明するものであり有効期限は学生証に記載されているとおりである。学生証は常に携帯し提示の請求があったときにはいつでも提示しなければならない。

また、特に次の場合は学生証を必要とする。

- ① 試験を受験する場合
- ② 図書館に入室する場合
- ③ 通学定期券を購入する場合

#### (2) 学生証への記入

学生証の裏面には現住所、通学区間を記入しなければならない。

#### (3) 学生証の再発行

学生証を紛失した場合、体育学部事務課前に設置してある証明書自動発行機にて「学生証再発行願」を購入し、必要事項を記入した後に事務課に提出する。(納入料金は次ページの“各種手数料および証明書発行料一覧表”を参照)

### 3. (1) 証明書自動発行機稼働時間

区分	世田谷キャンパス	町田キャンパス	多摩キャンパス
		教務課窓口	町田事務課窓口
平日	9:00~21:30	9:00~17:00	9:00~17:00
長期休校期間	10:00~18:00	10:00~15:00	10:00~15:00

※ 但し、日曜日・祝祭日及び学園が定めた休日等は稼働していない。

注意事項		2020年度 学生住所・通学区間証明書 国士館大学			
(1)この証明書は定期券購入の有無に係わらず、必ず学生証とともに常に携帯し、教職員及び係員の請求があった場合は、提示しなければならない。 (2)学生証及びこの証明書は、他人への貸与・譲渡または複製・転写等をしてはならない。 (3)通学定期乗車券を請求するときは、定期乗車券請求申込書に必要事項を記入して、学生証とこの証明書を、ともに提示しなければならない。 (4)学生証及びこの証明書を紛失・破損した場合は、直ちに発行者に届け出て、再発行の手続きを行わなければならない。 (5)新年度開始日に必ず当該年度の証明書と交換をし、卒業・退学等によって学籍を失った場合、もしくは有効期限を過ぎた場合には、直ちに大学(学部生は各学部事務担当、大学院生は教務部大学院課)に返還しなければならない。 (6)通学定期乗車券の区間は、「自宅最寄駅」から「学校最寄駅」の最も経済的な経路に限る。 (7)通学定期乗車券は、履修授業への通学以外の目的により請求してはならない。 (8)通学定期券に事実と異なる住所・通学区間を記載したり、通学以外の目的で購入したりすることは、不正購入・不正使用であり、鉄道会社及び大学から懲戒等処分の対象となる。	研究科 学部	専攻 学科	課程 第 専攻	学年	
	学籍番号:	—			
	氏名:	—			
	生年月日:(西暦)	年	月	日	性別: 男・女
	上記の者は、本学学生であることを証明する。				
	有効期限 2021年3月31日(ただし、卒業年度の学生は卒業式当日まで有効)				
	〒206-8515 多摩市永山7-3-1				
	TEL 042-339-7202				

### Ⅲ 各種手数料および証明書発行料一覧表

2020年度

区分	種別	単位	金額(円)	適用	
聴講・試験・履修	科目等履修料	1単位	20,000	研究科、学部（本学卒業生は半額）	
	聴講料	学内聴講 1単位	5,000	研究科（教職・資格は除く）、学部	
		一般聴講 1単位	5,000	学外者（本学卒業生は半額）	
	補講料	1科目	2,000		
教	介護等体験費	1体験	13,500	政経・理工・法・文・21世紀アジア・経営及び体育学部（こどもスポーツ教育学科）	小学校及び中学校の免許状取得希望者のみ
			17,200	体育学部（体育・武道・スポーツ医科学科）	
職	教育実習費	1実習	10,000	中学校・高校実習	政経学部、法学部、21世紀アジア学部、経営学部
			20,000	中学校・高校実習	体育学部
			17,000	小学校実習	体育学部（こどもスポーツ教育学科のみ）
			5,000	中学校・高校実習	理工学部
			12,000	中学校・高校実習	文学部（初等教育を除く）
			17,000	幼稚園・小学校実習	文学部（初等教育のみ）
	養護実習費	1実習	20,000	体育学部（スポーツ医科学科のみ） 文学部（教育学のみ）	
教員免許状申請料	1種類	3,500			
資格	測量実習費	1実習	10,000	文学部（地理・環境のみ）	
	博物館学芸員実習費	1実習	15,000	文学部	
	学校図書館司書教諭申請料	1申請	1,500	教員免許状取得見込者（養護教諭は除く）	
証明書	学生証再発行願	1回	2,000		
	在籍証明書	1通	200	英文 300円	
	在籍期間証明書 ※2	1通	200		
	卒業（修了）見込証明書	1通	200	英文 300円	
	卒業（修了）証明書 ※2	1通	200	英文 300円	
	成績証明書	1通	200	英文 500円	
	成績・卒業見込証明書	1通	200		
	成績・卒業見込・健康診断証明書	1通	300		
	成績・卒業証明書 ※2	1通	200		
	単位取得（見込）証明書	1通	200	資格用	
	基礎資格及び学力に関する（見込）証明書	1通	200	教職用	
	教員免許状取得見込証明書	1通	200		
	人物調査書	1通	200	卒業後2年まで発行可	
	推薦書	1通	200	英文 500円 卒業後2年まで発行可	
	健康診断証明書 ※1	1通	200	英文 300円	
その他の証明書	1通	200	英文 500円		

注意

- 「※1」は、企業等で指定された健康診断証明書の様式がある場合は、証明書等自動発行機で、「申請書」の「健康診断証明書発行願（定形外・用紙持込）」を購入し、健康管理室へ提出して下さい。
- 発行願や手数料、各種セミナー等の受講料及び高学年生の実験実習費等は、証明書等自動発行機で、各「申請書」を購入し、申請書に指定されている部署へ提出して下さい。
- 「※2」は、卒業等後発行可。



## IV 各種手続一覧表

2020 年度

	手続内容	提出書類等	提出時期等	受付窓口				備 考
				教務課・学部事務課	経理課	学生・厚生課	寮務課	
1	学費の納入	納入依頼書	納入依頼書に明記					本学指定の納入依頼書を使用。ATMも使用可。※2
2	学費納入依頼書再発行		随 時	※3 ■				
3	学費の延納	学費延納願	納入期限まで	○				
4	各種手数料の払い戻し	各申請書等	随 時		※1 ●			発行した証明書は、払い戻ししない。
5	再 入 学	再入学願・再入学手続書	1 月 末	○				
6	復 籍	復籍願	除籍後 2ヶ月以内	○				学費未納による除籍からの復籍は、教務課へ提出。
7	休 学	休学願	随 時	○				病気による場合は、診断書を添付。
8	復 学	復学願		○				病気による場合は、診断書を添付。
9	退 学	退学願	随 時	○				
10	欠 席	欠席届	欠席の前後 1週間以内	○				病気による場合は、診断書を添付。授業担当教員に提出。
11	公 欠	公欠願	随 時	○				事前に授業担当教員に提出。
12	学生氏名の変更・修正	学生氏名変更届	随 時	※3 ■				
13	本籍地の変更・修正	本籍地変更届	随 時	※3 ■				
14	学生の住所等変更	Web 入力	随 時					指定された Web (Kaede-i) に登録・変更。
15	保証人の住所等変更							
16	納入者の氏名・住所等変更							
17	保証人の氏名・続柄変更	保証人氏名変更届	随 時	※3 ■				
18	履修科目の登録	(履修登録用紙)	指定期間					指定された方法で登録。
19	科目等履修生を希望	願書①・②	学部事務課から指示	※3 ■				
20	学内聴講等		学部事務課から指示	※3 ■				
21	追試験の受験	追試験受験願	学部事務課から指示	※3 ■				
22	通学区間の変更		随 時	※1 ●				学生住所・通学区間証明書を交換する。
23	他キャンパスへの通学	通学キャンパスの証明	事 前	※1 ●				学部等の証明及び学生証を提示する。
24	諸行事の開催	諸行事開催願	事 前			○		行事・催物開催計画書を添付する。
25	大会等への参加	大会参加願	事 前			○		大会の案内等を添付する。
26	学内での掲示	掲示許可願	事 前			○		掲示物の現物を添付する。
27	学内での印刷物配布	印刷物配布許可願	事 前			○		配布する印刷物の見本を添付する。
28	各種育英会等の採用希望	奨学生採用願	学生・厚生課から指示			○		家計の収入に関する証明書を添付する。
29	遺失物・拾得物の届出		随 時			○		遺失物の受け取りに限り学生証を提示する。
30	アパート等の紹介		随 時			○		
31	アルバイトの紹介		随 時			○		
32	本学学生寮への入寮希望	入寮願	随 時				○	
33	紛失時の学生証再発行	学生証再発行願	随 時	※1 ●				発行手数料 2,000 円。

### 注意

- ※1. ●は、多摩キャンパスの場合「体育学部事務課」に読み替える。
- ※2. 学費を ATM 及びインターネットバンキングを利用して納入する場合は、振込依頼人名に納入依頼書に記載されている「識別番号」「学生氏名」の順で必ず入力すること。
- ※3. ■は、町田キャンパス及び多摩キャンパスの場合は各学部事務課に読み替える。

## V 学生ポータルサイト「Kaede-i」について

### ○学生ポータルサイト「Kaede-i」

授業に関する情報など、大学生活に必要な情報については「Kaede-i」から確認することができる。Kaede-i の ID 及びパスワードは、入学後のオリエンテーション（情報リテラシー教育等）に出席することで配布され、ID と大学が発行したメールアドレスは卒業するまでの間、原則として変わらない。

- ・授業の休講、補講、教室変更などの情報
- ・大学からのお知らせ（※掲示板にも掲示される）
- ・履修登録（履修登録期間のみ）
- ・My 時間割（履修科目の一覧）の確認
- ・プロフィール（学生情報）の確認・変更（住所、電話番号、学費納入者の変更など）
- ・成績確認（春期成績は9月中旬、秋期成績は3月下旬から）
- ・証明書等自動発行機のパスワード変更 など

### ◆Kaede-i へのアクセス方法

①PC・スマートフォンからのアクセス <https://kaedei.kokushikan.ac.jp/>

大学ホームページから「在学生・保護者の皆さま」→「学生ポータルサイト（Kaede-i）」をクリック

②携帯電話からのアクセス <https://kaedei.kokushikan.ac.jp/m>

※なお、携帯電話からは My 時間割は確認できない。



QR コード（Kaede-i）

### ◆プロフィール（学生情報）の確認・変更方法

学生ポータルサイト「Kaede-i」TOP ページから、「プロフィール」→「プロフィール（学生情報）」欄の「確認・変更する」をクリック。変更箇所を修正し、最後に「登録」ボタンをクリック。なお、学生本人だけでなく、保証人や学費納入者の住所等の変更ができる。

※住所や連絡先が変わった場合には、速やかに変更すること。

### ◆メールアドレスの登録方法

Kaede-i 上に個人のメールアドレスを登録することで、大学のお知らせや休講情報等を指定したアドレスに送信するように設定できる。（メール受信にかかる通信料は個人負担）

学生ポータルサイト「Kaede-i」TOP ページから、「プロフィール」→「メールアドレス」欄の「確認・変更する」をクリック。メールアドレスを入力後、「通知を受け取る」を選択し、「登録」ボタンをクリック。なお、メール配信に関する詳細や Q&A は、図書館・情報メディアセンター 情報システム課のホームページ（<http://wwwcis.kokushikan.ac.jp/>）にも記載があるので参考にすること。

# 学則・諸規程他

1. 休学・復学・退学・除籍・復籍・再入学 .....	110
2. 学費の納入 .....	112
3. 国士舘大学学則 .....	114
4. 国士舘大学留学規程 .....	124
5. 国士舘大学留学規程施行細則 .....	125
6. 国士舘大学交換留学生受け入れ規程 .....	126
7. 国士舘大学研究生規程 .....	127
8. 国士舘大学奨学生規程 .....	128
9. 国士舘大学科目等履修生規程 .....	130
10. 国士舘大学納入金規程 .....	131
11. 国士舘大学学籍管理規程 .....	135
12. 国士舘大学学籍管理規程施行細則 .....	138
13. 国士舘大学聴講生規程 .....	139
14. 他学部履修に関する内規 .....	140
15. 諸資格取得のための受講料等に関する内規 .....	141
16. 自然災害等に対する全学的休講措置の申し合わせ .....	142

# 1 休学・復学・退学・除籍・復籍・再入学

学期は下記の通り定められている。

春期：4月1日から9月15日まで 秋期：9月16日から3月31日まで

※国土館大学学則第6条参照

## 休学

病気その他やむを得ない理由のため1ヶ月以上にわたり欠席する場合は「休学」することができる。休学の際は体育学部事務課の各学科担当窓口へ申し出ること。休学の期間は、当該学年のうち1年または学期を区分とし、連続2年、通算4年を限度とする。なお、休学期間は在学年数に含まれないため、半年または1年間休学すると卒業が半年以上遅れることになる。

※国土館大学学則第18条、国土館大学学籍管理規程第7条、国土館大学納入金規程第6条・第7条参照

### 【休学時の学費と休学費】

休学期間	休学願の提出	前期学費等	後期学費等	休学費
年間	学期の開始から1ヶ月以内	免除	免除	20,000円
	学期の開始から1ヶ月以降	全額納入	免除	20,000円
半期休学 春期	学期の開始から1ヶ月以内	免除	全額納入 (秋期復学の場合)	20,000円
	学期の開始から1ヶ月以降	全額納入	全額納入 (秋期復学の場合)	—
半期休学 秋期	学期の開始から1ヶ月以内	全額納入	免除	20,000円
	学期の開始から1ヶ月以降	全額納入	全額納入	—

## 復学

休学していた者は、休学期間を満了する次の期に「復学」することができる。復学する場合には、休学期間満了前に「復学願」を体育学部事務課に提出しなければならない。

※国土館大学学則第18条、国土館大学学籍管理規程第7条、国土館大学納入金規程第6条・第7条参照

## 退学

病気その他理由により大学を辞めることを「退学」という。健康上の理由や経済的理由、進路変更などにより退学する場合には体育学部事務課の各学科担当窓口へ申し出ること。なお、退学する場合でも、退学が許可された時期に応じて学費を納入しなければならない。学費が納入されていない場合は「除籍」となる。

退学願の提出	学費等の納入
春期開始後1ヶ月以内	全額免除 (新入生・再入学生・復籍者及び当該年度に 編転入学・転部等した者を除く)
春期開始後1ヶ月以降から 秋期開始後1ヶ月以内	後期学費等は免除 (前期学費は納入)
秋期開始後1ヶ月以降	全額納入

学生が本大学の規則に背き又は学生の本分に反する行為をした時は、懲戒処分として退学させられることがある。

※国士舘大学学則第19条・第73条、国士舘大学学籍管理規程第8条、国士舘大学納入金規程第8条・第9条参照

## 除籍

下記に該当する場合は、「除籍」となり学籍を失うことになる。

- ①在学年限が8年を超えた者
- ②休学期間を超えた者
- ③正当な理由がなく、無届で3日以上連続して欠席した者
- ④正当な理由がなく、所定の期日までに学費等定められた納入金を納入しない者

※国士舘大学学則第20条、国士舘大学学籍管理規程第9条参照

## 復籍

除籍（上記4の①及び②の場合を除き）された者が復籍を願い出る場合は、除籍された日から2ヶ月以内に未納学費を納入のうえで「復籍願」を教務課学籍担当窓口へ提出し、学長から許可された者は復籍が認められる。

なお、除籍後2ヶ月以上経過した学生の願い出については、再入学の取扱いとなり、学長の許可を得なければならない。

※国士舘大学学則第20条、国士舘大学学籍管理規程第8条・第9条、国士舘大学納入金規程第11条参照

## 再入学

退学・除籍となった者が、再入学を希望する場合は、学年が始まる2ヶ月前までに「再入学願」を体育学部事務課の各学科担当窓口へ提出し、選考の上、学長の許可を得なければならない。（ただし、退学の理由や修学の意味等を審議するため、必ず認められるとは限らない。）

再入学が認められた場合は、指定された期日までに再入学する年度の入学金及び学費を納入するものとする。また、これまでに修得した単位は有効であり、退学・除籍時の学年に戻ることができる。（ただし、単位は一部認められない場合もある。）

※国士舘大学学則第19条、国士舘大学学籍管理規程第8条、国士舘大学納入金規程第8条、第9条参照

## 2 学費の納入

### 振込依頼書の発送時期と納入内訳

	1回目		2回目	
	発送時期	内容	発送時期	内容
新入生 (転部・再入学含む)	合格通知と同時に送付	入学金 年間分 前期分 (入学金と年間分もしくは前期分のいずれかを選択し納入する)	8月末～9月上旬 (1回目に入学金と前期分を納入された方を対象)	後期分
在学学生	3月末～4月上旬	年間分 前期分 (年間分もしくは前期分のいずれかを選択し納入する)	8月末～9月上旬 (1回目に前期分を納入された方を対象)	後期分

### 納入期限

	1回目(年間分または前期分)	2回目(後期分)
新入生 (転部・再入学含む)	手続き締切日まで (「入学手続の手引」に記載)	10月1日 (延納制度を利用した場合 12月1日)
在学学生	5月1日 (延納制度を利用した場合 7月1日)	10月1日 (延納制度を利用した場合 12月1日)

※納入期限が金融機関休業日にあたる場合は、翌営業日までに手続きをすること。

### 納入方法

大学所定の「振込依頼書」を使用して金融機関窓口から電信扱いで納入する。

※現金書留等による送金や、大学窓口での現金納入はできない。

ATM・インターネットバンキングを利用する場合は、「振込依頼書」左側中央部の太枠内に記載されている(1)識別番号および(2)学生氏名を振込依頼人名に必ず入力すること。払出口座の名義のみで振り込まれた場合、学生個人を特定できず未納扱いの原因となるので注意すること。

※(1)識別番号は、振込依頼書に記載されている7で始まる10桁の数字を指す。入力の際は注意すること。

※領収書が発行されないため、ATMを利用された場合はATM利用控え、インターネットバンキングの場合は、振込手続き完了画面等を印刷し保管すること。

## 延納制度について

学業を継続する意思があり、やむを得ない事情等で納入期限までに納入できない場合は、延納制度を利用すると納入期限を2ヶ月延ばすことができる。(ただし、新入生(転部・再入学含む)の前期分学費は対象とされない。)

### ○延納の手続方法

各期の納入期限までに「学費延納願」を学生・納入者の連名・押印の上、体育学部事務課へ提出すること。「学費延納願」の用紙は、学生本人が体育学部事務課担当窓口に請求、または大学ホームページからダウンロードする。

※各期の納入期限を過ぎた場合、延納は認められない。

※前期に延納願を提出している場合でも、後期分の延納を希望する場合は、後期分の延納願を改めて提出すること。

※延納が認められた場合、納入期限を延長した振込依頼書を、前期分は6月中旬頃、後期分は11月中旬頃に教務課から再送する。



### 3 国士舘大学学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 国士舘大学(以下「本大学」という。)は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統をたつとび、心身を練磨し、誠意・勤労・見識・気魄の徳性を養い、もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検・評価の項目、実施に関する組織及び、運営等については別に定める。

(組織)

第2条 本大学に次の大学院研究科、学部及び学科を置く。  
大 学 院

- 政治学 研究 科
- 経済学 研究 科
- 経営学 研究 科
- スポーツ・システム研究科
- 救急システム研究科
- 工学 研究 科
- 法学 研究 科
- 総合知的財産法學研究科
- 人文科学研究科
- グローバルアジア研究科
- 政 経 学 部
- 政治行政学 科
- 経済学 科
- 体 育 学 部
- 体育学 科
- 武道学 科
- スポーツ医科学 科
- こどもスポーツ教育学科
- 理 工 学 部
- 理工学 科
- 法 学 部
- 法律学 科
- 現代ビジネス法学科
- 文 学 部
- 教育学 科
- 史学地理学 科
- 文 学 科
- 21世紀アジア学部
- 21世紀アジア学 科
- 経 営 学 部
- 経営学 科

(大学院の規定)

第3条 大学院については、別に定める。

(学生定員)

第4条 各学部における学科等の学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員(人)	3年次編入学定員(人)	収容定員(人)	
政経学部	政治行政学科	175	—	700	
	経済学科	360	—	1,440	
体育学部	体育学科	220	—	880	
	武道学科	90	—	360	
	スポーツ医科学科	150	15	630	
	こどもスポーツ教育学科	80	—	320	
理工学部	理工学科	335	—	1,340	
法学部	法律学科	200	—	800	
	現代ビジネス法学科	200	—	800	
文学部	教育学科	中等教育課程	80	—	480
		初等教育課程	40	—	
	史学地理学科	170	—	680	
	文学科	100	—	400	
21世紀アジア学部	21世紀アジア学科	350	—	1,400	
経営学部	経営学科	270	—	1,080	
計		2,820	15	11,310	

## 第2章 通則

### 第1節 学年・学期及び休業日

(学年)

第5条 春期入学者の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 秋期入学者の学年は、9月16日に始まり、翌年9月15日に終わる。

(学期)

第6条 学年は、次の2期に分ける。

春 期 4月1日から9月15日まで

秋 期 9月16日から翌年3月31日まで

2 前項の期日は、必要に応じ、変更することができる。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

日 曜 日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

創立記念日 11月4日

春季休業 3月21日から3月31日まで

夏季休業 8月1日から9月15日まで

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の休業期間及び期日は、授業又は行事等の都合により、変更することができる。



3 第1項に定める休業日のほか、必要に応じ、臨時に休業日を設けることができる。

## 第2節 入学、転学、留学、休学、退学及び除籍等

(入学時期)

第8条 本大学の入学は、第6条に規定する各期の始めとする。

(入学資格)

第9条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年1月31日文科省令第1号)により、文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(選考の方法)

第10条 前条による入学志願者について、教授会の意見を聴き、学長が合格者を決定し、所定の手続を経た者に入学を許可する。

2 選考の方法は、別に定める。

(編入学・転入学)

第11条 次の各号の一に該当する者で、本大学へ編入学又は転入学を志願する者について、学長が合格者を決定し、所定の手続を経た者に相当年次への編入学又は転入学を許可するものとする。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
  - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
  - (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校の課程を修了若しくは卒業した者
  - (4) 学校教育法第132条に定める専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者
  - (5) 学校教育法第58条の2に定める高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)
- 2 他の大学に在籍する者が、本大学に転入学を希望するときは、その大学の承認を得なければならない。

3 選考の方法は、別に定める。

(入学手続)

第12条 合格通知を受け入学を希望する者は、指定期日までに、本大学所定の書類を提出し、かつ、第22条に定める入学金及び学費(以下「入学金等」という。)を納入しなければならない。

2 指定の期日までに手続を完了しないときは、入学を許可しない。

(保証人)

第13条 学生は、入学に際し、保証人を設けなければならない。

- 2 保証人は、学生の父又は母とし、その双方を欠くときは、これに準ずる者とする。
- 3 保証人は、その保証する学生が在学中に遵守すべき事項について責任を負うものとする。
- 4 保証人は、その住所等に異動があったときは、直ちに届出なければならない。
- 5 保証人を変更するときは、速やかに届出なければならない。

(他大学への入学等)

第14条 学生が他大学へ入学又は転入学を志望するときは、学長の許可を得なければならない。

(転学部・転学科)

第15条 学生が転学部、転学科を志望するときは、春期の始めに限り、学部で選考の上、学長が許可するものとする。

(外国留学)

第16条 学生が外国の大学又は短期大学に留学を志望するときは、学長の許可を得なければならない。

- 2 外国の大学及び短期大学において修学する期間は、原則として1年とする。
- 3 留学の許可を得た者が、留学した大学又は短期大学において修得した単位については、教授会の議を経て、60単位を限度として本大学において修得したものとみなすことができる。
- 4 学生の外国留学については、前3項によるほか、必要な事項は別に定める。

(欠席届)

第17条 学生が病気その他やむを得ない理由のため欠席するときは、理由を付して、届出のものとする。

2 欠席が7日以上にわたるときは、理由を付して、保証人と連署の上、届出のものとする。

(休学及び復学)

第18条 学生が病気その他やむを得ない理由のため1月以上にわたり欠席する場合は、許可を得て休学することができる。

- 2 休学しようとするときは、休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。また、休学は通算8回を超えることができない。
- 4 休学は、その学年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、許可を得て引続き1年もしくは第6条に規定する春期又は秋期まで延長することができる。
- 5 復学の時期は、第6条に規定する各期の始めとする。

6 復学の手続については、第2項の規定を準用する。

(退学及び再入学)

- 第19条 学生が病気その他の理由により退学しようとするときは、保証人と連署の上、理由を付して退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。
- 2 前項の規定によって退学した者が、再入学を願い出たときは、学長の許可を得なければならない。
- 3 第73条第2項の規定によって退学処分を受けた者の再入学については、特に反省が顕著であると認められる場合に限り、学長が再入学を許可するものとする。
- 4 再入学の時期は、第6条に規定する各期の始めとする。
- 5 再入学の手続については、第12条及び第13条の規定を準用する。

(除籍及び復籍)

- 第20条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長が除籍する。
- (1) 第41条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第18条第4項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 正当な理由がなく、無届で3月以上連続して欠席した者
- (4) 正当な理由がなく、所定の期日までに学費等定められた納入金を納入しない者
- 2 除籍の場合は、保証人に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により除籍された者が、復籍を願い出たときは、第1号及び第2号の場合を除き事情を調査の上、学長が復籍を許可するものとする。
- 4 復籍の手続については、別に定める。

### 第3節 入学検定料及び入学金等

(入学検定料)

- 第21条 本大学に入学を志望する者は、別表第12に定める入学検定料を納入しなければならない。

(納入金)

- 第22条 納入金とは、別表第13から別表第16に定める入学金等及び別に定める諸費をいう。
- 2 納入金は、別に定めるところにより、所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 高学年学生(5年次生以上)の学費は、別に定めるところにより、減免する。

(納入金の改定)

- 第23条 納入金の改定が行われた場合、在学生には適用しないものとする。ただし、諸費については、特別の事情があるときは、在学生にも適用することができる。

(入学検定料及び入学金等の返還)

- 第24条 既に納入した入学検定料及び入学金は返還しない。ただし、学費及び諸費等については、特別な場合に限り返還することができる。

### 第4節 教職員組織

(学長)

- 第25条 本大学に、学長を置く。
- 2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を総督する。

(副学長)

- 第26条 本大学に、副学長を置くことができる。
- 2 副学長は、教学全般について学長を補佐する。
- 3 副学長の選任等については、別に定める。

(学部長等)

- 第27条 各学部に学部長を置く。

(教員)

- 第28条 本大学に教授、准教授及び講師を置く。
- 2 本大学に助教を置くことができる。
- 3 本大学に別に定めるところにより、特任教授を置くことができる。
- 4 本大学に別に定めるところにより、客員教授を置くことができる。

(名誉教授)

- 第28条の2 本大学に、多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、別に定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

(職員)

- 第29条 本大学に事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

### 第5節 教授会、学部長会及び委員会

(教授会の構成)

- 第30条 本大学各学部に教授会を置き、専任教授をもって構成する。ただし、必要と認められる場合は、准教授及び専任講師を加えることができる。
- 2 学長及び副学長は、教授会に出席することができる。

(教授会の招集)

- 第31条 教授会は、学部長が招集し、議長となる。
- 2 学部長等は、所属教授会構成員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して教授会の開催を求められた場合には、教授会を招集しなければならない。

(教授会の成立及び議決)

- 第32条 教授会は、構成員の過半数の出席によって成立し、その議決は、出席者の過半数による。

(教授会の検討事項)

- 第33条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの。
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について、学長等の求めに応じ、意見を述べるることができる。

(学部長会)

- 第34条 本大学に、学部長会を置く。

- 2 学部長会は、学長、副学長、各学部長をもって構成し、
- 2 学部以上にわたる教学に関する共通事項について協議し、各学部等相互の意見の調整をはかるものとする。
- 3 学部長会の運営については、別に定める。

(委員会)

第 35 条 本大学に、学長の諮問機関として委員会を置くことができる。

(応急措置)

第 36 条 学長は、非常変災その他急迫の事情があるときには、教学に関して臨機の措置をとることができる。このときは、速やかに教授会に報告するものとする。

## 第 6 節 附属施設等

第 37 条 削除

(国際交流センター)

第 37 条の 2 本大学に、国際交流センターを置く。

2 国際交流センターについては、別に定める。

(図書館・情報メディアセンター)

第 37 条の 3 本大学に、図書館・情報メディアセンターを置く。

2 図書館・情報メディアセンターについては、別に定める。

(健康管理室)

第 38 条 本大学に、健康管理室を設け、教職員及び学生の保健管理に関する業務のほか、健康増進に関する指導を行う。

2 健康管理室の運営については、別に定める。

## 第 7 節 附置研究所等

(附置研究所及び附属研究施設等)

第 39 条 本大学に、イラク古代文化研究所、武道・徳育研究所及び防災・救急救助総合研究所を附置する。

2 前項に規定するもののほか本大学の学部に、必要に応じて附属研究施設及び学会を置くことができる。

3 第 1 項に規定された附置研究所及び第 2 項に示す附属研究施設等については、別に定める。

第 39 条の 2 削除

第 39 条の 3 削除

(生涯学習センター)

第 39 条の 4 本大学に、生涯学習センターを置く。

2 生涯学習センターについては、別に定める。

(ウエルネス・リサーチセンター)

第 39 条の 5 本大学に、ウエルネス・リサーチセンターを置く。

2 ウエルネス・リサーチセンターについては、別に定める。

# 第 3 章 学 部

## 第 1 節 教育課程の教育研究上の目的、授業科目及び修業年限・在学年限

(教育研究上の目的・授業科目)

第 40 条 本大学が設置する学部等の教育研究上の目的並びに学部において開設する授業科目、単位数及び開設年次等は、次のとおりとする。

- (1) 政経学部は、別表第 1
- (2) 体育学部は、別表第 2
- (3) 理工学部は、別表第 3
- (4) 法学部は、別表第 4
- (5) 文学部は、別表第 5
- (6) 21 世紀アジア学部は、別表第 6
- (7) 経営学部は、別表第 7

2 授業科目について、特別の事情があるときは、学部の定めるところにより他学部又は他学科に属する科目をもって充てることができる。

3 第 1 項の別表第 1 から同第 7 に定める授業科目のほか、必要に応じて特別講義、演習又は随意科目を開設することができる。

(修業年限・在学年限)

第 41 条 学部の修業年限(修業期間)は、4 年(8 期)とする。ただし、8 年(16 期)を超えて在学することはできない。

2 編入学及び転入学した者は、当該修業年限(修業期間)の 2 倍に相当する年数(期数)を超えて在学することはできない。

3 再入学した者は、再入学以前の在学年数(在学期数)を加えて 8 年(16 期)を超えることはできない。

## 第 2 節 履修方法、試験及び単位認定

(履修要領)

第 42 条 第 40 条に定める各授業科目の履修要領及び卒業所要単位は、別表第 8 に定めるとおりとする。

2 学生が、第 40 条第 2 項のほか科目の履修を希望するときは、当該学部に申し出て承認を得た後履修することができ、修得した単位は卒業所要単位に算入することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 43 条 本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、本大学の学生の当該大学又は短期大学の授業科目の履修を認めることができる。また、当該大学又は短期大学の学生を本大学において特別聴講生として履修させることができる。

2 本大学の学生が前項の規定により、履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で、本大学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 43 条の 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第 16 条第 3 項及び前条第 2 項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(外国で教育を受けた学生に対する履修の特例)

第 44 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当期間、中等教育を受けた者の教育について必要があると認めるときは、日本語に関する科目及び日本事情に関する科目を開設し、履修させることができる。

(教員免許状及び諸資格)

第 45 条 教育職員の免許状を得ようとする者の履修要領は、第 54 条、第 55 条及び第 56 条による。

2 司書、司書教諭、学校司書、博物館学芸員及び社会教



育主事補の資格を得ようとする者は、それぞれ別表第9及び第9の2に定める科目の単位を修得しなければならない。

- 3 測量士補の資格を得ようとする者は、別に定める科目の単位を修得しなければならない。

(履修届)

第46条 学生は、春期の始めに、当該学年に履修する科目を選定して届出なければならない。ただし、第6条に規定する秋期の始めとすることができる。

(単位の基準)

第47条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とし、外国語については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価し単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(多様なマルチメディアによる授業の方法)

第47条の2 本大学は、文部科学大臣が別に定めるところによって、前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業を、多様なマルチメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(試験)

第48条 履修した授業科目については、定期に試験を行う。ただし、授業科目によっては、平常の成績をもって試験にかえることができる。

- 2 やむを得ない理由によって定期の試験を受けなかった者については、教授会の承認を得て、追試験を受けることができる。
- 3 納入金未納の者は、試験を受けることができない。

(成績評価)

第49条 各授業科目は、成績によって合格、不合格を決める。

- 2 成績評価は、優、良、可及び不可と表記し、優、良、可を合格、不可を不合格とする。また、単位認定を認め表記することができる。
- 3 評価基準は100点を満点とし、80点から100点を優、70点から79点を良、60点から69点を可とし、59点以下は不可とする。
- 4 学業成績を総合的に判断する指標として、Grade Point Average (以下「GPA」という。)を用いる。なお、GPAに関しては、別に定める。

(単位認定及び再履修)

第50条 各授業科目の試験に合格した者には、当該科目所定の単位を与える。ただし、各授業科目について出席すべき時間数(試験時間数を含む。)の3分の2以上の出席がなければならない。

- 2 単位の修得ができなかった科目については、あらためて、その科目を履修しなければ受験することができない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第51条 大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)を卒業し、あるいは中途退学して新たに第1年次に入学した学生の既修得単位については、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本大学において修得したものとみなすことができる。

ただし、このことによって修業年限を短縮することはできない。

- 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、本大学の学生が本大学に入学する前に行った第43条の2第1項に規定する学修を本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第16条第3項及び第43条第2項並びに第43条の2第2項で、その科目を履修しなければ受験することができない。わせて60単位を超えないものとする。

### 第3節 卒業及び学位

(卒業)

第52条 本大学に4年(8期)以上在学して、所定の授業科目を履修し、定められた単位数を修得した者は、卒業とする。

- 2 卒業の時期は、第6条に規定する各期の終りとする。

(学位)

第53条 本大学を卒業した者には、次の区分により学士の学位を授与する。

政経学部

政治行政学科	学 士	(政治学)
経済学科	学 士	(経済学)

体育学部

体育学科	学 士	(体育学)
武道学科	学 士	(武道学)
スポーツ医科学科	学 士	(スポーツ医科学)
こどもスポーツ教育学科	学 士	(体育学)

理工学部

理工学科	学 士	(工学)、学 士 (理学)
------	-----	---------------

法学部

法律学科	学 士	(法学)
現代ビジネス法学科	学 士	(法学)

文学部

教育学科	学 士	(文学)
史学地理学科	学 士	(文学)
文学科	学 士	(文学)

21世紀アジア学部

21世紀アジア学科	学 士	(アジア学)
-----------	-----	--------

経営学部

経営学科	学 士	(経営学)
------	-----	-------

## 第4節 教科・教職に関する科目

(教職科目の設置)

第54条 本大学各学部、学科に、教員免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く。

2 課程の認定を受けた学部、学科における免許状の種類及び各免許教科は、別表第10のとおりとする。

(教職科目の履修)

第55条 前条第2項に示す教員免許状を得ようとする者は、所属する学部、学科において開設する教員免許状の取得に必要な授業科目について、本大学で定める所定の単位を修得しなければならない。

(教職科目の配当)

第56条 本大学で開設する教科及び教職に関する科目のうち教職に関する科目は、別表第11のとおりとする。

## 第5節 科目等履修生、聴講生、研究生及び委託学生

(科目等履修生の入学)

第57条 本大学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)が本大学に開設された授業科目について、受講を願い出たときは、当該学部で選考の上、正規の課程の学生の学修を妨げない範囲で、入学を許可するものとする。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生の単位の認定)

第58条 科目等履修生が、履修科目の受講を修了し所定の試験に合格(試験によらない場合の成果の評価を含む。)したときは、その科目の単位を認定し、単位認定書を授与する。

(科目等履修生の在学年限)

第59条 科目等履修生として在学した年限は、正規の課程の在学年限(在学期限)に算入することはできない。

(科目等履修生の教免申請)

第60条 学部を卒業して科目等履修生となった者が、第55条に規定する単位を修得した場合は、教員免許状を申請することができる。

(科目等履修生の規定の準用)

第61条 科目等履修生に関して、第57条から前条までに規定した以外の事項で、科目等履修生に関して必要な事項は、当該学部の正規の課程の学生に適用する規定を準用する。

(聴講生)

第61条の2 本大学で開講している授業科目の聴講を希望する者(以下「聴講生」という。)があるときは、当該学部で選考の上、正規課程の学生の学修を妨げない範囲で、学長が聴講を許可することができる。

2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

(研究生の入学)

第62条 本大学で特定の課題について研究をすすめようとする者がいるときは、当該学部で選考の上、正規の学生の学修を妨げない範囲において、学長が研究生として入学を許可するものとする。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(研究生の聴講)

第63条 研究生は、指導教授の承認を得て、学部の講義、演習及び実験等を聴講することができる。

(研究証明)

第64条 研究生として相当の成績をおさめた者には、研究証明書を与える。

(研究期間)

第65条 研究生の研究期間は、1年もしくは第6条に規定する春期又は秋期とする。ただし、事情によって期間の延長を願い出ることができる。

(研究生の規定の準用)

第66条 第62条から第65条までの規定及び研究生に関する他の規定以外の事項で、研究生に関して必要な事項は、当該学部の正規の学生に適用する規定を準用する。

(委託学生の入学)

第67条 委託学生とは、官公庁その他の団体等の委託に基づき、第10条の規定によらないで、本大学において学修を許可された学生をいう。

2 委託学生として入学を希望する者に対しては、正規の学生の学修を妨げない範囲で、当該学部で選考の上、許可するものとする。

(委託学生の取扱)

第68条 前条の規定による委託学生で、正規の課程の履修を希望する者は、第9条の規定による入学資格を有するものでなければならない。この場合の履修要領及び卒業等については、正規の課程の学生に適用する規定による。

2 前条の規定による委託学生で、科目等履修生として入学を希望する者は、第57条から第61条までの規定を準用する。ただし、第57条に定める入学資格のない者であっても、科目等履修生として入学を許可することができる。

## 第6節 外国人留学生及び交換留学生

(外国人留学生の入学)

第69条 外国人留学生で本大学に入学を志願する者に対しては、選考の上、所定の手続を経た者に入学を許可する。

(交換留学生)

第69条の2 本大学は、本大学との協定に基づき、外国の大学又は短期大学の学生が本大学の授業科目を履修する場合は、交換留学生として受け入れることができる。

2 交換留学生について、必要な事項は別に定める。

(外国人留学生の取扱)

第70条 外国人留学生で、前条の規定により正規の課程に入学を希望する者は、第9条による入学資格を有するものでなければならない。

2 前項に定める外国人留学生の履修要領及び卒業等については、正規の学生に適用する規定による。

3 外国人留学生の取扱いについて、必要な事項は別に定める。

第7節 公開講座

(公開講座)

- 第71条 本大学は、正規の授業科目以外に、必要に応じて特別の講座を設けて、一般に公開することができる。  
2 公開講座に関する規程は、別にこれを定める。

第8節 賞 罰

(表彰)

- 第72条 本大学の学生で、人物及び学業の優秀な者又は表彰に該当する行為のあった者は、学長が表彰する。

(懲戒)

- 第73条 学生が、本大学の規則に背き又は学生の本分に反する行為をしたときは、その都度懲戒委員会を設けて審議し、学長が懲戒を行う。  
2 懲戒は、戒告、停学及び退学とし、退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。  
(1) 性行不良で改善の見込がないと認められるもの  
(2) 学業を怠り、成業の見込がないと認められるもの  
(3) 正当な理由がなく、出席が常でないもの  
(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したものの  
3 前項の規定によって停学又は退学を命じたときは、その旨を保証人に通知する。  
4 懲戒委員会の構成等については、別に定める。

第9節 奨学制度

(奨学制度)

- 第74条 本大学に奨学制度を設ける。  
2 奨学制度に関しては、別に定める。

第10節 学生寮

(学生寮)

- 第75条 本大学に学生寮を置く。  
2 学生寮に関しては、別に定める。

第4章 雑 則

(雑 則)

- 第76条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本学則は、昭和33年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、昭和36年4月1日から施行する。
- 3 本学則は、昭和37年4月1日から施行する。
- 4 本学則は、昭和38年4月1日から施行する。
- 5 本学則は、昭和39年4月1日から施行する。
- 6 本学則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 7 本学則は、昭和41年4月1日から施行する。
- 8 本学則は、昭和44年4月1日から施行する。
- 9 本学則は、昭和46年4月1日から施行する。
- 10 本学則は、昭和49年4月1日から施行する。
- 11 本学則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 12 本学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 13 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 14 本学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 15 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

- 16 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 17 本学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 18 本学則は、平成2年4月1日から施行する。  
ただし、平成2年度から平成5年度において政経学部二部の総定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
政治学科	850	900	950	1,000
経済学科	650	700	750	800

- 19 本学則は、平成3年4月1日から施行する。  
ただし、平成3年度から平成11年度の間における工学部及び法学部の入学定員については、第4条の規定にかかわらず、下表のとおりとする。

工 学 部				法学部
機械工学科	電気工学科	土木工学科	建築学科	法律学科
80	80	80	80	300

また、学則第54条、第55条及び第56条の規定は、平成2年度入学生から適用する。

- 20 本学則は、平成3年9月18日から施行する。  
ただし、第53条の規定は、平成3年7月1日から適用する。
- 20-2 平成3年3月以前の本学卒業生に対する学士の称号は、第53条の規定による学士の学位とみなす。
- 21 本学則は、平成4年4月1日から施行する。  
ただし、平成4年度から平成11年度の間における政経学部一部、体育学部及び文学部の入学定員については、第4条の規定にかかわらず、下表のとおりとする。

政経学部一部	経済学科	300人
	経営学科	250人
体育学部	体育学科	300人
文学部	教育学科	30人
	倫理学専攻	
	史学地理学科	70人
	国史学専攻	
	東洋史学専攻	
	地理学専攻	60人
文学科	中国文学専攻	30人
	国語国文学専攻	70人

- 22 本学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 23 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 24 本学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 25 本学則は、平成8年4月1日から施行する。  
ただし、改正後の第41条1項と3項の別表第1、第2、第3、第4、第5、第6及び第42条1項、第44条、第51条の定めにかかわらず、平成7年4月1日以前の入学生については、なお従前の例による。
- 26 本学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 27 本学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 28 本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 学則第4条の規定にかかわらず、次の表の学部の学科



等の平成12年度から平成16年度間における入学定員については、次の表のとおりとする。

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
政経学部一部	経済学科	280	260	240	220	200
	経営学科	230	210	190	170	150
体育学部	体育学科	210	195	180	165	150
工学部	機械工学科	80	80	80	80	80
	電気電子工学科	80	80	80	80	80
	土木工学科	80	80	80	80	80
	建築学科	80	80	80	80	80
法学部	法律学科	285	270	255	240	225
文学部	教育学科					
	倫理学専攻	30	30	30	30	30
	史学地理学科					
	国史学専攻	70	70	70	70	70
	東洋史学専攻	40	40	40	40	40
	地理学専攻	60	60	60	60	60
	文学科					
	中国文学専攻 国語国文学専攻	30 70	30 70	30 70	30 70	30 70

#### 附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 工学部の電気工学科は、改正後の学則第2条、第4条、第41条第3項第4号、第42条第1項、第53条及び第54条第2項の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 学則第4条の規定にかかわらず、次の表の学部の学科等の平成13年度から平成16年度の間における入学定員については、次の表のとおりとする。

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
政経学部一部	経済学科	280	260	240	220	200
	経営学科	230	210	190	170	150
体育学部	体育学科	210	195	180	165	150
工学部	機械工学科	80	80	80	80	80
	電気電子工学科	80	80	80	80	80
	土木工学科	80	80	80	80	80
	建築学科	80	80	80	80	80
法学部	法律学科	285	245	230	215	200
文学部	教育学科					
	倫理学専攻	30	30	30	30	30
	史学地理学科					
	国史学専攻	70	70	70	70	70
	東洋史学専攻	40	40	40	40	40
	地理学専攻	60	60	60	60	60
	文学科					
	中国文学専攻 国語国文学専攻	30 70	30 70	30 70	30 70	30 70

- 学則第41条第3項第4号に定める別表第4電気電子工学科の教職課程教科「情報」に関する科目については、在学生に対し適用し、履修学生の年次以下に開設している科目を履修することができる。

#### 附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 工学部の機械工学科、土木工学科、建築学科は、改正後の学則第2条、第4条、第41条第3項第4号、第42条第1項、第53条及び第54条第2項の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 学則第4条の規定にかかわらず、次の表の学部の学科等の平成14年度から平成16年度の間における入学定員については、次の表のとおりとする。

		平成14年度	平成15年度	平成16年度
政経学部一部	経済学科	240	220	200
	経営学科	190	170	150
体育学部	体育学科	180	165	150
工学部	機械情報工学科	80	80	80
	電気電子工学科	80	80	80
	都市システム工学科	80	80	80
	建築デザイン工学科	80	80	80
法学部	法律学科	230	215	200
文学部	教育学科			
	倫理学専攻	30	30	30
	史学地理学科			
	国史学専攻	70	70	70
	東洋史学専攻	40	40	40
	地理学専攻	60	60	60
	文学科			
	中国文学専攻 国語国文学専攻	30 70	30 70	30 70

#### 附 則

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 政経学部一部及び政経学部二部の各学科は、改正後の学則第2条、第4条、第41条第1項第1号、第42条第1項、第53条及び第54条第2項の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 学則第4条の規定にかかわらず、次の表の学部の学科等の平成15年度から平成16年度の間における入学定員については、次の表のとおりとする。

			平成15年度	平成16年度
政経学部	経済学科	昼間主コース	240	220
	経営学科		230	210
体育学部	体育学科		165	150
工学部	機械情報工学科		80	80
	電気電子工学科		80	80
工学部	都市システム工学科		80	80
	建築デザイン工学科		80	80
法学部	法律学科		215	200
文学部	教育学科			
	倫理学専攻		30	30
	史学地理学科			
	国史学専攻		70	70
	東洋史学専攻		40	40
	地理学専攻		60	60
	文学科			
	中国文学専攻 国語国文学専攻		30 70	30 70

**附 則**

この学則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文学部の史学地理学科国史学専攻及び地理学専攻並びに文学部中国文学専攻及び国語国文学専攻は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 1 項第 5 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該専攻に在学するものが当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法学部の現代ビジネス法学科昼間主コース及び夜間主コースは、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 1 項第 4 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該コースに在学する者が当該コースに在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部の機械情報工学科、電気電子工学科、都市システム工学科及び建築デザイン工学科は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 1 項第 3 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 政経学部の政治学科昼間主コース・夜間主コース及び経済学科昼間主コース・夜間主コースは、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 40 条第 1 項第 1 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該学部在籍する者が当該学部在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 1 号別表第 1 から同条同項第 5 号別表第 5 の「海外研修」に関する外国語科目については在學生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「スポーツ法学」に関する科目については在學生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 政経学部の経営学科は、改正後の第 2 条、第 4 条、第 40 条第 1 項第 1 号、第 53 条及び第 54 条第 2 項別表 10 の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に当該学部在籍する者が当該学部在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 5 の教育学専攻及び日本文学・文化専攻の「教職中免（副免）社会、国語」に関する科目については在學生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「キャリアアップ実践講座」については在學生に対しても適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「国際刑事司法と紛争処理」に関する科目については在學生に対し随意科目として適用し、開設科目を履修することができる。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「初等教育実習 3（事後指導を含む）」については、平成 24 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「教職実践演習（小・中・高）」については、平成 22 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 4 学則第 40 条第 1 項別表第 4 の「キャリアデザイン」「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」「法学特殊講義Ⅰ」「法学特殊講義Ⅱ」「法学特殊講義Ⅲ」「インターンシップ」「ボランティア活動」に関する科目については在學生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 42 条別表第 8 の法学部現代ビジネス法学科については、平成 25 年度入学生から適用する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「保健体育科教育論Ⅰ」については、平成 24 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 7 号別表第 7 の「経営 TOEIC 英語Ⅰ」、「経営 TOEIC 英語Ⅱ」、「経営 TOEIC 英語Ⅲ」及び「経営 TOEIC 英語Ⅳ」については、平成 26 年度入学生から適用し、科目を履修することができる。又、「経営学史 A」及び「経営学史 B」については、平成 23 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。



- 4 学則第 56 条別表第 11 の「教職実習演習(小・中・高)」については、体育学部こどもスポーツ教育学科の平成 24 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

#### 附 則

- 1 この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 政経学部の政治学科は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 40 条第 1 項第 1 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に当該学部在籍する者が当該学部在籍しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「脳神経外科学」は平成 26 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 4 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「コミュニケーション演習Ⅰ」、「コミュニケーション演習Ⅱ」は平成 26 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 5 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「寄附講座Ⅰ」、「寄附講座Ⅱ」、「寄附講座Ⅲ」、「寄附講座Ⅳ」及び「寄附講座Ⅴ」は在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。
- 6 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「資格・検定(宅地建物取引士)」、「資格・検定(法学検定アドバンスト<上級>コース)」及び「資格・検定(法学検定スタンダード<中級>コース)」は在学生に対し適用し、資格等を取得した場合認定することができる。
- 7 学則第 40 条第 1 項第 5 号別表第 5 の教育学科倫理学専攻専門科目「ギリシャ哲学研究」、「中世キリスト教哲学研究」、「英米哲学研究」、「フランス哲学研究」、「ドイツ哲学研究」、「日本思想研究」、「中国思想研究」、「インド思想研究」、「イスラム思想研究」及び「仏教思想研究」に付された備考は在学生に対し適用する。
- 8 学則第 40 条第 1 項第 7 号別表第 7 の「特別講義Ⅰ」、「特別講義Ⅱ」、「特別講義Ⅲ」、「特別講義Ⅳ」、「特別講義Ⅴ」、「特別講義Ⅵ」、「特別講義Ⅶ」及び「特別講義Ⅷ」は平成 25 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文学部教育学科教育学専攻、倫理学専攻、初等教育専攻、史学地理学科考古・日本史学専攻、東洋史学専攻、地理・環境専攻、文学科中国語・中国文学専攻及び日本文学・文化専攻は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 40 条第 1 項、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず平成 29 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 1 号別表第 1 の「経済特別講義ⅤA」「経済特別講義ⅤB」は在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 7 号別表第 7 の「会計史A」、「会計史B」、「イノベーション論A」及び「イノベーション論B」は平成 28 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。また、「特別講義Ⅸ」及び「特

別講義Ⅹ」は平成 26 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 1 号別表第 2 のスポーツ医科学科専門科目「救急処置実習 B(病院内実習)」は平成 28 年度入学生から適用し、解説科目を履修することができる。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 7 号別表第 7 の「ビジネス英語Ⅰ」及び「ビジネス英語Ⅱ」は平成 29 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 1 号別表第 1 から同条同項第 7 号別表 7 の「ボランティア実践Ⅰ」、「ボランティア実践Ⅱ」、「ボランティア実践Ⅲ」、「ボランティア実践Ⅳ」に関する科目については在学生に対し適用し、本学が派遣を認めるボランティア活動(学部が独自に認めたものを含む)に参加した場合認定することができる。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「法学特殊講座Ⅰ」、「法学特殊講座Ⅱ」、「法学特殊講座Ⅲ」に関する科目については在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。
- 4 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「資格・検定(法学検定ベーシック<基礎>コース)」、「資格・検定(ビジネス著作権検定初級)」は在学生に対し適用し、資格等を取得した場合認定することができる。
- 5 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「資格・検定(法学検定アドバンスト<上級>コース)」、「資格・検定(法学検定スタンダード<中級>コース)」、「資格・検定(ビジネス著作権検定上級)」、「資格・検定(知的財産管理技能検定 2 級)」、「資格・検定(知的財産管理技能 3 級)」の単位数は在学生に対し適用する。
- 6 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「キャリアデザインⅢ」に関する科目については在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。
- 7 平成 30 年度以前の入学生の学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「法研指導ⅠA/ⅠB～法研指導ⅣA/ⅣB」、「寄附講座Ⅰ～寄附講座Ⅴ」は平成 31 年度より廃止とする。
- 8 平成 30 年度以前の入学生の学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「ボランティア活動」は平成 31 年度より廃止する。
- 9 学則第 45 条第 2 項別表第 9 の司書資格取得のための科目は、平成 29 年度入学生から適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「アスリート実習 3」、「アスリート実習 4」は平成 31 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 3 号別表第 3 の「生徒・進路指導論」は平成 31 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。また、備考欄の教職課程に関する内容は平成 31 年度入学生から適用する。
- 4 学則第 40 条第 1 項第 5 号別表第 5 の「書誌学」は平成 31 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

## 4 国士舘大学留学規程

制定 平成 11 年 3 月 24 日  
 改正 平成 14 年 3 月 13 日 平成 15 年 5 月 28 日  
 平成 16 年 5 月 26 日 平成 18 年 4 月 26 日  
 平成 22 年 3 月 17 日

### (趣 旨)

第 1 条 この規程は、国士舘大学学則（以下「大学学則」という。）第 16 条及び国士舘大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 36 条第 3 項に基づき、国士舘大学及び国士舘大学大学院（以下「本学」という。）学生の外国留学（以下「留学」という。）について必要な事項を定める。

### (定 義)

第 2 条 この規程で留学とは、研究又は修学の必要から本学の許可を得て、外国の大学（外国における正規の高等教育機関で学士等の授与権を有するもの。）において教育を受けることをいう。

### (種 類)

第 3 条 本学の留学の種類は、交換留学、認定留学及び短期留学とする。

- (1) 交換留学とは、本学と外国の大学等との学術交流協定に基づき、本学が選考し派遣する場合
  - (2) 認定留学とは、前項によらないで、教授会が承認した大学へ留学する場合
  - (3) 短期留学とは、本学と外国の大学等との協定に基づく短期の研修プログラムの教育に参加する留学の場合
- 2 前項第 1 号により留学する学生を交換留学生、第 2 号により留学する学生を認定留学生及び第 3 号により留学する学生を短期留学生という。
- 3 留学に関する事項は、前 2 項によるほか必要な事項は別に定める。

### (許 可)

第 4 条 留学を希望する学生は、留学先大学等及び修得を予定する科目等に関してあらかじめ教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、学長の許可を得なければならない。

### (資 格)

第 5 条 留学を希望する学生は、短期留学を除き、本学に 1 年以上在学し、教授会等の定める所定の単位を修得していなければならない。ただし、大学院に在学する者は、この限りではない。

2 外国人留学生が留学を希望する場合は、当該学生の母国以外の外国に限る。

### (期 間)

第 6 条 交換留学及び認定留学の留学期間は、原則として 1 年とする。ただし、願出により教育研究上特に有益と判断された場合は所要の手續きを経て、認定留学に限り 1 年を限度としてその期間を延長することができる。また、短期留学による留学期間は研修プログラムに定める間とする。

2 交換留学及び認定留学の留学期間は修業年限に算入する。ただし、修業年限への算入は 1 年を限度とする。

3 交換留学及び認定留学の始期は、原則として 4 月 1 日または 9 月 16 日、終期は原則として、3 月 31 日または 9 月 15 日とする。

### (帰国報告)

第 7 条 留学を終了し帰国した学生は、所定の「留学修了届」の他、留学先大学等の履修期間及び成績が明記さ

れている証明書又はそれに準ずるものを、所属の学部長又は研究科委員長（以下「学部長等」という。）に速やかに提出しなければならない。

### (科目履修上の特別措置)

第 8 条 留学する学生が学年暦の国際的差異によって、不利益とならないよう、教授会等は継続履修の特別措置を講ずることができる。

2 特別措置に関する必要な事項は、別に定める。

### (単位認定)

第 9 条 留学先の大学において成績を評価された科目は、教授会等の承認を得て定められた範囲内で、本学で修得すべき所定の単位として認定することができる。

2 前項により認定する単位数は、大学学則第 16 条及び大学院学則第 36 条第 2 項並びに第 3 項の定めるところによる。

### (留学の取消)

第 10 条 留学の取り消しについては別に定めるところにより、教授会等の議を経て学長が決定する。

### (学納金)

第 11 条 留学を希望する学生は、本学の定めによる学納金を納めなければならない。但し、交換留学生については別の定めに基づき、特別の取扱いをすることができる。

### (奨励金)

第 12 条 留学許可を得た学生のうち特に優秀な学生に対して、留学奨励金を支給することができる。

2 前項の給付に関する事項は、国士舘国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）運営委員会の議を経て学長が決定する。

### (事務の所管)

第 13 条 学生の留学に関する諸手続き等は、国際交流センター国際交流課が所管する。

### 附 則

- 1 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学生の留学に関する事務は、第 13 条の定めにかかわらず、国際交流センター事務室が設置されるまでの間、学術国際課が所管する。
- 3 第 5 条の定めにかかわらず、外国人留学生については適用しない。

### 附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成 15 年 5 月 28 日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成 16 年 5 月 26 日から施行する。

### 附 則

1 この規程は、平成 18 年 4 月 26 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規程は、外国人留学生にも適用する。

### 附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 5 国士舘大学留学規程施行細則

制定 平成 11 年 3 月 24 日  
改正 平成 14 年 3 月 13 日 平成 15 年 5 月 28 日  
平成 19 年 4 月 25 日

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、国士舘大学留学規程（以下「規程」という。）に基づき、国士舘大学（以下「本学」という。）から外国の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）へ留学する場合に必要な事項を定める。

(協 定)

第 2 条 本学と外国の大学との協定は、次の事項を含むものとする。

(1) 交換留学

- ア 期間
- イ 派遣の条件
- ウ 履修可能な授業科目の範囲
- エ 派遣学生の定員
- オ 学費納入事項
- カ 学生援助制度
- キ その他実施に必要な事項

(2) 短期留学

- ア 期間
- イ 資格の条件
- ウ 履修可能な授業科目の範囲
- エ 学生の定員
- オ 学費納入事項
- カ その他実施に必要な事項

(募 集)

第 3 条 交換留学及び短期留学の募集は、原則として毎年 1 回おこなうものとする。

(出願資格)

第 4 条 留学を希望する学生は規程第 5 条の定めによるほか、次の事項に該当しなければならない。

- (1) 留学目的・計画が明確であること
- (2) 学業・人物とも優秀であること
- (3) 留学先の語学を十分に学習していること
- (4) 保証人（保護者）の承認を得ていること

(出願手続)

第 5 条 留学を希望する学生は、所定の手続き書類を国際交流センター国際交流課（以下「国際交流課」という。）に提出しなければならない。

(1) 交換留学

- ア 交換留学願書
- イ 留学計画書
- ウ 推薦状
- エ 健康診断書
- オ 保証人承諾書等の書類
- カ その他必要書類

(2) 認定留学

- ア 認定留学願
- イ 留学計画書（履修科目及び講義要項を含む。）
- ウ 留学先大学の留学許可書
- エ 留学先大学要覧
- オ 推薦書
- カ 健康診断書
- キ 保証人承諾書等の書類
- ク 語学能力を示す証明書
- ケ その他必要書類

(3) 短期留学

- ア 留学申込書
- イ 保証人承諾書等の書類
- ウ 研修プログラムに定める必要書類

(選 考)

第 6 条 交換留学及び短期留学は、国際交流課で募集し、国際交流センター国際交流委員会で選考の上、各教授会等の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(事前指導)

第 7 条 交換留学又は短期留学の許可を受けた学生は、留学の準備に関する国際交流課によるオリエンテーションを受けなければならない。

(学習状況報告)

第 8 条 交換留学生は、留学期間中、3 カ月毎に学習状況報告書を所属学部長等に提出しなければならない。

(継続履修)

第 9 条 留学する学生については、本学における通年の科目の履修に関し教授会の議を経て、同一の通年科目で出国年度の春期（秋期入学者は秋期）における履修と帰国年度の秋期（秋期入学者は春期）における履修を継続し、通年で履修したものとすることができる。

2 継続履修を希望する学生は、所定の「継続履修願」を当該学部等に提出し、学部長の許可を得なければならない。

3 留学を修了した年度に開講されていない授業科目があるときは、継続して履修できないことがある。

4 継続履修が認められるのは、留学期間 1 年以内の場合に限る。

(学納金の特別措置)

第 10 条 交換留学生は、出国年度の本学授業料の半額を免除することができる。

(留学の取消)

第 11 条 規程第 10 条に基づき、次の各号の一に該当する場合は留学を取消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 留学前に学業不振により留年した場合
- (3) 留学の在留資格を喪失した場合
- (4) 学則に基づき処分が行われた場合
- (5) 許可なく留学途中で帰国した場合
- (6) 留学先大学が受入を停止または中止した場合
- (7) その他本学が留学の必要性を認めない場合

2 前項により留学を取り消された交換留学生は、原則として支給された奨励金及び学納金の特別措置により免除された授業料を全額返還しなければならない。

(その他)

第 12 条 交換留学生決定後に欠員が生じた場合は、繰り上げて交換留学生を許可することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 10 条の定めにかかわらず、本学の奨学生規程に基づく奨学生に該当するものはこれを適用しない。

附 則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 25 日に施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。



## 6 国士舘大学交換留学生受け入れ規程

制定 平成 11 年 3 月 24 日

改正 平成 15 年 5 月 28 日 平成 19 年 4 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国士舘大学学則第 6 9 条の 2 に基づき、国士舘大学（以下「本学」という。）と学術交流協定を有する外国の大学及び短期大学（以下「大学等」という。）からの学生受け入れについて必要な事項を定める。

(協定)

第 2 条 本学と外国の大学との協定は、次の事項を含むものとする。

- (1) 期間
- (2) 受け入れ学生の定員
- (3) 学費納入事項
- (4) 学生援助制度
- (5) その他実施に必要な事項

(所属及び身分)

第 3 条 受け入れ学生は、本学において専攻しようとする分野に最も関連のある学部等に交換留学生として所属させるものとする。

(定員)

第 4 条 各協定校からの受け入れ数は 2 名以内とする。

(受入時期)

第 5 条 受け入れ時期は、毎年原則として 4 月または 9 月とする。

(期間)

第 6 条 交換留学生の在学期間は、原則として 1 年とする。

(提出書類)

第 7 条 交換留学生として本学に入学を希望する学生は、協定大学等を通じて、国士舘国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 交換留学志願書
- (2) 履修希望科目
- (3) 履歴書
- (4) 在籍証明書
- (5) 成績証明書
- (6) 日本語能力に関する書類
- (7) 健康診断書
- (8) その他必要とする書類

(受入手続)

第 8 条 協定校から交換留学生の受け入れ依頼があった場合は、次の手続により学長が受け入れを決定する。

- (1) 国際交流課は、当該交換留学生の希望を勘案し所属させる学部等と調整の上、国際交流センター国際交流委員会（以下「国際交流委員会」という。）で審議し当該学部等教授会に受け入れを依頼する。

(2) 依頼された学部等は、交換留学生の受け入れを了承する際、専任教員の中から入学後の履修指導教員を選任するものとする。

(3) 当該学部等は、教授会の審議結果及び履修指導教員を国際交流委員会に通知し、国際交流委員会は、その旨学長に報告する。

(4) 国際交流委員会の報告に基づき、学長は速やかに入学許可証を発行し、国際交流課を通じて、当該協定校に通知する。

(履修)

第 9 条 交換留学生は次の授業科目を履修することができる。

- (1) 所属学部等の開講する授業科目。
- (2) 他学部が開講する授業科目のうち、所属及び当該学部等の教授会が適当と認めたもの。

(試験)

第 10 条 交換留学生は履修した授業科目の試験を受けることができる。

- 2 試験に合格した授業科目については、単位修得証明書等を交付する。
- 3 試験を受けなかった場合、または不合格となった授業科目は受講証明書等を交付する。

(学納金)

第 11 条 交換留学生の本学の学納金については、当該大学との学術交流協定に基づき免除する。

(宿舎)

第 12 条 交換留学生が協定に基づき、大学等が用意する宿舎に入る場合は、宿泊費を免除する。

(活動報告)

第 13 条 交換留学生は在学期間の終了時に、国際交流課を通じて、所属学部長等へに留学中における活動報告書を提出するものとする。

(事務の所管)

第 14 条 交換留学生の受け入れに関する諸手続き等は、国際交流課が所管する。

附 則

- 1 この規程は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 受け入れに関する事務は第 1 4 条の定めに関わらず、国際交流センター事務室が設置されるまでの間、学術国際課が所管する。

附 則

この規程は、平成 15 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 25 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

制定 昭和 58 年 4 月 1 日  
 改正 昭和 61 年 7 月 30 日 平成 6 年 7 月 13 日  
 平成 10 年 2 月 25 日 平成 12 年 1 月 19 日  
 平成 14 年 3 月 13 日 平成 17 年 2 月 23 日  
 平成 25 年 2 月 27 日 平成 26 年 10 月 29 日  
 平成 27 年 1 月 28 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、大学学則第 62 条及び大学院学則第 62 条の定めに基づき、学部及び大学院（以下「学部等」という。）の研究生に関する実施の細部について定める。

(出願及び選考の手続)

第 2 条 研究生として入学を希望する者は、国士舘大学学則第 6 条及び国士舘大学大学院学則第 6 条による各期が始まる前までに次の号に定める書類に、検定料を添えて、当該学部等に提出するものとする。

- (1) 研究願及び研究計画書（様式第 1-1、様式第 1-2）
  - (2) 履歴書（様式第 2）
  - (3) 卒業（見込）証明書（大学院の場合は、修了（見込）証明書）
  - (4) 成績証明書
  - (5) 願書①及び願書②（教務課内規に定める）
- 2 当該学部等においては、前項に定める出願書類等に基づき、教授会又は研究科委員会で選考し、研究生入学希望者の選考結果報告書（様式第 3）を学長に提出するものとする。
- 3 選考結果報告書をもとに、学長が入学を許可するものとする。

(入学金及び研究費等)

第 3 条 選考に合格し、入学を許可された者は、所定の期日までに、別表に定める入学金及び研究費等を納入しなければならない。

(研究期間)

第 4 条 研究期間は、国士舘大学学則第 6 条及び国士舘大学大学院学則第 6 条による各期から当該年度終了までの 1 年以内とする。ただし、研究成果に応じて半年まで短縮することができる。また、1 年を越えて研究を希望する者は、研究期間延長願（様式第 4）を提出し、許可を得るものとする。

2 前項にかかわらず、学部等が認めた場合は、研究期間を半年とすることができる。

(研究証明書)

第 5 条 研究を修了し、当該学部等教授会又は研究科委員会において、相当の成績を修めたことを認められた者に対しては、当該学部等からの別記様式第 5 による申請に基づき、別記様式第 6 による研究証明書を授与する。

附 則

- 1 本規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、昭和 61 年 9 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

5 学部等が必要と認めたときは、第 4 条の定めにかかわらず、研究期間を半年（期）とすることができる。また研究期間 1 年の場合において、研究成果等に応じて半年まで短縮することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 附則 5 を削除する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表

研究生の検定料、入学金及び研究費等

区 分	金 額	納入期日	備 考
検定料	10,000 円	研究願提出時	本学卒業 （修了者）は免除
入学金	35,000 円	別に定める	
研究費		期日	

- (注) 1. 第 4 条に基づき、研究期間を半年（半期）と定める場合の研究費は、年額の二分の一とし、1 年を短縮する場合の研究費は短縮した月数に応じて払い戻しをする。この場合、1 月に対し、年額研究費の十二分の一で算定する。
2. 学部等の講義等を聴講する場合は、「国士舘大学聴講生規程」による。
3. 実験実習費は、研究生が自己の研究課題について実験実習を伴う場合に納付させることができる。納付額は、当該年度の正規入学生が納入する実験実習費の範囲内において指導教授の意見に基づいて学部又は研究科が定めた額を納入しなければならない。
4. 上記別表に記載された費用の他、所属する学部等の一般学生と同額の学生教育研究災害傷害保険料を納入しなければならない。

## 8 国士舘大学奨学生規程

制定	平成 6 年 3 月 16 日	
改正	平成 8 年 3 月 13 日	平成 9 年 5 月 28 日
	平成 13 年 12 月 20 日	平成 15 年 5 月 28 日
	平成 17 年 2 月 23 日	平成 17 年 11 月 30 日
	平成 21 年 5 月 27 日	平成 22 年 6 月 30 日
	平成 25 年 11 月 27 日	平成 27 年 1 月 28 日

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国士舘大学学則第 74 条及び国士舘大学大学院学則第 70 条に基づき、本学の奨学制度について定める。

(制度の目的)

第2条 本学が指定する入学試験（以下「選抜試験」という。）に合格し入学の意思のある者及び本学学生のうち、人物が優良で、第4条第1項に該当する者を奨学生とし、納入金を減免して勉学を援助することによりその資質の向上を図り、有為な人材を育成することを目的とする。

(奨学金の原資)

第3条 奨学金は、学校法人国士舘の資金をもって充てる。

(奨学生の種類)

第4条 奨学生は次の5種類とし、選抜試験に合格し入学の意思のある者及び大学（大学院を含む。）の正規課程の学生（入学を許可された者を含む。）のうちから、この規程の定めるところにより選考する。

- (1) 学業優秀奨学生（外国人留学生を除く。）
  - (2) 運動技能優秀奨学生
  - (3) 修学援助奨学生（外国人留学生を除く。）
  - (4) 外国人留学生奨学生（第2号に該当する者は除く。）
  - (5) 成績優秀奨学生（大学院生を除く。）
- 2 前項各号に定める奨学生は、2種類以上兼ねることができない。

(採用数)

第5条 奨学生の採用数は、当該年度に定める予算内で運用し得る人数を限度とする。

(奨学生の減免額)

第6条 第4条第1項第1号から第3号の奨学生を次のランクに区分し、それぞれのランクに対応する納入金を減免する。

- (1) 奨学生 A 入学金、授業料、施設設備費、教材費
  - (2) 奨学生 B 授業料、施設設備費、教材費
  - (3) 奨学生 C 授業料
  - (4) 奨学生 D 授業料の5割
- 2 第4条第1項第4号の外国人留学生奨学生については、第25条に定める。
- 3 第4条第1項第5号の成績優秀奨学生の減免額は、1年次生は第1項第1号、2年次生から4年次生は第1項第2号を適用する。

(資格喪失)

第7条 次の各号の一に該当する者は、奨学生としての資格を失うものとする。

- (1) 奨学生を辞退したとき
- (2) 国士舘大学学籍管理規程第2条第1項第3号の異動項目の休学、除籍、退学、留年となった者
- (3) 学則による懲戒を受けたとき

- (4) 所定の書類に虚偽の記載を行ったとき
- (5) その他奨学生としての資格に欠けたとき

2 資格を喪失したときは、減免された納入金を返還させることがある。

第8条 削除

(学内奨学生に関する事務)

第9条 この規程に基づく学内奨学生に関する事務の取扱いは、本規程に定めがない場合は、学生・厚生課が行う。

(雑則)

第10条 この規程の施行に必要な細部事項については、別に定めることができる。

### 第2章 学業優秀奨学生

(資格)

第11条 学業優秀奨学生は、本学に1年以上継続して在学する者で、学業成績が特に優秀な者とする。

(選考及び決定)

- 第12条 学業優秀奨学生は、学部等の定める選考基準により、学生の所属する学部教授会等の推薦に基づき、学生主任会の議を経て学長が決定する。
- 2 奨学生として採用を決定したときは、学生の所属する学部等を通じて本人に通知する。
- 3 通知を受けた者は、所定の誓約書を提出するものとする。

(奨学生の期間)

第13条 学業優秀奨学生の期間は、奨学生に採用された当該年度限りとする。

### 第3章 運動技能優秀奨学生

(資格)

第14条 運動技能優秀奨学生は、新入生を原則とし、別に定める運動種目の何れかについて、全国大会若しくは国民体育大会レベルの大会に入賞以上の成績を収めた者又はこれと同等の技能を有する者とする。

(出願手続)

第15条 運動技能優秀奨学生に出願しようとする者は、本学に入学を志願する際に、別に定める願書を提出するものとする。

(選考及び決定)

- 第16条 運動技能優秀奨学生は、別に定める選考基準により、学生の所属する学部教授会等の推薦に基づき学生主任会の議を経て学長が決定する。
- 2 奨学生としての採用を決定したときは、学生の所属する学部等を通じて本人に通知する。
- 3 通知を受けた者は、所定の誓約書を提出するものとする。

(奨学生の期間)

第17条 当該奨学生の期間は、原則として4年間とする。ただし、年度ごとに運動技能に係る資料を添えて学生主任会の審査を受けるものとする。

(補充採用)

第18条 入学後第14条の資格を取得した者については、選考のうえ補充採用することができる。ただし、年度途中の補充採用は行わない。



## 第4章 修学援助奨学生

(資格)

第19条 修学援助奨学生は、家系支援者が死亡、後遺障害その他の事由により、納入金の支払いが困難と認められる者とする。

(出願手続)

第20条 修学援助奨学生に出願しようとする者は、指定する期日までに別に定める願書を提出するものとする。

(選考及び決定)

第21条 修学援助奨学生は、別に定める選考基準により、学生の所属する学部教授会等の推薦に基づき、学生主任会の議を経て学長が決定する。

- 2 奨学生としての採用を決定したときは、学生の所属する学部等を通じて本人に通知する。
- 3 通知を受けた者は、所定の誓約書を提出するものとする。

(奨学生の期間)

第22条 修学援助奨学生の期間は、奨学生に採用された当該年度限りとする。

## 第5章 外国人留学生奨学生

(資格)

第23条 外国人留学生奨学生は、在留資格「留学」の査証を受けて入学した者、又は入学後、在留資格を「留学」に変更できる者で、本学に在学している間、同査証の継続的な更新が可能な者の内、「国費外国人留学生制度実施要項(文部大臣裁定昭和29年3月31日)」に該当しない外国人留学生で、別の定めに基づき、経済的事由により修学が困難であると認められ、学業及び人格が優れた者とする。

(選考及び決定)

第24条 外国人留学生奨学生は、学部等の定める選考基準により、学生の所属する学部教授会等の推薦に基づき、学生主任会の議を経て学長が決定する。

- 2 奨学生としての採用を決定した場合は、学生の所属する学部等を通じて本人に通知する。
- 3 通知を受けた者は、所定の誓約書を提出するものとする。
- 4 この事務の取扱いは、留学生支援課が行う。

(給付)

第25条 外国人留学生奨学生の奨学金は、次のランクに区分し、毎月定められた奨学金を給付する。

- (1) 大学院 奨学生 70,000円
- (2) 学部 奨学生A 70,000円
- (3) 学部 奨学生B 50,000円
- (4) 学部 奨学生C 30,000円

2 奨学金の給付方法及び人数は、別に定める。

(給付期間)

第26条 外国人留学生の奨学金給付期間は、奨学生に採用された当該年度限りとする。

(外国人留学生奨学生の資格喪失)

第27条 外国人留学生奨学生は、第7条に定める場合のほか第23条に該当しなくなった場合は、外国人留学生奨学生の資格を失うものとする。

## 第6章 成績優秀奨学生

(資格)

第28条 成績優秀奨学生は選抜試験に合格し入学の意思のある者の内、選抜試験で80%以上得点した者の中から、特に優秀な成績の者とする。

(出願手続)

第29条 成績優秀奨学生に出願しようとする者は、成績優秀奨学生の選抜試験を受験するものとする。

(選考及び決定)

第30条 成績優秀奨学生の選考は、別に定める選考基準により、次の各号に基づき決定する。

(1) 成績優秀奨学生の選抜試験を受験した者

各学部の入学試験合否判定会議において合格した者の中から、学長、副学長、学長室長、各学部長、教務部長、教務部事務部長、学生部長及び学生部事務部長で選考し、学長が決定する。この事務の取扱いは、学長室及び入試部入学課が行う。

(2) 2年次生から4年次生

成績優秀奨学生の所属する学部教授会の推薦に基づき、学生主任会の議を経て学長が決定する。この事務の取扱いは学生部学生・厚生課が行う。

- 2 成績優秀奨学生として採用を決定したときは、合格通知書を通じて本人に通知する。
- 3 成績優秀奨学生としての継続を決定した場合は、学生の所属する学部等を通じて本人に通知する。
- 4 通知を受けた者は、所定の誓約書を提出するものとする。

(奨学生の期間)

第31条 成績優秀奨学生の期間は、原則として4年間とする。ただし、年度ごとに成績に係る資料を添えて学生主任会の審査を受けるものとする。

(成績優秀奨学生の資格喪失)

第32条 成績優秀奨学生は、第7条第1項に定めるほか、入学後の学業成績及び就学状況が著しく良好でないと判断したときは、成績優秀奨学生の資格を失うものとする。

附則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 「奨学生学納金減免規程」、「奨学生学納金減免規程施行細則」、「外国人学生に対する奨学金規程」及び「外国人学生に対する奨学金規程細則」は、平成6年3月31日をもって廃止する。
- 3 「外国人学生に対する奨学金規程及び同細則」の廃止に伴い必要な予算に係わる経過措置については、別に定める。
- 4 第6条の適用については、平成7年4月1日からとし、それまでの間は従前の例による。
- 5 この規程は、平成8年4月1日から施行する。



6 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成15年5月28日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 成績優秀奨学生に係る規定は、平成21年2月3日実施のデリバリー入学試験から適用する。

附則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 9 国士舘大学科目等履修生規程

制定 平成 5年12月24日

改正 昭和12年 1月19日 平成14年 3月13日  
 平成15年 5月28日 平成17年 2月23日  
 平成18年 3月15日 平成24年 4月25日  
 平成25年 2月27日

(趣 旨)

第1条 この規程は、国士舘大学(大学院を含む。以下「本学」という。)における科目等履修生の取扱いについて定める。

(履修上の取扱区分)

第2条 科目履修上の取扱区分を次のとおりとする。

- (1) 正規の課程の履修(以下「一般履修」という。)
- (2) 教育職員免許状の取得を目的とする本学の認定課程の履修(以下「教職課程履修」という。)

(入学資格)

第3条 科目等履修生の入学資格は、国士舘大学学則第57条並びに国士舘大学大学院学則第9条及び第10条によるほか、外国人については次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 履修する年度の4月もしくは9月から6月間以上、日本国に在留資格を有する者。
  - (2) 年度の途中で、本学の科目等履修生の身分に関係なく、在留資格の更新が可能である者。
- 2 本学学部の正規課程に在学している学生(以下「学部生」という。)で、大学院で開講をしている科目を履修するため、所属学部及び科目開講研究科の許可を得た者。

(入学時期)

第4条 科目等履修生の入学時期は、国士舘大学学則第6条及び国士舘大学大学院学則第6条による各期(以下「各期」という。)の始めとする。

(出願手続)

第5条 科目等履修生を志望する者で、第3条第1項に該当する者は、次の検定料を納入すると共に所定の書類を提出しなければならない。

- (1) 検定料 10,000円(本学卒業者は免除)
- (2) 願書①及び願書②
- (3) 履歴書
- (4) 最終学校の卒業証明書(又は退学証明書)及び成績証明書、学力に関する証明書(教職課程履修志望者)、

健康診断書(体育学部開講科目履修志望者)

- 2 科目等履修生を志望する者で、第3条第2項に該当する者は、科目等履修生願書を提出しなければならない。
- 3 出願期限は、国士舘大学学則第6条及び国士舘大学大学院学則第6条に定める各期が始まる前日までとする。

(入学許可)

第6条 科目等履修生を希望する者については、当該教授会又は研究科委員会で書類審査による選考の上、合格者を決定し、学長の承認を得て入学を許可する。

- 2 前項の選考にあたって、必要と認めるときは、選考員を指名し、面接、筆記試験等の結果に基づいて選考することができる。

(入学金等)

第7条 前条により入学を許可された者は、所定の期までに、次に定める入学金及び科目等履修料等を納入しなければならない。

区 分	金 額	備 考
	研究科及び学部	
入 学 金	20,000円	学部生及び本学卒業者は免除
科目等履修料(1単位)	20,000円	学部生及び本学卒業者は半額

- 2 履修科目で実験実習費を要する場合は、別途これを納入するものとする。
- 3 教員免許を取得しようとする科目等履修生は、第1項のほか、次の費用を該当年次に納入しなければならない。
  - (1) 教育実習費(学部又は大学が定める額)
  - (2) 免許申請料(一括申請希望者のみ免許状一種類につき3,500円)
- 4 入学金、科目等履修料の他、各所属学部等の正規学生と同額の学生教育研究災害傷害保険料等(以下「学生保険」という。)を納入しなければならない。

(履修期間)

第8条 科目等履修生の履修期間は、当該年度の終了までの1年以内とする。

- 2 引き続き履修を志望する場合は、改めて願書①及び願書②を提出し、履修科目について承認を得なければならない。

ない。この場合の手續等については、第4条から第7条の規定を準用する。

(履修単位の制限)

第9条 履修を許可された授業科目の変更は、認めない。

(図書館・情報メディアセンターの利用)

第10条 科目等履修生は、所定の手續を経て図書館・情報メディアセンターを利用することができる。

(科目等履修生の取消)

第11条 入学を許可された者で、所定の期日までに科目等履修料等を納入しない場合、もしくは科目等履修生として不適当な行為があったときは、科目等履修生の許可を取消すものとする。

(科目等履修生証明書及び単位認定書等)

第12条 科目等履修生証明書及び単位認定書等、本規程に定める各種様式は、教務課内規に定める。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。  
2 「国士舘大学及び国士舘短期大学聴講生規程」(昭和62年4月1日制定)及び「国士舘大学及び国士舘短期大学の聴講料・受講料等に関する規程」(昭和62年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 10 国士舘大学納入金規程

制定 平成 4年 1月 16日

改正 平成 7年 1月 25日 平成11年 10月 20日

平成13年 12月 12日 平成13年 12月 20日

平成14年 9月 25日 平成15年 5月 28日

平成16年 5月 26日 平成17年 3月 16日

平成18年 3月 15日 平成24年 1月 25日

平成25年 1月 30日 平成25年 6月 26日

平成25年 11月 27日 平成27年 3月 18日

平成27年 11月 25日

(趣 旨)

第1条 この規程は、国士舘大学学則第22条及び国士舘大学大学院学則第20条に基づき、入学金等及び諸費(以下「納入金」という。)又は学費及び諸費(以下「学費等」という。)の納入期限、高学年生の納入額、諸費の取扱い等、身分異動に伴う学費等の取扱いその他について定める。

(納入金の納入期限)

第2条 新入学生、再入学生、編・転入学生及び転部・転科・転専攻(以下「転部等」という。)の学生は、入学又は転部等手続きの際、別に指定する期日までに当該年度の納入金を納入しなければならない。

2 第1項の学生を除く在学学生は、5月1日(秋期新入学生及び秋期再入学生は、10月1日)までに当該年度の学費等を納入しなければならない。

3 学費等は、次のとおり分納することができる。

(1) 前期学費等 学費の内、授業料、施設設備費、教材費のそれぞれ半額と実験実習費及び諸費の内、研究費、学会費、新聞広報費、通信費のそれぞれ半額と、健康管理費、学生保険料、研修旅行費

後期学費等 学費の内、授業料、施設設備費、教材費のそれぞれ半額及び諸費の内、研究費、学会費、新聞広報費、通信費のそれぞれ半額

(2) 後期学費等の納入期限は10月1日(秋期新入学生及び秋期再入学生は、翌年5月1日)までとする。

(高学年学生の学費)

第3条 修業年限を超えて在学する者の授業料は、次の各号による。

(1) 学部において、最高学年を超えて、卒業に必要な所要単位を修得できない者(以下「高学年生」という。)は、当該年度の最高学年の授業料の半額とする。

(2) 大学院修士課程において、最高学年を超えて、引き続き在学する者の授業料は、当該年度の最高学年の授業料の半額とする。ただし、1年で修了できるコース等を選択している者が1年で修了できなかった場合には本条を適用しない。

(3) 大学院博士課程において、最高学年を超えて、引き続き在学する者の授業料は、当該年度の最高学年の授業料の半額とする。

(4) 大学院博士課程において、所定の単位を修得した後、博士論文の作成指導を受けることを目的とし、最高学年を超えて、引き続き当該研究科の議を経て在学を許可された者の年間授業料は、120,000円とする。

2 第1項に該当する者で、実験実習費又は、大学院における演習費を必要とする科目を履修する者は、当該年度の最高学年の実験実習費又は、演習費を別に納入しなければならない。

3 第1項及び第2項を除く学費等については、当該年度の最高学年の額を納入しなければならない。ただし、第1項第3号に該当する者についてはこれを徴収しない。

4 春期(秋期入学者は秋期)で卒業する高学年学生は、後期学費等を徴収しない。

(諸費の内訳)

第4条 諸費とは、研究費、学会費、新聞広報費、通信費、健康管理費、学生保険料及び研修旅行費のことをいい、研究科別、学部別、学年別、必要により学科別に毎年度ごとに納入額を定める。

(学費の延納)

第5条 新入学生、再入学生及び当該年度に転部等、編・転入学した者と復籍者を除く学生が、やむを得ない事情により期限までに学費等を納入できない場合は、納入期限までに教務課内規に定める「学費延納願」を提出し、学長の許可を得なければならない。

(1) 納入期限後は、受理しない。

(2) 延納期間は、春期又は秋期を1区分とし、納入期限から2ヶ月を限度とする。

(休学時の学費等)

第6条 休学を許可された者は、次の各号に定める休学学費等を別に指定する期日までに納入しなければならない。

- (1) 新学年開始後1ヶ月以内に年間休学を許可された者は、休学費20,000円
  - (2) 春期又は秋期開始後、1ヶ月以内に半期休学を許可された者及び春期(秋期入学者は秋期)に半期休学し秋期(秋期入学者は春期)に復学した者は、前期学費等及び休学費20,000円
- 2 休学を許可された者が休学願を取下げた場合は、別に指定する期日までに定められた学費等を納入しなければならない。

(復学者及び留年者の学費等)

第7条 休学時と同じ学年へ復学を許可された者又は留年生(高学年学生を除く。)の納入する学費等は、それぞれ新たに復学又は留年した学年の該当する学費等を納入しなければならない。

- 2 春期(秋期入学者は秋期)を休学し、秋期(秋期入学者は春期)に復学を許可された者は、該当学年の前期学費等を納入しなければならない。

(退学時の学費等の納入)

第8条 退学を願出する者は、次の各号による学費等を納入しなければならない。

- (1) 秋期(秋期入学者は春期)開始後1ヶ月以内に退学を願出た場合は、当該年度の前期学費等。ただし、新入学生、再入学生、復籍者及び当該年度に編・転入学、転部等した者を除く学生で、新学年開始後1ヶ月以内に退学を願出た場合は、当該年度の学費等の全額を徴収しない。
- (2) 秋期(秋期入学者は春期)開始後1ヶ月以降に退学を願出た場合は、当該年度の学費等の全額。

(再入学時の納入金)

第9条 再入学を許可された者は、再入学年度の入学金及び該当学年の学費等を、別に指定する期日までに納入しなければならない。ただし、外国人留学生の兵役義務を理由に退学した者が兵役義務終了後1年以内に再入学をする場合については入学金を徴収しないものとする。

- 2 大学院博士課程において、博士論文を提出しないで退学した者のうち、博士課程に3年以上在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者が再入学する場合については、入学金を徴収しないものとする。

(学費滞納の期限等)

第10条 延納願未提出者における学費等の滞納期間は、納入期限から2週間を限度とする。

(復籍時等の納入金)

第11条 国土館大学学則第20条第1項及び国土館大学大学院学則第18条第1項に基づき除籍された者が復籍を希望する場合は、未納学費を納入しなければならない。

- 2 第10条による滞納期限を過ぎ、国土館大学学籍管理規程第9条第2項により仮除籍になった者が継続して修学を希望する場合は、納入期限から2ヶ月以内に未納額を納入しなければならない。

(転部等の納入金)

第12条 転部等の試験に合格し、転部等を希望する者は、在籍学部と転部先学部との入学金の差額及び転部先学部における該当学年の学費等を納入しなければならない。

(編・転入学生の納入金)

第13条 編・転入学試験に合格し、入学を希望する者は、編・転入学先学部の該当学年の入学金及び学費等を納入しなければならない。

(在学生の入学金の特例)

第14条 本学の在学生が、在学身分のまま学部長の許可を受けて、他学部の新入学試験及び編・転入学試験に合格した場合、在籍学部の当該年度の入学金相当額を徴収

しない。ただし、入学先学部との入学金に差額が生じた場合は、それを徴収する。

(外国人留学生の授業料減免)

第15条 在留資格「留学」の査証を受けて入学した者、もしくは入学後、在留資格を「留学」に変更できる者で、本学に在学している間、同査証の継続的な更新が可能な者(以下「外国人留学生」という。)の内、「国費外国人留学生制度実施要項(文部大臣裁定昭和29年3月31日)」に該当しない外国人留学生(以下「私費留学生」という。)については納入金の内、授業料の3割を減免する。ただし、別に定める実施要項に基づき、経済的事由により修学が困難であると認定された者に限る。

2 私費留学生は、指定された期日までに、次の書類を国際交流課へ提出し、審査を受けるものとする。授業料の減免は、認定を受けた私費留学生に対して、当該年度の後期学費等で調整するものとする。

(1) 在留資格「留学」の証印及び旅券の写し

(2) 在留カードの写し(表裏)

(3) その他、本学が必要とする書類

3 私費留学生が次の各号に該当した場合は、年度当初に遡り、授業料の減免を取り消す。

(1) 第2項における期日までに指定された書類が提出できない者、提出された書類に虚偽の記載があった者及び在留資格が変更になった者。

(2) 学籍の異動により、休学、退学、除籍となった者。

(3) 国土館大学奨学生規程第4条に基づく運動技能優秀奨学生に採用された者。

4 前項第1号及び第2号により授業料の減免が取り消された者で、継続して在学している場合は、減免された授業料相当額を、指定された期日までに返還しなければならない。

(協定書に基づく編入生等の納入金)

第16条 協定書に基づく編入生等の納入金は、協定書における金額とする。

(様式)

第17条 本規程に定める様式は、教務課内規に定める。

附 則

1 この規程は、平成4年12月1日から施行する。

2 この規程は、平成4年12月1日現在で在籍している学生に限り、平成5年4月1日から適用する。

3 「入学金等の納入及び休学等に関する規程」(昭和61年4月1日施行)は、廃止する。

4 「転部に伴う納入金に関する細則」(昭和61年12月19日施行)は、廃止する。

5 聴講生・研究生及び委託学生の納入金等については、別に定める。

6 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成25年6月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 第15条に定める私費留学生の授業料減免については、平成25年度入学生は入学年度のみ適用する。編入、転入及び2年次以降への再入学者は、該当年度学生として取り扱うものとする。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 第15条に定める私費留学生の授業料減免については、平成26年度入学生以降は適用しない。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。



## 2020年度 学部別請求学費明細表（一般生）

学部等	学年	前期学費								後期学費					年間学費計 (教育後援会費 含)
		入学金	授業料	施設設備 費	教材費	実 験 実習費	諸費	教育後援 会費 (代理徴 収)	前期計	授業料	施設設備 費	教材費	諸費	後期計	
政経学部	1	240,000	365,000	135,000	5,000	0	8,390	10,000	763,390	365,000	135,000	5,000	5,550	510,550	1,273,940
	2	0	375,000	122,500	5,000	0	8,390	10,000	520,890	375,000	122,500	5,000	5,550	508,050	1,028,940
	3	0	440,000	174,500	5,000	0	8,390	10,000	675,890	375,000	174,500	5,000	5,550	508,050	1,028,940
	4	0	385,000	122,500	5,000	0	8,390	10,000	530,890	385,000	122,500	5,000	5,550	518,050	1,048,940
体育学部	1	240,000	415,000	199,500	15,000	75,000	12,270	10,000	966,770	415,000	199,500	15,000	3,550	633,050	1,599,820
	2	0	427,500	184,500	15,000	80,000	6,390	10,000	723,390	427,500	184,500	15,000	3,550	630,550	1,353,940
	3	0	440,000	174,500	15,000	30,000	6,390	10,000	675,890	440,000	174,500	15,000	3,550	633,050	1,308,940
	4	0	452,500	174,500	15,000	30,000	6,390	10,000	688,390	452,500	174,500	15,000	3,550	645,550	1,333,940
体育学部	1	240,000	415,000	199,500	15,000	30,000	12,270	10,000	921,770	415,000	199,500	15,000	3,550	633,050	1,554,820
	2	0	427,500	184,500	15,000	30,000	6,390	10,000	673,390	427,500	184,500	15,000	3,550	630,550	1,303,940
	3	0	440,000	174,500	15,000	70,000	6,390	10,000	715,890	440,000	174,500	15,000	3,550	633,050	1,348,940
	4	0	452,500	174,500	15,000	30,000	6,390	10,000	688,390	452,500	174,500	15,000	3,550	645,550	1,333,940
体育学部	1	240,000	435,000	206,500	15,000	150,000	12,450	10,000	1,068,950	435,000	206,500	15,000	3,550	660,050	1,729,000
	2	0	447,500	209,000	15,000	200,000	6,570	10,000	888,070	447,500	209,000	15,000	3,550	675,050	1,563,120
	3	0	460,000	199,000	15,000	250,000	6,570	10,000	940,570	460,000	199,000	15,000	3,550	677,550	1,618,120
	4	0	472,500	199,000	15,000	200,000	6,570	10,000	903,070	472,500	199,000	15,000	3,550	690,050	1,593,120
体育学部	1	240,000	430,000	199,500	15,000	100,000	12,270	10,000	1,006,770	430,000	199,500	15,000	3,550	648,050	1,654,820
	2	0	442,500	184,500	15,000	105,000	6,390	10,000	763,390	442,500	184,500	15,000	3,550	645,550	1,408,940
	3	0	455,000	174,500	15,000	55,000	6,390	10,000	715,890	455,000	174,500	15,000	3,550	648,050	1,363,940
	4	0	467,500	174,500	15,000	55,000	6,390	10,000	728,390	467,500	174,500	15,000	3,550	660,550	1,388,940
理工学部	1	240,000	477,000	150,000	5,000	97,000	3,890	10,000	982,890	477,000	150,000	5,000	1,050	633,050	1,615,940
	2	0	489,500	132,500	5,000	97,000	3,890	10,000	737,890	489,500	132,500	5,000	1,050	628,050	1,365,940
	3	0	492,000	132,500	5,000	97,000	3,890	10,000	740,390	492,000	132,500	5,000	1,050	630,550	1,370,940
	4	0	504,500	132,500	5,000	97,000	3,890	10,000	752,890	504,500	132,500	5,000	1,050	643,050	1,395,940
法学部	1	240,000	365,000	135,000	5,000	0	8,890	10,000	763,890	365,000	135,000	5,000	6,050	511,050	1,274,940
	2	0	375,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	521,390	375,000	122,500	5,000	6,050	508,550	1,029,940
	3	0	375,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	521,390	375,000	122,500	5,000	6,050	508,550	1,029,940
	4	0	385,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	531,390	385,000	122,500	5,000	6,050	518,550	1,049,940
法学部	1	240,000	365,000	135,000	5,000	0	8,890	10,000	763,890	365,000	135,000	5,000	6,050	511,050	1,274,940
	2	0	375,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	521,390	375,000	122,500	5,000	6,050	508,550	1,029,940
	3	0	375,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	521,390	375,000	122,500	5,000	6,050	508,550	1,029,940
	4	0	385,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	531,390	385,000	122,500	5,000	6,050	518,550	1,049,940
法学部	1	240,000	210,000	112,500	5,000	0	8,890	10,000	586,390	210,000	112,500	5,000	6,050	333,550	919,940
	2	0	215,000	103,000	5,000	0	8,890	10,000	341,890	215,000	103,000	5,000	6,050	329,050	670,940
	3	0	210,000	103,000	5,000	0	8,890	10,000	336,890	210,000	103,000	5,000	6,050	324,050	660,940
	4	0	215,000	103,000	5,000	0	8,890	10,000	341,890	215,000	103,000	5,000	6,050	329,050	670,940
文学部	1	240,000	391,000	136,000	5,000	25,000	7,890	10,000	814,890	391,000	136,000	5,000	5,050	537,050	1,351,940
	2	0	402,000	123,500	5,000	25,000	7,890	10,000	573,390	402,000	123,500	5,000	5,050	535,550	1,108,940
	3	0	403,000	123,500	5,000	25,000	7,890	10,000	574,390	403,000	123,500	5,000	5,050	536,550	1,110,940
	4	0	414,000	123,500	5,000	25,000	7,890	10,000	585,390	414,000	123,500	5,000	5,050	547,550	1,132,940
文学部	1	240,000	391,000	136,000	5,000	20,000	7,890	10,000	809,890	391,000	136,000	5,000	5,050	537,050	1,346,940
	2	0	402,000	123,500	5,000	20,000	7,890	10,000	568,390	402,000	123,500	5,000	5,050	535,550	1,103,940
	3	0	403,000	123,500	5,000	20,000	7,890	10,000	569,390	403,000	123,500	5,000	5,050	536,550	1,105,940
	4	0	414,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	560,390	414,000	123,500	5,000	5,050	547,550	1,107,940
文学部	1	240,000	391,000	136,000	5,000	0	7,890	10,000	789,890	391,000	136,000	5,000	5,050	537,050	1,326,940
	2	0	402,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	548,390	402,000	123,500	5,000	5,050	535,550	1,083,940
	3	0	403,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	549,390	403,000	123,500	5,000	5,050	536,550	1,085,940
	4	0	414,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	560,390	414,000	123,500	5,000	5,050	547,550	1,107,940
21世紀アジア学部	1	240,000	391,000	136,000	5,000	0	8,890	10,000	790,890	391,000	136,000	5,000	6,050	538,050	1,328,940
	2	0	402,000	121,000	5,000	0	8,890	10,000	546,890	402,000	121,000	5,000	6,050	534,050	1,080,940
	3	0	403,000	121,000	5,000	0	8,890	10,000	547,890	403,000	121,000	5,000	6,050	535,050	1,082,940
	4	0	414,000	121,000	5,000	0	8,890	10,000	558,890	414,000	121,000	5,000	6,050	546,050	1,104,940
経営学部	1	240,000	365,000	135,000	5,000	0	8,140	10,000	763,140	365,000	135,000	5,000	5,300	510,300	1,273,440
	2	0	375,000	122,500	5,000	0	8,140	10,000	520,640	375,000	122,500	5,000	5,300	507,800	1,028,440
	3	0	375,000	122,500	5,000	0	8,140	10,000	520,640	375,000	122,500	5,000	5,300	507,800	1,028,440
	4	0	385,000	122,500	5,000	0	8,140	10,000	530,640	385,000	122,500	5,000	5,300	517,800	1,048,440

- ※ 転部・編入は転部・編入後の学部専攻・学年の学費を適用する。
- ※ 転部の場合、入学金は請求しない。
- ※ 編入の場合の入学金は「240,000円」とする。
- ※ 再入学の場合の入学金は「240,000円」とする。
- ※ 協定編入生は協定書に基づき請求する。
- ※ 前期請求額は、代理徴収の国土館大学教育後援会費（年額「10,000円」）を加える金額となる。

## 2020年度 学部別請求学費明細表（高学年：一般生）

学部等	前期学費							後期学費					年間学費計	実験 実習費	
	授業料	施設設備費	教材費	実験 実習費	諸費	教育後援会 (代理徴収)	前期計	授業料	施設設備費	教材費	諸費	後期計			
政経学部	192,500	122,500	5,000	0	8,390	10,000	338,390	192,500	122,500	5,000	5,550	325,550	663,940	0	
体育学部	体育	226,250	174,500	15,000	0	6,390	10,000	432,140	226,250	174,500	15,000	3,550	419,300	851,440	30,000
	武道	226,250	174,500	15,000	0	6,390	10,000	432,140	226,250	174,500	15,000	3,550	419,300	851,440	30,000
	スポーツ医科	236,250	199,000	15,000	0	6,570	10,000	466,820	236,250	199,000	15,000	3,550	453,800	920,620	200,000
	こどもスポーツ教育	233,750	174,500	15,000	0	6,390	10,000	439,640	233,750	174,500	15,000	3,550	426,800	866,440	55,000
理工学部	252,250	132,500	5,000	0	3,890	10,000	403,640	252,250	132,500	5,000	1,050	390,800	794,440	97,000	
法学部	法律	192,500	122,500	5,000	0	8,890	10,000	338,890	192,500	122,500	5,000	6,050	326,050	664,940	0
	現ビ	192,500	122,500	5,000	0	8,890	10,000	338,890	192,500	122,500	5,000	6,050	326,050	664,940	0
	現ビ・社会人	107,500	103,000	5,000	0	8,890	10,000	234,390	107,500	103,000	5,000	6,050	221,550	455,940	0
文学部	初等教育	207,000	123,500	5,000	25,000	7,890	10,000	378,390	207,000	123,500	5,000	5,050	340,550	718,940	0
	地理・環境	207,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	353,390	207,000	123,500	5,000	5,050	340,550	693,940	0
	その他学科・コース	207,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	353,390	207,000	123,500	5,000	5,050	340,550	693,940	0
21世紀アジア学部	207,000	121,000	5,000	0	8,890	10,000	351,890	207,000	121,000	5,000	6,050	339,050	690,940	0	
経営学部	192,500	122,500	5,000	0	8,140	10,000	338,140	192,500	122,500	5,000	5,300	325,300	663,440	0	

- ※ 高学年とは、8セメスター以上、かつ4学年を1年間以上在籍した学生を示す。(在学期間には休学していた期間は含まない。)
- ※ 文学部 教育学科 初等教育専攻を除く「実験実習費」は、それを必要とする科目を履修する場合に限り、別に納入する。
- ※ 授業料は、当該年度最高学年の授業料の半額となる。(半期で卒業する場合、後期学費は免除となる。)
- ※ 前期請求額は、代理徴収の国土館大学教育後援会費(年額「10,000円」)を加える金額となる。

## 2020年度 学部別請求学費明細表（後期高学年：一般生）

学部等	前期学費							後期学費					年間学費計	
	授業料	施設設備費	教材費	実験 実習費	諸費	教育後援会 (代理徴収)	前期計	授業料	施設設備費	教材費	諸費	後期計		
政経学部	385,000	122,500	5,000	0	8,390	10,000	530,890	192,500	122,500	5,000	5,550	325,550	856,440	
体育学部	体育	452,500	174,500	15,000	30,000	6,390	10,000	688,390	226,250	174,500	15,000	3,550	419,300	1,107,690
	武道	452,500	174,500	15,000	30,000	6,390	10,000	688,390	226,250	174,500	15,000	3,550	419,300	1,107,690
	スポーツ医科	472,500	199,000	15,000	200,000	6,570	10,000	903,070	236,250	199,000	15,000	3,550	453,800	1,356,870
	こどもスポーツ教育	467,500	174,500	15,000	55,000	6,390	10,000	728,390	233,750	174,500	15,000	3,550	426,800	1,155,190
理工学部	504,500	132,500	5,000	97,000	3,890	10,000	752,890	252,250	132,500	5,000	1,050	390,800	1,143,690	
法学部	法律	385,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	531,390	192,500	122,500	5,000	6,050	326,050	857,440
	現ビ	385,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	531,390	192,500	122,500	5,000	6,050	326,050	857,440
	現ビ・社会人	215,000	103,000	5,000	0	8,890	10,000	341,890	107,500	103,000	5,000	6,050	221,550	563,440
文学部	初等教育	414,000	123,500	5,000	25,000	7,890	10,000	585,390	207,000	123,500	5,000	5,050	340,550	925,940
	地理・環境	414,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	560,390	207,000	123,500	5,000	5,050	340,550	900,940
	その他学科・コース	414,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	560,390	207,000	123,500	5,000	5,050	340,550	900,940
21世紀アジア学部	414,000	121,000	5,000	0	8,890	10,000	558,890	207,000	121,000	5,000	6,050	339,050	897,940	
経営学部	385,000	122,500	5,000	0	8,140	10,000	530,640	192,500	122,500	5,000	5,300	325,300	855,940	

- ※ 後期高学年とは、前年度4学年で本年度留年し、在学期間が本年度の前期で8セメスターを迎える学生を示す。(在学期間には休学していた期間は含まない。)
- ※ 前期学費は一般生の学費になるため、実験実習費も徴収する。
- ※ 後期学費の授業料は、当該年度最高学年の授業料の半額となる。
- ※ 前期請求額は、代理徴収の国土館大学教育後援会費(年額「10,000円」)を加える金額となる。

納入金様式第一

学 長	学部長	事務長	学生担当
-----	-----	-----	------

年 月 日

学 費 延 納 願

国土館大学学長 殿

研究科	学部	学科	学系	年
			専攻	

学籍番号					
学生氏名					

私儀、下記理由により、 年度 前期分 後期分 学費の納入を延期させていただきたく  
お願いたします。

記

延納理由を○で囲んでください。

1	2	3	4	5	6
送金待ち	経済的事情	家庭の事情	奨学金待ち	災害の影響	その他

その他特記事項等あれば記入してください。

学費納入者	住所
氏名	

印

延納期間	前期分学費 7月1日(秋期入学生は、12月1日)	後期分学費 12月1日(秋期入学生は、7月1日)	在記期日を併発とし、それを過ぎた場合は除籍となります。学費未納の場合、試験を受けることができません。
------	--------------------------	--------------------------	--

※ 外国人学生は、「印」の代わりにサインでも可。  
 ※ 該当する学費(前期分・後期分)と、延納理由を○で囲んでください。  
 ※ 「納入者」欄は、納入者が本人の場合は記入不要。  
 学生 → 学部事務室・大学院課 → 教務課(写し)

「学費延納願用紙」は大学のホームページからもダウンロード可能。

PCからのアクセス

<https://kokushikan.ac.jp>

〈アクセス方法〉

大学ホームページ

↓

学生生活

↓

各種証明書・届出について

↓

学費延納願の提出

## 11 国士舘大学学籍管理規程

制定	平成 4 年 1 月 16 日
改正	平成 5 年 4 月 1 日 平成 5 年 12 月 24 日
	平成 13 年 1 月 24 日 平成 14 年 3 月 13 日
	平成 14 年 12 月 11 日 平成 15 年 5 月 28 日
	平成 15 年 9 月 17 日 平成 17 年 7 月 28 日
	平成 18 年 3 月 15 日 平成 19 年 3 月 14 日
	平成 20 年 3 月 12 日 平成 22 年 3 月 17 日
	平成 23 年 2 月 23 日 平成 25 年 2 月 27 日
	平成 25 年 12 月 18 日 平成 27 年 1 月 28 日
	平成 28 年 1 月 27 日 平成 29 年 3 月 15 日

### (趣 旨)

第1条 この規程は、国士舘大学（大学院を含む。以下「本学」という。）の学生の在学中における学籍の管理について必要な事項を定める。

### (学籍管理の対象)

第2条 この規程において学籍管理の対象項目は、次のとおりとする。

- (1) 身上項目：氏名、生年月日、性別、国籍、本籍（都道府県名）、出身高校及び同卒業年月日、保証人（氏名、続柄、住所、電話番号）、学費納入者（氏名、住所、電話番号）、学生現住所（住所、電話番号）
  - (2) 所属項目等：学生区分、学部、学科、専攻、学年、学籍番号
  - (3) 異動項目：入学、編入学・転入学（以下「編・転入」という。）、転学部・転学科・転専攻（以下「転部等」という。）、休学、復学、除籍、復籍、入学辞退、退学、再入学、留学、進級、留年、卒業
- 2 学生は、身上項目について変更があった場合は、別に定める様式により、届出なければならない。

### (入学等)

第3条 本学の入学試験に合格した者で、国士舘大学学則（以下「大学学則」という。）第12条第1項及び国士舘大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第13条に定める入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

- 2 転部等試験に合格した者で、別に定める転部等手続を完了した者に対し、転部等を許可する。
- 3 学籍上の入学日及び転部日は、4月1日とする。ただし、秋期に入学した場合の入学日は、9月16日とし、必要に応じて変更することができる。

### (入学辞退)

第4条 第3条第3項に定める入学日の前日までに入学辞退を申し出た場合は、入学辞退として取り扱う。ただし、入学日以降は退学として取り扱う。

### (編・転入)

第5条 編・転入できる年次は、2年次又は3年次生とする。

### (転部等)

第6条 転部等を志望する者は、1年次・2年次又は3年次修了（又は見込）者で、各学部の定める受験資格有効認定単位数を修得しているものとする。

### (休学及び復学)

第7条 休学を願い出る場合は、別に定める休学願を提出するものとする。この際、病気等による休学の場合は、次の書類等を添付しなければならない。

- (1) 病気による休学の場合 医師の診断書
  - (2) 出産による休学の場合 「母子手帳」等妊娠もしくは出産を証明できるもの
  - (3) 留学による休学の場合 留学先学校の、留学受入に関する証明書
- 2 外国人留学生在が病気等により休学する場合には、次のとおりとする。
- (1) 病気による休学の場合 日本の医療機関が発行した診断書。ただし、日本国外で罹病した場合には、当該国または地域の医療機関が発行した診断書とすることができる。
  - (2) 出産による休学の場合 「母子手帳」等妊娠もしくは出産に関する証明書
  - (3) 兵役による休学の場合 徴兵に関する書類等
- 3 休学の期間は、当該学年の内1年又は大学学則第6条若しくは大学院学則第6条に定める学期を区分とし、連続2年、通算4年を限度とする。ただし、大学院においては連続1年、通算2年とする。
- 4 休学期間終了後、引続き休学を希望する場合は、休学期間が終了するまでに改めて休学願を提出しなければならない。
- 5 休学中の者が休学を許可されてから1ヶ月以内に休学事由が解消した場合は、別に定める休学取消願を提出しなければならない。
- 6 休学者は、休学期間が満了する次の期に復学することができる。ただし、次学年へ復学する場合には、各学部が定めた単位数を修得していなければならない。
- 7 復学を願い出る場合は、休学期間満了前に別に定める復学願を提出するものとする。この際、病気等の回復によるものは、医師の診断書を添付しなければならない。ただし、外国人留学生在が復学を願い出る場合は、次の書類を提出するものとする。
- (1) 病気による休学の場合 日本の医療機関が発行した診断書及びパスポートの写し（出国及び入国が証明できる頁を含む。）並びに復学後の経費支弁に関する計画書。ただし、日本国外で罹病した場合には、当該国または地域の医療機関が発行した診断書とすることができる。
  - (2) 兵役による休学の場合 兵役が終了したことを示す証明書等及びパスポートの写し（出国及び入国が証明できる頁を含む。）並びに復学後の経費支弁に関する計画書
  - (3) 前第1号及び第2号以外の理由で休学の場合 パスポートの写し（出国及び入国が証明できる頁を含む。）及び復学後の経費支弁に関する計画書

### (退学及び再入学)

第8条 退学を願い出る場合は、別に定める退学願を提出するものとする。

- 2 願い出による退学の日付は、願い出た日とする。ただし、退学願に記入された願い出の日以降に学部等が受け付けた場合は、学部等が受け付けた日とする。
- 3 懲戒による退学の日付は、学長決裁日とする。



- 4 退学した者が、同じ学部・学科・専攻及び学年・学期に再入学を願出する場合は、再入学を希望する学年もしくは学期が始まる2ヶ月前までに、別に定める再入学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 5 再入学の時期は、4月1日とする。ただし、秋期再入学の時期は、9月16日とし、必要に応じて変更することができる。

(除籍及び復籍)

第9条 除籍の日付は、学長決裁日とする。ただし、大学学則第20条第1項第4号及び大学院学則第18条第1項第2号に基づき、学費未納により除籍になった場合の日付は、納入期日の翌日とする。

- 2 国土館大学納入金規程第10条における期限を過ぎて学費未納の者は、除籍を学長が決裁する日までの間、仮除籍とする。ただし、仮除籍となった者が、定められた期日までに未納額を納入した場合には、仮除籍を取り消す。

- 3 除籍になった者が、同じ学部・学科・専攻及び学年・学期に復籍を希望する場合は、除籍議決後2ヶ月以内に別に定める復籍願を提出し、学長の許可を受けなければならない。復籍の日付は除籍日付の翌日とする。

除籍決裁後2ヶ月以上経過した学生が復籍を希望する場合は、再入学として扱い、前条の規定を準用する。

- 4 在学中の学生が死亡した場合は、死亡の日付で学籍を除く。

(卒業)

第10条 学籍上の卒業日は、卒業式の日付(大学院については学位授与日)とする。

- 2 卒業所要単位の不足により卒業できない者が、次年度の春期(秋期入学生は秋期)で卒業所要単位を修得し、卒業が認められた場合の卒業日は、原則として9月15日付とする。(秋期入学生は別に定める日)

(身分異動の申請)

第11条 学部等は、学生の身上項目、学生区分及び異動項目に変更があった場合は、学長に申請し許可を受けるものとする。

- 2 申請は、別に定める様式による。
- 3 各学部等は、所属学生について学籍管理の対象項目に変更及び異動が発生した場合は、速やかに教務部教務課長に通知するものとする。

(学籍番号の付与)

第12条 在学生に、学籍番号を付与する。

- 2 学籍番号は、入学年度ごとに学生個人別に付与する。
- 3 学籍番号は、転部等及び再入学の場合を除き、在学期間を通じ原則として変更しない。

(学籍番号の識別)

第13条 学籍番号は、7桁からなり、原則として西暦による入学年度の下2桁を最初のコードとし、その他の5桁を次のとおり識別し、その間をハイフンで結ぶ。

学部等識別	該当学部等
1A001～	政経学部 政治学科 昼間主コース(フレックスA)
1A501～	政経学部 政治学科 夜間主コース(フレックスB)
1B001～	政経学部 経済学科 昼間主コース(フレックスA)
1B501～	政経学部 経済学科 夜間主コース(フレックスB)
1C001～	政経学部 経営学科
1D001～	政経学部 政治学科
1E001～	政経学部 経済学科
1F001～	政経学部 経営学科
1G001～	政経学部 政治行政学科
2A001～	体育学部 体育学科
2B001～	体育学部 武道学科
2C001～	体育学部 スポーツ医科学科
2D001～	体育学部 こどもスポーツ教育学科
3A001～	理工学部 理工学科
4A001～	法学部 法律学科
4B001～	法学部 現代ビジネス法学科
5A001～	文学部 教育学科 教育学専攻
5B001～	文学部 教育学科 倫理学専攻
5C001～	文学部 教育学科 初等教育専攻
5D001～	文学部 史学地理学科 考古・日本史学専攻
5E001～	文学部 史学地理学科 東洋史学専攻
5F001～	文学部 史学地理学科 地理・環境専攻
5G001～	文学部 文学科 中国語・中国文学専攻
5H001～	文学部 文学科 日本文学・文化専攻
5I001～	文学部 教育学科
5J001～	文学部 史学地理学科
5K001～	文学部 文学科
6A001～	21世紀アジア学部 21世紀アジア学科
7A001～	経営学部 経営学科
MA001～	大学院 政治学研究科 政治学専攻 修士課程
MB001～	大学院 経済学研究科 経済学専攻 修士課程
MC001～	大学院 経営学研究科 経営学専攻 修士課程
MD001～	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 修士課程
MJ001～	大学院 救急システム研究科 救急救命システム専攻 修士課程
ME001～	大学院 工学研究科 機械工学専攻 修士課程
ME101～	大学院 工学研究科 電気工学専攻 修士課程
ME201～	大学院 工学研究科 建設工学専攻 修士課程
MF001～	大学院 法学研究科 法学専攻 修士課程
MG001～	大学院 総合知的財産法研究科 総合知的財産法専攻 修士課程
MH001～	大学院 人文科学研究科 人文科学専攻 修士課程
MH101～	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 修士課程
MI001～	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア専攻 修士課程
DA001～	大学院 政治学研究科 政治学専攻 博士課程
DB001～	大学院 経済学研究科 経済学専攻 博士課程
DC001～	大学院 経営学研究科 経営学専攻 博士課程
DD001～	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 博士課程
DE001～	大学院 工学研究科 応用システム工学専攻 博士課程
DF001～	大学院 法学研究科 法学専攻 博士課程
DH001～	大学院 人文科学研究科 人文科学専攻 博士課程
DH101～	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 博士課程
DI001～	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア研究専攻 博士課程
DJ001～	大学院 救急システム研究科 救急救命システム専攻 博士課程

- 2 在学中に転部等の学籍異動が発生した場合には、学籍番号を変更し、当該所属学年の最終学籍番号の次から、新たな学籍番号を付与する。

附 則

- この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 本規程の施行に伴い、「入学金等の納入及び休学等に関する規程」第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第12条、第14条、第15条、第18条及び第19条の規程を削除する。
- この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 大学院の場合、卒業を修了に読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 第13条における学籍番号は平成19年度入学生から適用する。
- 平成18年以前の入学生は、改正後の第13条第1項の定めに関わりなく、従前の通りとし、学籍番号の下5桁は次の表を適用する。

学部等識別	該当学部等
21001～	体育学部 体育学科
22001～	体育学部 武道学科
23001～	体育学部 スポーツ医科学科
31001～	政経学部一部 政治学科
32001～	政経学部一部 経済学科
33001～	政経学部一部 経営学科
34001～	政経学部 政治学科 昼間主コース(フレックスA)
34501～	政経学部 政治学科 夜間主コース(フレックスB)
35001～	政経学部 経済学科 昼間主コース(フレックスA)
35501～	政経学部 経済学科 夜間主コース(フレックスB)
36001～	政経学部 経営学科
41001～	工学部 機械工学科
41501～	工学部 機械情報工学科
42001～	工学部 電気工学科
42501～	工学部 電気電子工学科
43001～	工学部 土木工学科
43501～	工学部 都市システム工学科
44001～	工学部 建築学科
44501～	工学部 建築デザイン工学科

学部等識別	該当学部等
51001～	政経学部二部 政治学科
52001～	政経学部二部 経済学科
61001～	法学部 法律学科
62001～	法学部 現代ビジネス法学科 昼間主コース(フルタイムコース)
63001～	法学部 現代ビジネス法学科 夜間主コース(フタヌーンコース)
64001～	法学部 現代ビジネス法学科
71001～	文学部 教育学科 教育学専攻
71501～	文学部 教育学科 倫理学専攻
71701～	文学部 教育学科 初等教育専攻
72001～	文学部 史学地理学科 国史学専攻
72301～	文学部 史学地理学科 東洋史学専攻
72601～	文学部 史学地理学科 地理学専攻
73301～	文学部 文学科 中国文学専攻
73501～	文学部 文学科 国語国文学専攻
74001～	文学部 史学地理学科 考古・日本史学専攻
74501～	文学部 史学地理学科 地理・環境専攻
75001～	文学部 文学科 中国語・中国文学専攻
75501～	文学部 文学科 日本文学・文化専攻
12001～	21世紀アジア学部 21世紀アジア学科
81101～	大学院 政治学研究科 政治学専攻 修士課程
81301～	大学院 経済学研究科 経済学専攻 修士課程
81501～	大学院 経営学研究科 経営学専攻 修士課程
84101～	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 修士課程
82101～	大学院 工学研究科 機械工学専攻 修士課程
82301～	大学院 工学研究科 電気工学専攻 修士課程
82901～	大学院 工学研究科 建設工学専攻 修士課程
83101～	大学院 法学研究科 法学専攻 修士課程
83501～	大学院 総合知的財産法研究科 総合知的財産法学専攻 修士課程
85101～	大学院 人文科学研究科 人文科学専攻 修士課程
85301～	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 修士課程
86101～	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア専攻 修士課程
91101～	大学院 政治学研究科 政治学専攻 博士課程
91301～	大学院 経済学研究科 経済学専攻 博士課程
91501～	大学院 経営学研究科 経営学専攻 博士課程
94101～	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 博士課程
92101～	大学院 工学研究科 応用システム工学専攻 博士課程
93101～	大学院 法学研究科 法学専攻 博士課程
95101～	大学院 人文科学研究科 人文科学専攻 博士課程
95301～	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 博士課程
96101～	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア専攻 博士課程

附 則

- この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 第13条第2項で定める在学生のうち、平成19年度以降の入学生と同一の学年に在学する学生の学籍番号は、平成19年度以降の入学生の学部等識別を適用する。
- 第13条で定める学部等識別に次の表を適用する。

学部等識別	当該学部等
1X001～	政経学部一部 政治学科
1Y001～	政経学部一部 経済学科
1Z001～	政経学部一部 経営学科
3W001～	工学部 機械情報工学科
3X001～	工学部 電気電子工学科
3Y001～	工学部 都市システム工学科
3Z001～	工学部 建築デザイン工学科
4Y001～	法学部 現代ビジネス法学科 昼間主コース (フルタイムコース)
4Z001～	法学部 現代ビジネス法学科 夜間主コース (アフタヌーンコース)
5W001～	文学部 史学地理学科 国史学専攻
5X001～	文学部 史学地理学科 地理学専攻
5Y001～	文学部 文学科 中国文学専攻
5Z001～	文学部 文学科 国語国文学専攻

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 12 国士舘大学学籍管理規程施行細則

制定 平成 5 年 12 月 24 日

改正 平成 13 年 1 月 24 日 平成 14 年 3 月 13 日

平成 15 年 5 月 28 日 平成 16 年 5 月 26 日

平成 17 年 7 月 28 日 平成 25 年 2 月 27 日

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、国士舘大学学籍管理規程（以下「学籍管理規程」という。）の施行に必要な届出、願出等の手続について定める。

(身上項目の変更)

第 2 条 学生は、身上項目に変更があった場合、次の各号により手続を行うものとする。

- (1) 学生の氏名変更
- (2) 保証人の氏名変更。ただし、保証人の住所、電話番号、続柄の変更は各自が Web から更新するものとする。
- (3) 学費納入者の氏名、住所及び電話番号の変更は各自が Web から更新するものとする。
- (4) 学生の現住所及び電話番号の変更は各自が Web から更新するものとする。
- (5) 学生の本籍地変更

(休学及び復学)

第 3 条 学生は、休学及び復学を申請する場合、また休学を取り消す場合には、次の各号により手続を行うものとする。

- (1) 休学の願出
- (2) 復学の願出
- (3) 休学を取消す場合

(退学及び再入学)

第 4 条 学生は、退学及び再入学を申請する場合、次の各号により手続を行うものとする。

- (1) 退学の願出
- (2) 再入学の願出

(復籍)

第 5 条 学生は、復籍を申請する場合、復籍の願出を行うものとする。

(身上項目変更の通知)

第 6 条 学部等は、学生の身上項目が変更した場合、次の各号により教務課へ通知するものとする。

- (1) 学生の氏名変更

- (2) 保証人の氏名の変更

- (3) 学生の本籍地変更

(身分異動の申請)

第 7 条 学籍管理規定第 11 条第 2 項における申請の様式は、次のとおりとする。

- (1) 入学辞退 ただし、入学を許可された者が 4 月 1 日以降に当該学部等へ申請があった者又は学部等によって確認された者に限る。
- (2) 再入学
- (3) 休学
- (4) 休学取消
- (5) 復学
- (6) 留学生 ただし、大学学則第 16 条第 1 項及び第 2 項に該当する学生に限る。
- (7) 除籍
- (8) 復籍
- (9) 留年 ただし、進級判定会議で決定後の変更及び追加に限る。
- (10) 退学
- (11) 卒業 ただし、年度途中の卒業者に限る。

(様式)

第 8 条 この細則に定める各種様式は、教務課内規に定める。

附 則

この細則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 15 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 16 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。



制定 平成 18 年 3 月 15 日

改正 平成 24 年 4 月 25 日 平成 25 年 2 月 27 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、国士舘大学学則第 6 1 条の 2 及び国士舘大学大学院学則第 6 1 条の 2 に基づき、聴講生（国士舘大学学則第 4 3 条に定める「特別聴講学生」及び国士舘大学大学院学則第 3 6 条に定める「特別聴講生」を除く。）の取扱いについて定める。

(区 分)

第 2 条 聴講生は、次のとおり区分する。

- (1) 他大学又は高等学校との協定等（以下「協定」という。）に基づき、他校に在籍している学生又は生徒が、国士舘大学及び国士舘大学大学院（以下「本学」という。）で開講している授業科目を聴講する場合（以下「協定聴講」という。）
- (2) 本学の正規課程に在学している学生が、所属する学部又は研究科（以下「学部等」という。）以外の学部等において聴講（他学部履修における開放制限科目及び教職課程科目を含む。）する場合（以下「学内聴講」という。）
- (3) 前第 1 号及び第 2 号以外の者が聴講する場合（以下「一般聴講」という。）

(資 格)

第 3 条 本学で聴講できる者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 協定聴講 協定により定められた学生又は生徒
- (2) 学内聴講 本学の正規課程に在学している学生
- (3) 一般聴講 前第 1 号及び第 2 号に該当しない者（社会人を含む。）ただし、外国人については次のいずれかに該当する者とする。
  - ア 履修する年度の 4 月もしくは 9 月から 6 月間以上、日本国に在留資格を有する者
  - イ 聴講期間中に、本学の聴講生の身分に関係なく、在留資格を更新することが可能である者

(受入時期)

第 4 条 聴講生の受入時期は、国士舘大学学則第 6 条及び国士舘大学大学院学則第 6 条に定める各期の始めとする。

(出願手続)

第 5 条 聴講を願ひ出る者（協定聴講を除く。）は、次の書類を揃えて、教務課へ提出するものとする。

- (1) 願書①及び願書②（協定聴講は除く。）
  - (2) 履歴書（協定聴講、学内聴講は除く。）
  - (3) 検定料納入票（協定聴講、学内聴講は除く。）
- 2 協定聴講の出願手続期間は、協定の定めるところによる。
  - 3 学内聴講の出願手続期間は、履修登録終了日までとし、他学部履修科目の登録に準じて手続を行うものとする。
  - 4 一般聴講の出願手続期間は、次のとおりとする。
    - (1) 春期及び通年開講科目聴講希望者は、本学の正規課程における履修登録終了日までとし、継続して秋期開講科目の聴講を希望する者も同様とする。
    - (2) 秋期開講科目聴講希望者は、9 月 1 日から 9 月 15 日までとする。

(許 可)

第 6 条 教務課は、前条に定める出願手続書類を取りまとめ、願書①及び願書②に基づき聴講希望科目を開講している学部等へ通知する。

- 2 聴講希望科目を開講している学部等は、聴講希望科目を担当する教員の同意を得て、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において選考し、その結果を教務課へ通知する。
- 3 教授会等が必要と認めるときは、面接等の選考を行うことができる。

4 前第 2 項及び第 3 項によって聴講を認められた者には、学長の承認を得て聴講を許可する。

(証 明)

第 7 条 聴講が修了した聴講生（学内聴講を除く。）には、聴講証明書を発行する。ただし、単位の認定は行わない。

(単位認定)

第 8 条 学内聴講で修了した聴講科目の単位は、卒業所要単位以外の取得単位として認定し、成績に加える。

(手 続)

第 9 条 第 6 条により聴講を許可された者は、別に定める期日までに聴講料等を納入しなければならない。

(聴講料等)

第 10 条 聴講料等は、次のとおりとする。

- (1) 協定聴講の聴講料等は、協定の定めるところによる。
- (2) 学内聴講の聴講料は、1 単位につき 5,000 円とする。
 

ただし、大学院に在学している学生が、学部において教員免許等諸資格を取得するために必要な科目を聴講する場合には、本規程で定める聴講料等は徴収しないものとする。
- (3) 一般聴講の聴講料等は、次の表のとおりとする。

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
聴講生登録料	10,000	本学卒業生及び継続して聴講する者は免除
聴講料（1 単位）	5,000	本学卒業生は半額
学生教育研究災害傷害保険料（学生保険）		聴講する科目を開講している学部等の正規学生と同額とする。ただし、聴講する学部が 2 学部以上にまたがる場合で、学生保険料が異なる場合には、上位額の学部等と同額とする。

(期 間)

第 11 条 聴講が許可される期間は、当該年度終了までの 1 年以内とする。ただし、継続して聴講を希望する場合は、第 5 条に基づき再度願ひ出ることができる。

(図書館・情報メディアセンターの利用)

第 12 条 聴講生は、国士舘大学図書館・情報メディアセンターを利用することができる。

(聴講許可の取消)

第 13 条 第 9 条に定める手続を行わない者又は聴講生としてふさわしくない行為があった者は、教授会等の議を経て、学長が聴講許可を取り消すことができる。

(聴講許可書及び聴講証明書等)

第 14 条 聴講許可書及び聴講証明書等、本規程に定める各種様式は、教務課内規に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「聴講に関する内規」（平成 17 年 4 月 1 日施行）は、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 14 他学部履修に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、国土館大学学則第42条第2項の他学部履修に関する必要事項について定める。

(他学部履修要領)

第2条 各学部は、他学部履修に関する下記必要事項を定め、便覧に記載する等学生への周知を図るものとする。

- (1) 履修要領
- (2) 卒業所要単位としての履修区分毎の科目名又は科目の区分
- (3) 卒業所要単位外としての他学部履修(随意科目)について
- (4) 教職を含む諸資格必要単位としての他学部履修について
- (5) その他必要事項

(開放制限科目)

第3条 各学部は、原則として全ての授業科目を開放するものとするが、演習、実習等受講者数を制限する授業は開放を制限することができる。この場合、開放制限科目を1月末日までに教務部長へ報告するものとする。

ただし、開放制限科目であっても、他学部履修の申し出が妥当であると認められた場合は、条件付で受け入れることがある。

- 2 教務課は、開放制限科目の報告に基づき全学部の開放制限科目を取りまとめ、2月10日までに各学部へ通知するものとする。

(履修区分の報告)

第4条 各学部は、他学部履修科目を卒業所要単位として算入する授業科目を、総合教育科目等履修区分毎に3月末日までに、教務部長へ報告するものとする。

(履修開始時期)

第5条 他学部履修の開始時期は、各学年の始めとする。

(履修申し出)

第6条 他学部履修を希望する学生は、開放科目を確認の上、学部の定めるところに従い履修の申し出をするものとする。

(履修の依頼)

第7条 各学部は、学生からの申し出が妥当であると判断したときは、履修先学部に履修の依頼を行うものとする。

(履修の依頼に対する回答)

第8条 履修の依頼を受け取った学部は、他の学生に支障がないことを確認の上、4月19日までに履修の可否について回答するものとする。

(教務課への通知)

第9条 各学部は、履修決定科目を5月末日までに教務課へ通知するものとする。

(履修期間)

第10条 履修期間は、半期科目は半年以内、通年科目は1年以内とする。

(履修の取消)

第11条 他学部履修生として不適当な行為があったときは、履修の許可を取り消すことができる。

(履修上限単位数)

第12条 他学部履修の単位数は、所属学部が定める履修上限単位に含めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成14年1月9日から施行する。
- 2 学部間相互履修に関する内規(平成10年10月23日制定)は平成14年3月31日をもって廃止する。

(趣 旨)

第1条 この内規は、国士舘大学の学生が諸資格取得の為に  
関係科目を受講する場合の受講料等（関連する諸費用  
を含む）について定める。

(受講料等の納入)

第2条 正規の課程に在学する学生が、学科、課程に開設  
されている授業科目を受講し、各種資格を取得する場合  
は所定の受講料等を納入しなければならない。

(受講料等)

第3条 教育職員免許状及び諸資格を取得しようとする場  
合は別表1、2の受講料等を納入しなければならない。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。  
ただし、平成11年度以前の入学生については、従前の  
例による。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行し、平成20  
年度入学生から適用する。  
ただし、平成19年度以前の入学生については、従前の  
例による。

附 則

この内規は、平成24年4月から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月から施行し、平成26年度  
入学生から適用する。

附 則

この内規は、平成29年4月から施行し、平成29年度  
入学生から適用する。  
ただし、平成28年度以前の入学生については、従前の  
例による。

附 則

この内規は、平成31年4月から施行し、平成31年度  
入学生から適用する。  
ただし、平成30年度以前の入学生については、従前の  
例による。

別表1（教職関係受講料等）

区 分	金 額		納 入 時 期
受 講 料	1校種 1教科	10,000円	教職に関する科目履修の初年度
介 護 等 体 験 費	政経・理工・法・文・ 21世紀アジア・経営及び 体育学部（こどもスポーツ 教育学科）	13,500円	介護等体験実施年度
	体育学部 （体育・武道・スポーツ医科 学科）	16,500円	
教 育 実 習 費	学部又は大学が定める額		教育実習等実施年度
養 護 実 習 費			
特別支援教育実習費			
免許状の一括申請料	願い出る免許状毎	3,500円	免許状申請年度

(注)

- 1 文学部教育学科初等教育課程及び体育学部こどもスポーツ教育学科の学生は、受講料を免除する。
- 2 小学校及び中学校の教員免許状を取得しようとする学生は、介護等体験費を納入し、介護等体験を実施しなければならない。
- 3 初年度とは、卒業要件に含まれない教職に関する科目を履修する初年度を示す。
- 4 受講料は、在籍する学科又は課程の課程認定教科の納入額を示す。従って、在籍する学科又は課程にない課程認定教科の科目を受講する場合（大学院生も含む）は、「国士舘大学聴講生規程」を適用する。（1単位：5,000円）

別表2（各種資格の受講料）

資 格	開講学部等	区 分	金 額	納入時期
司 書	文 学 部	受講料	15,000円	1年次
司 書 教 諭	全 学 部		10,000円	2年次
学 校 司 書	文 学 部		10,000円	1年次
社会教育主事	文 学 部		15,000円	1年次
学 芸 員	文 学 部		15,000円	1年次

(注)

- 1 21世紀アジア学部の学生は、司書教諭及び学芸員資格取得に係る受講料を免除する。
- 2 受講料は、開講学部学生の納入額を示す。従って、他学部学生及び大学院生が受講する場合は「国士舘大学聴講生規程」を適用する。（1単位：5,000円）
- 3 各種資格の取得に係る実習費は別途納入しなければならない。



## 16 自然災害等に対する全学的休講措置の申し合わせ

本申し合わせは、本学の学生の通学時における安全確保等の観点から定めるもので、下記基準に照らし大学として休講措置等に関して決定した場合、速やかに関係者に対し周知する。

### I 休講措置について

#### 1. 自然災害等による措置

(1) 気象庁から東京23区西部及び多摩南部に大雨警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報のいずれかが発令された場合は、次のとおり休講とする。

- ①午前6時までに解除された場合は、終日平常どおり授業を行う。
- ②午前6時までに解除されなかった場合は、1・2時限目の授業を休講とする。
- ③午前9時までに解除された場合は、3時限目以降の授業は、平常どおり行う。
- ④午前9時までに解除されなかった場合は、終日休講とする。
- ⑤1時限目の授業開始後に警報が発令された場合は、大学として休講等措置に関して決定された事項を周知する。

※気象庁から特別警報が発令された場合は、身の安全が確保できる場所で待機し、行動は慎むこと。

(2) 関東近県を震源とする地震が発生し、東京23区西部及び多摩南部で震度5強以上を観測した場合は、発生時以降の授業を終日休講とする。

※「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」について、政府の検討会の検討結果を踏まえて、大学の対応を決定する。

#### 2. 交通機関の不通による措置

ストライキおよび天災、事故等により小田急線全線、京王線全線、東急線（世田谷線及び田園都市線）のいずれかが30分以上継続して全面不通の場合は、次の通りとする。

- ①午前6時までに復旧した場合は、終日平常どおり授業を行う。
- ②午前6時までに復旧しない場合は、1・2時限目の授業を休講とする。
- ③午前9時までに復旧した場合は、3時限目以降の授業は、平常どおり行う。
- ④午前9時までに復旧しない場合は、終日休講とする。

### II 休講等の措置に関する周知について

休講等の措置を講じる場合は、学生情報サイト及び大学ホームページにより周知する。

### III その他

1. 上記以外の事案が発生した場合は、大学として個別に決定し、決定事項を周知する。
2. 本申し合わせに関しての運用は、教務部教務課が行う。
3. この申し合わせは、平成30年7月24日から運用する。

# キャンパスマップ・教室案内

I. 多摩キャンパスマップ .....	144
II. 多摩キャンパス教室案内 .....	145
III. 町田キャンパスマップ .....	153
IV. 町田キャンパス教室案内 .....	154
V. 各キャンパスアクセスマップ .....	158

# I 多摩キャンパスマップ

**体育館棟**

- 4F ギャラリー
- 3F 第1アリーナ  
第2アリーナ  
器具室A・B  
教員室1・2
- 2F 空手道場  
レスリング道場 (WR)  
準備室  
教員室
- 1F 体操場  
音楽教室  
伴奏音楽教室  
ダンス教室 (DA)  
更衣室 (男・女)  
器具室
- B1F 多目的フロア (UF)  
音響室  
器具室  
教員室

**武道棟**

- 2F 剣道場  
剣道師範室  
更衣室 (男・女)  
防具室  
乾燥室
- 1F 柔道場  
柔道師範室  
更衣室 (男)

**食堂棟**

- 2F 書店  
売店  
学生ホール
- 1F 学生食堂  
セブンイレブン

**陸上競技場**

**多目的グラウンド**

**ラグビー場・アメリカンフットボール場**

**野球場 (高校硬式野球)**

**テニスコート**

**西門**

**いこいの森**

**駐車場**

**管理A棟**

**相撲道場**

**救助実習訓練塔**

**相撲道場**

**武道棟**

**体育館棟**

**図書館**

**A棟**

**B棟**

**C棟**

**トンネル**

**NCCT**

**スクールバス**

**鎌倉街道へ…**

**尾根幹線**

**ラーニング・commons**

**NCCT**

**メイプルセンチュリーセンター多摩**

**3F MCCT301 教室**

**2F MCCT 食堂**

**1F スポーツパフォーマンスセンター**

**A棟 教室・管理棟**

6F 601教室 運動生化学教室 解剖学教室 運動生理学教室・研究室 スポーツ医学研究室 研究室 (61~64)	3F 301教室 302教室 303教室 304教室 研究室 (31~34)
5F 体育心理学教室 身体運動学教室・研究室 体育測定室 大学院事務室 大学院自習室 研究室 (51~58) シャワー室	2F 201教室 教員コミュニティールーム キャリア形成支援センター 学生・厚生課 教材準備室 教職支援室 第2会議室 ゼミ室 学部長室
4F 401教室 402教室 403教室 端末室 研究室 (41~44)	1F 多摩図書館・ 情報メディアセンター ラーニング・commons 体育学部事務課 生涯学習センター 受付・警備室 多摩校舎事務課

**B棟 教室・研究棟**

4F 大学院フロアー
3F 2301教室 研究室 (232~236) 教務助手室2
2F 2201教室 研究室 (222~225) こどもスポーツ教育学科 共同研究室 教務助手室1
1F 健康管理室 学生相談室

**NCCT**

**メイプルセンチュリーセンター多摩**

**3F MCCT301 教室**

**2F MCCT 食堂**

**1F スポーツパフォーマンスセンター**

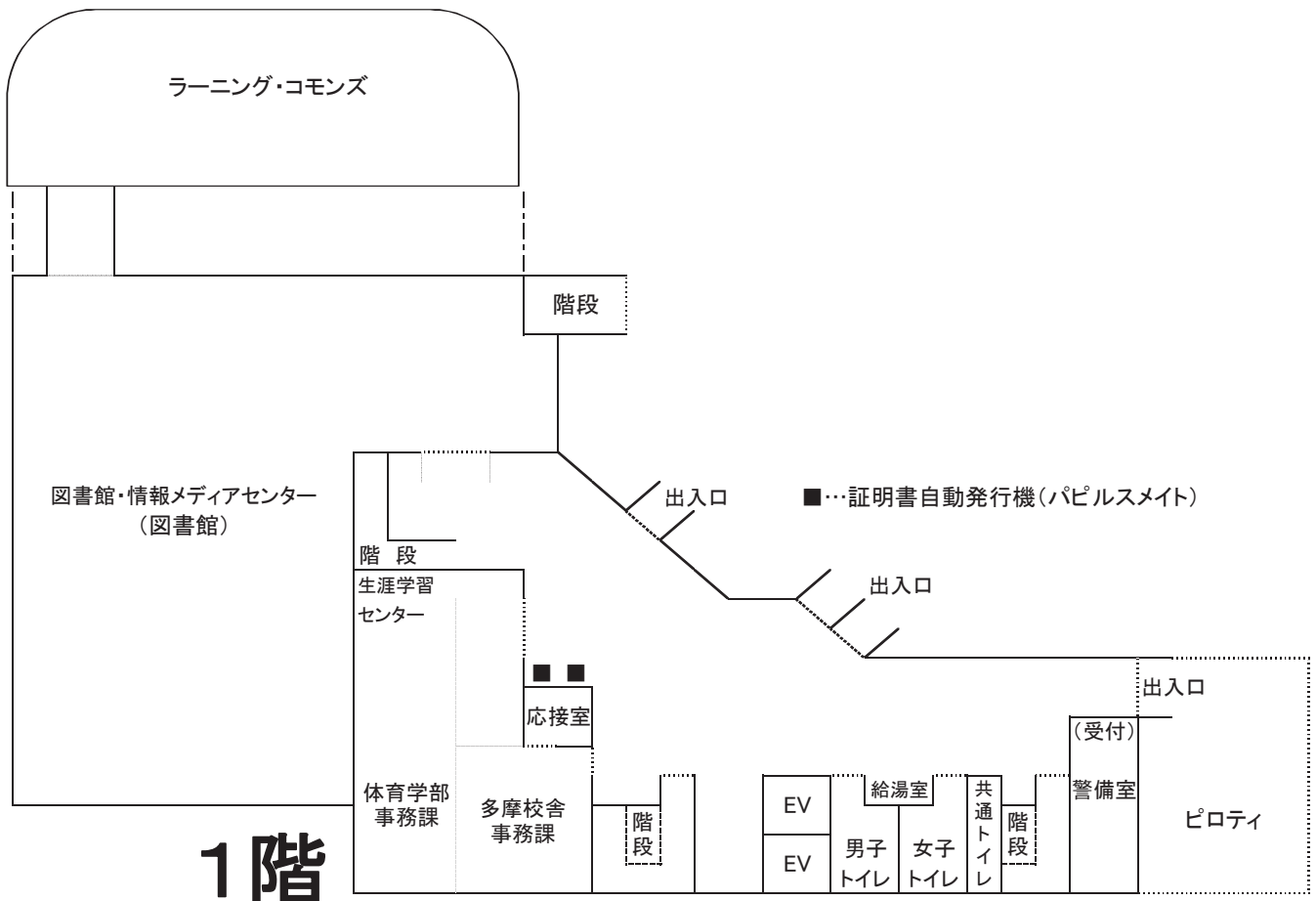
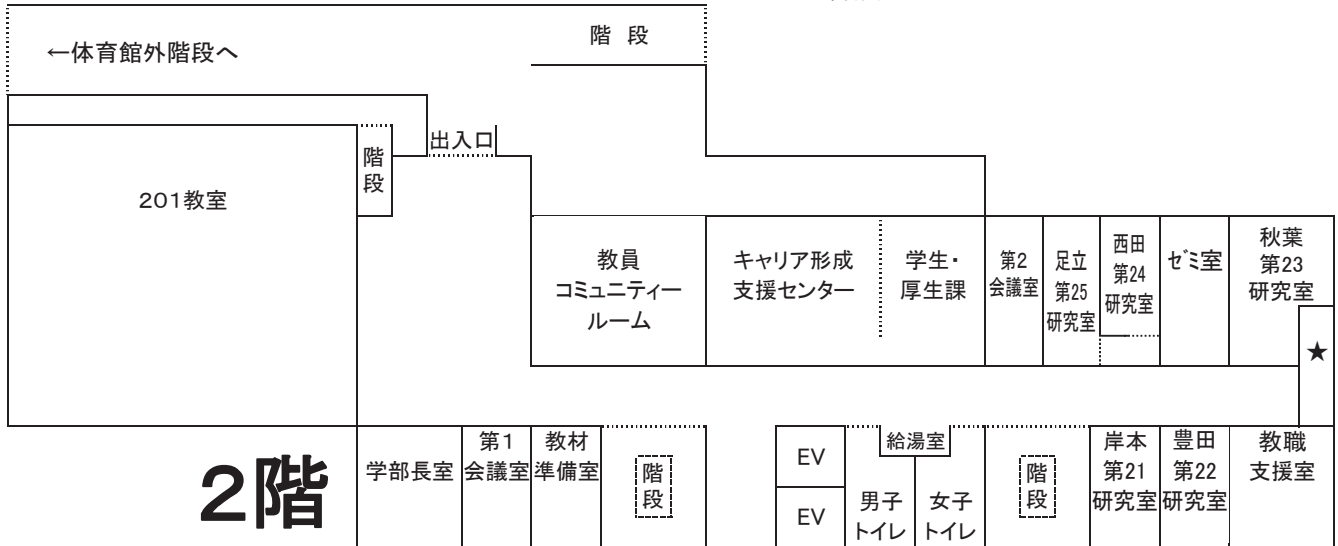
**C棟 教室・実習棟**

4F 研究室 (1~16) 実験研究室 (2) 防災・救急救助総合研究所
3F 医科系教室A 医科系教室B 医科系教室C 中教室B 実験実習室 実験実習準備室
2F CAI教室A CAI教室B 中教室A 更衣室 (男・女) 図書館・情報メディア センター情報システム課
1F 臨床実習室A 臨床実習室B 臨床実習室C 実習資材室 実習準備室 (実習助手室) 実習教員控室

# 教室・管理棟(A棟)

【201教室の仕様について】※随時変更有、詳細は確認してください  
仕様：プロジェクター・PC・DVD・Blu-ray

★…警備控室



# 教室・管理棟(A棟)

【一般教室の仕様について】※随時変更有、詳細は確認してください

共通仕様：プロジェクター

PC

ビデオ(小教室のみ)

DVD

## 6階

601教室	運動生化学教室	バルコニー				スポーツ医科学研究室	気象人工室	運動生理学教室
		沼本 第64 研究室	田口 第63 研究室	張替 第62 研究室	亀山 第61 研究室			
			階段		EV	給湯室		田中(理) 第66 研究室
					EV	男子 トイレ	女子 トイレ	熊川 第65 研究室
							階段	
							屋上へ	

## 5階

角田 研究室	身体運動学教室	バルコニー				体育測定室	救急システム 博士課程 自習室	大学院 事務室
		須藤 第51 研究室	吉永 第52 研究室	秋元 第53 研究室	森脇 第54 研究室			
			階段		EV	給湯室		大学院助手室2
					EV	男子 トイレ	シャワー 室	大友 第59 研究室
							階段	飯田 第56 研究室
								医科学 サポート
								右田 第55 研究室
								杉本 第57 研究室
								中込 第58 研究室

## 4階

401教室	402教室	バルコニー				403教室	図書館・ 情報メディア センター (端末室)	
		氏家 第41 研究室	松井 第42 研究室	尾西 第43 研究室	増本 第44 研究室			
			階段		EV	給湯室		
					EV	男子 トイレ	女子 トイレ	
							階段	
								管理室

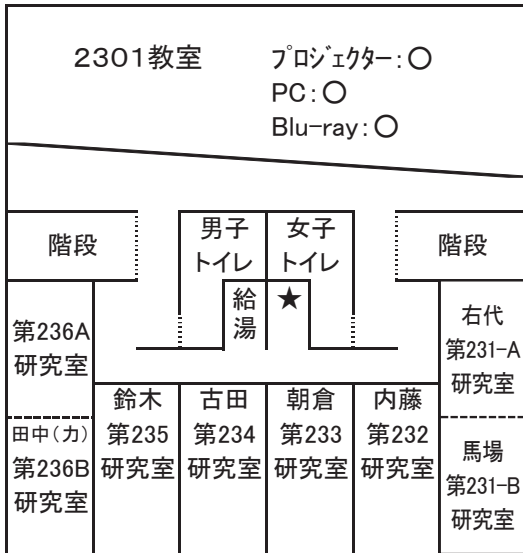
## 3階

301教室	302教室	バルコニー				303教室	304教室	
		一島 第31 研究室	山田 第32 研究室	武井 第33 研究室	久保 第34 研究室			
			階段		EV	給湯室		
					EV	男子 トイレ	女子 トイレ	
							階段	

# 教室・研究棟(B棟)

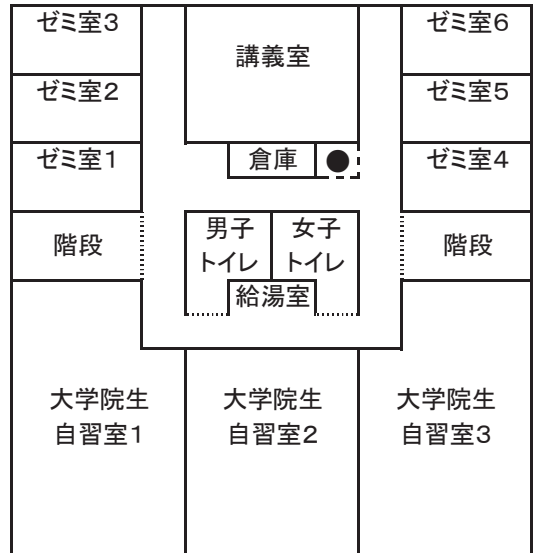
## 3階

★…シャワー室

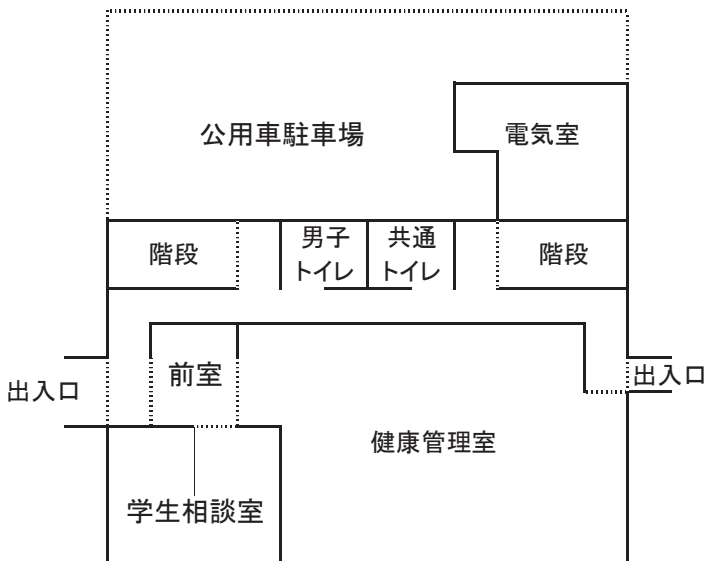


## 4階

ゼミ室6…非常勤講師室  
ゼミ室5…大学院助手室1  
●…コピー機

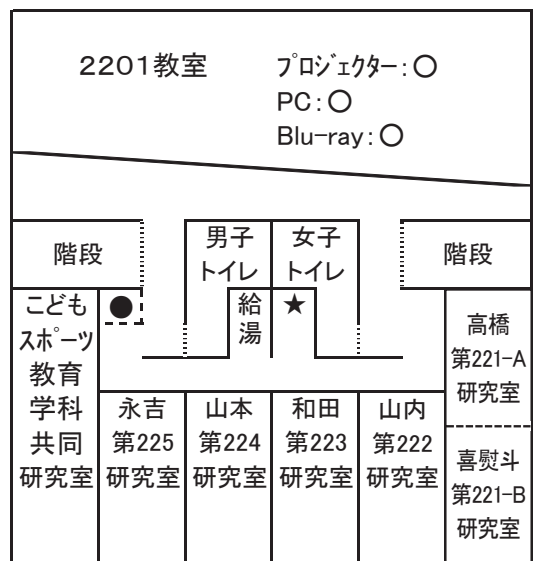


## 1階



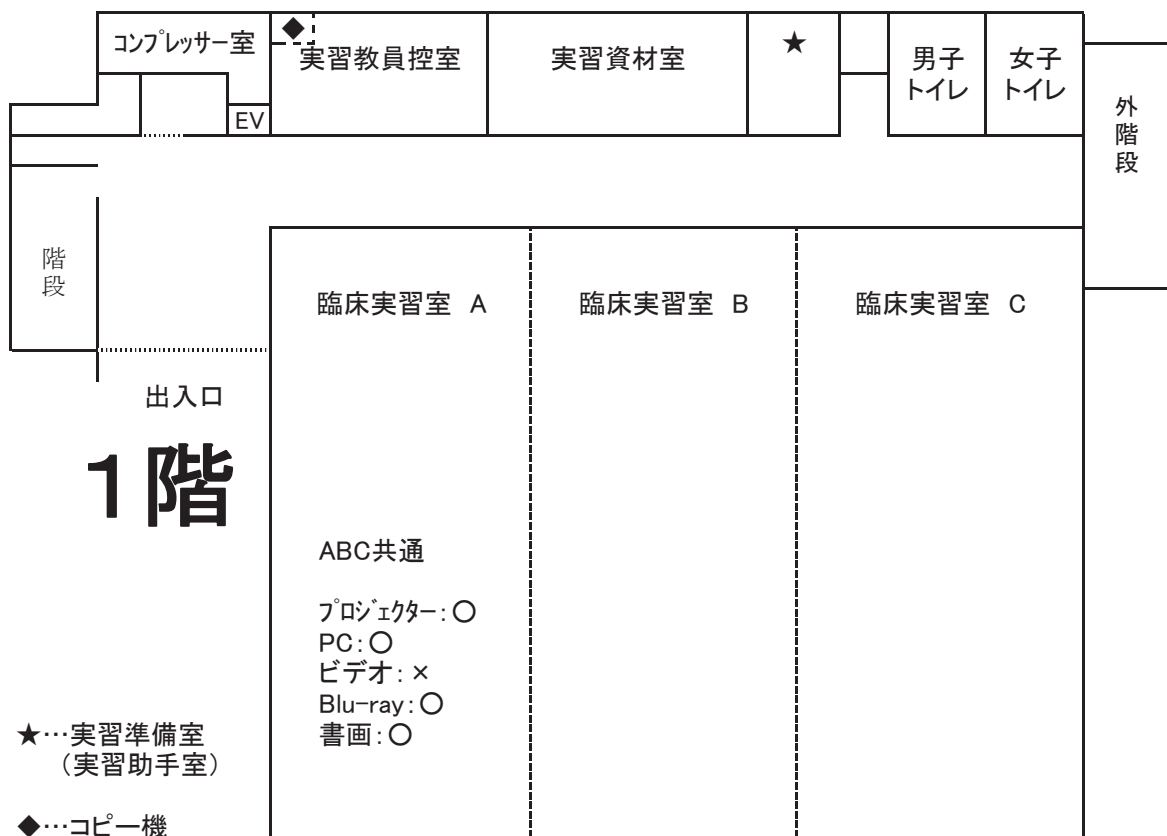
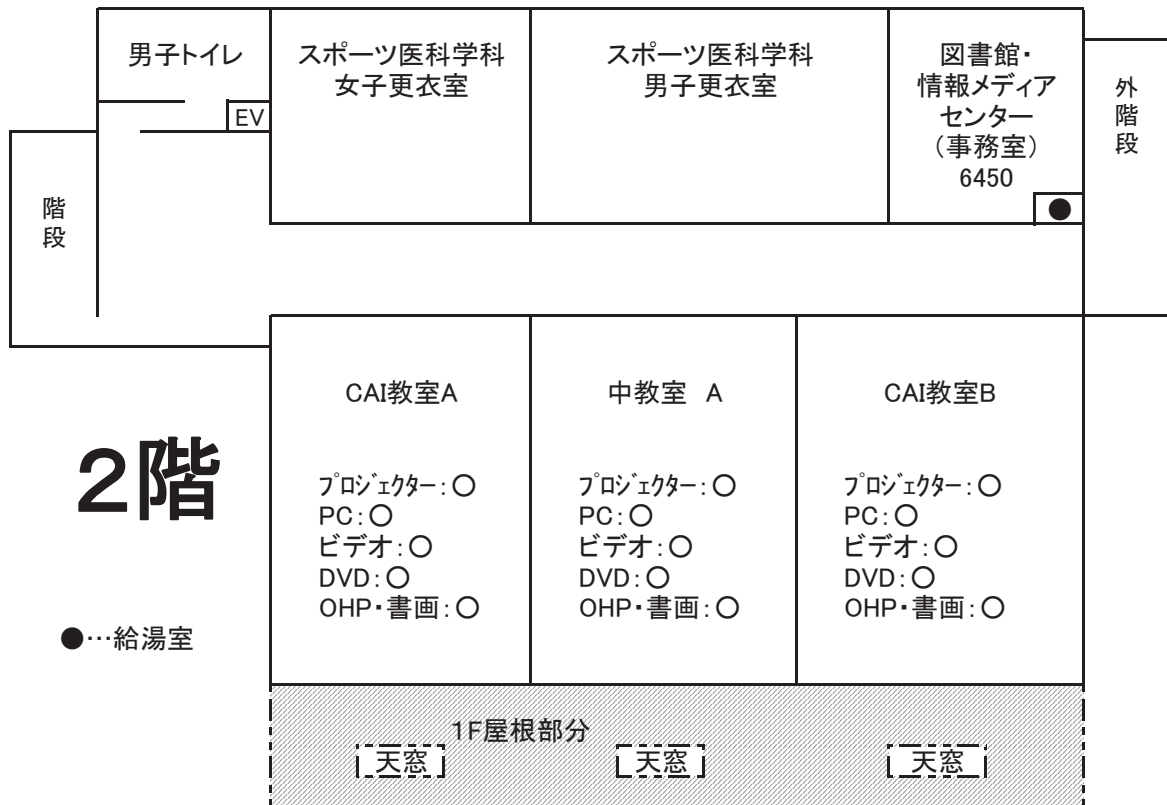
## 2階

★…シャワー室  
●…コピー機

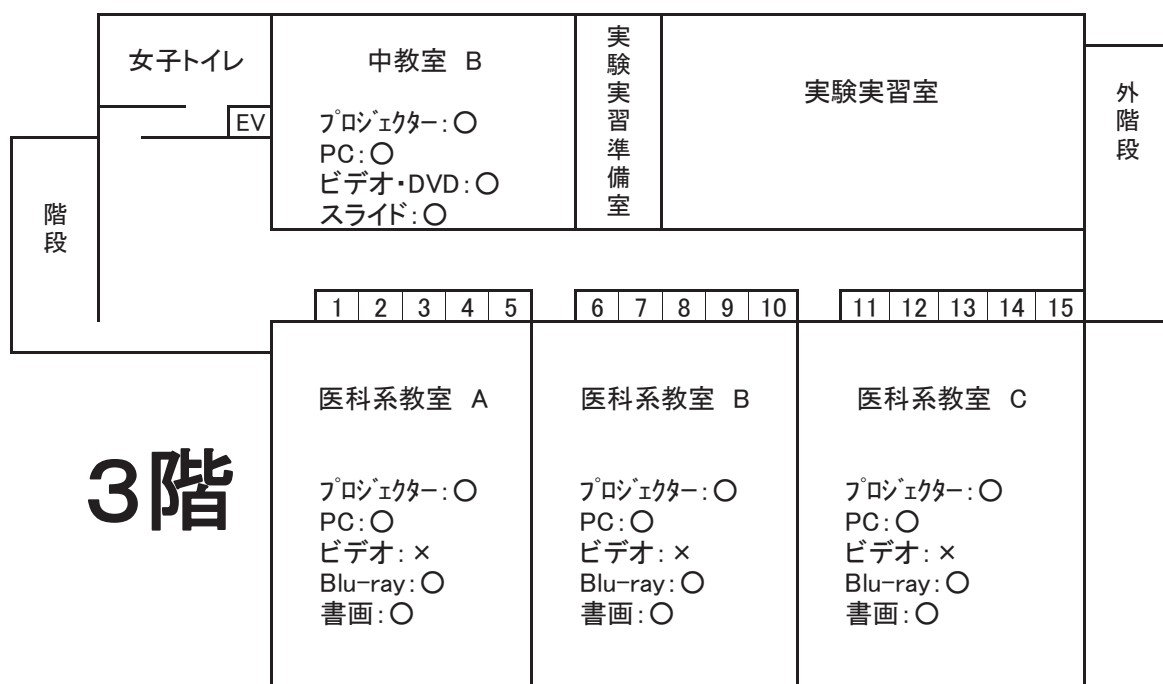
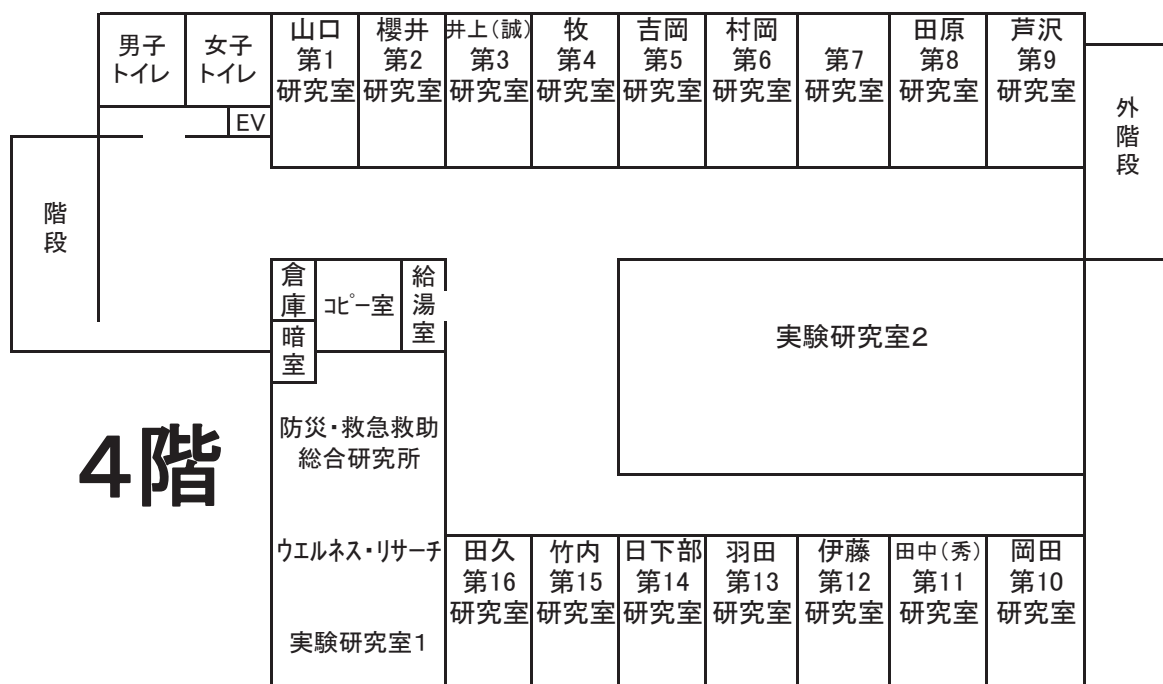




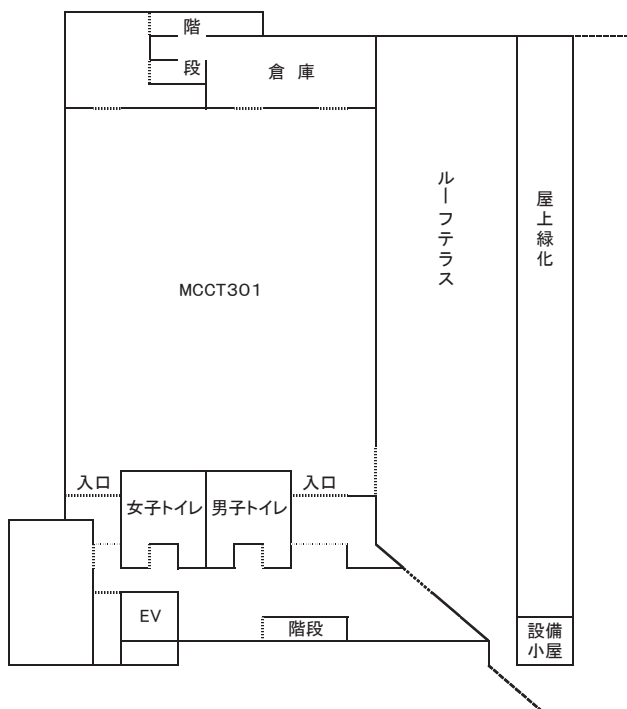
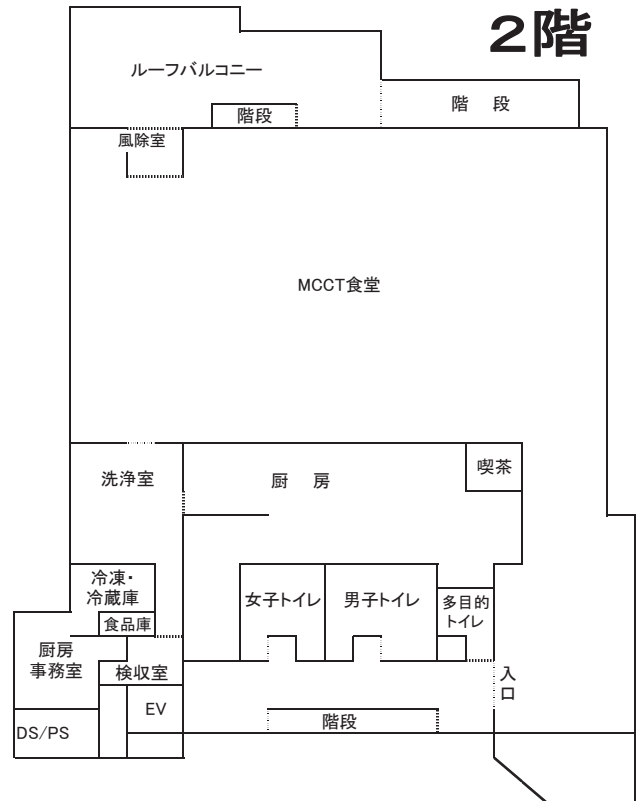
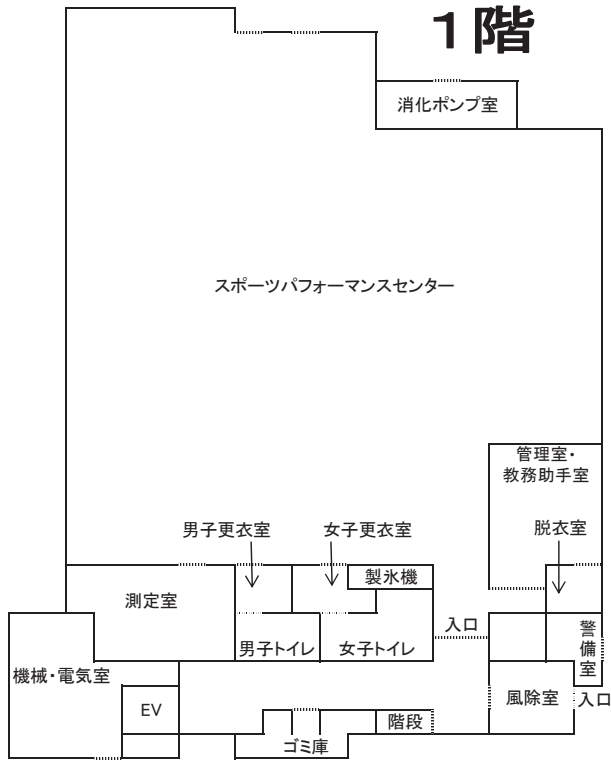
# 教室・実習棟(C棟)



# 教室・実習棟 (C棟)

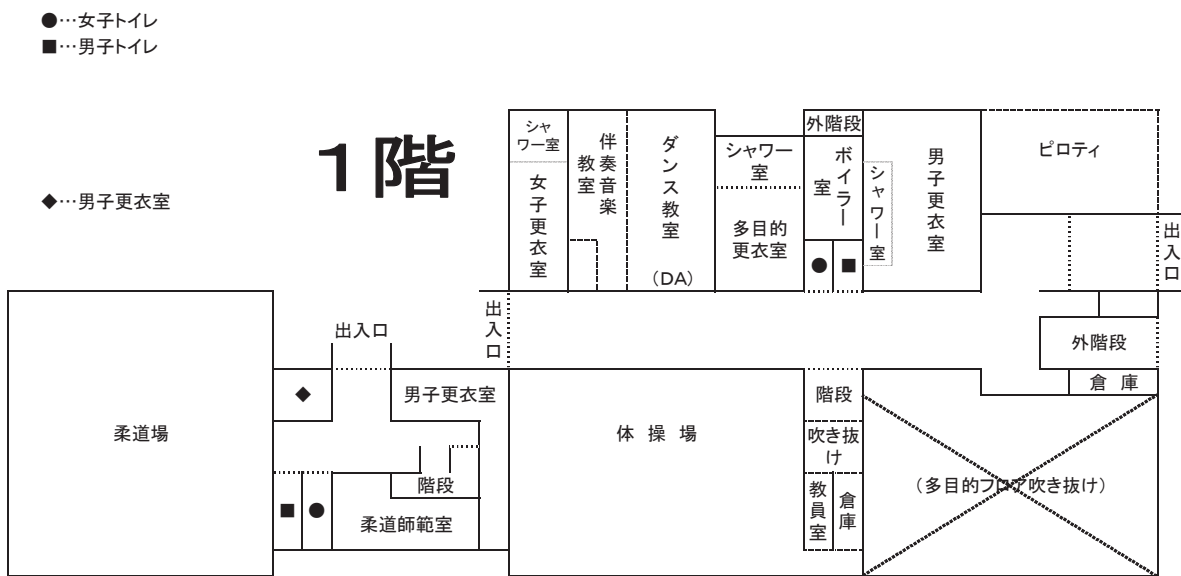
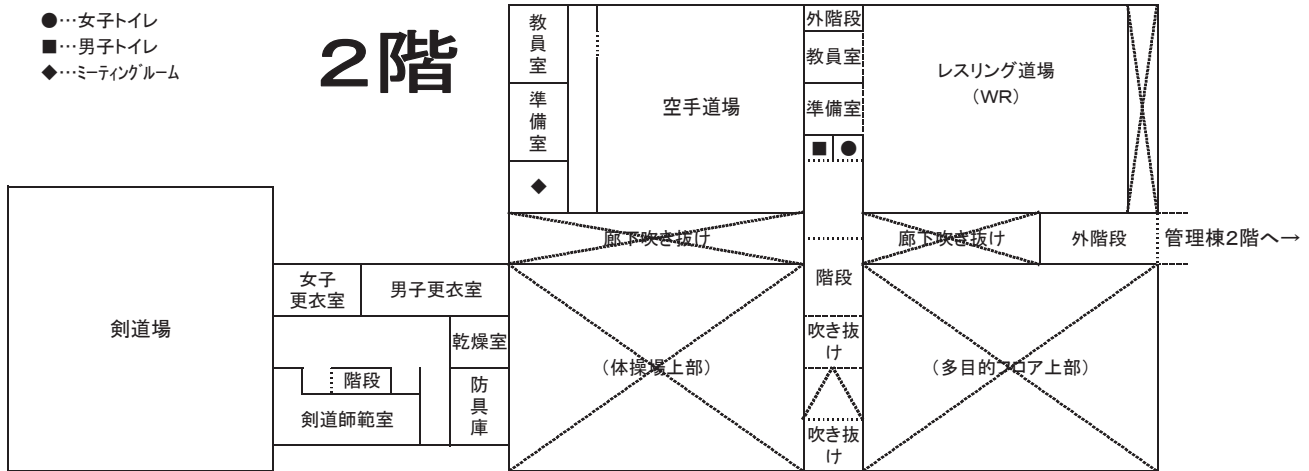


# メイプルセンチュリーセンター多摩 (MCCT)

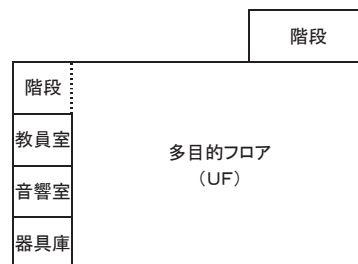


3階

# 武道棟・体育館棟

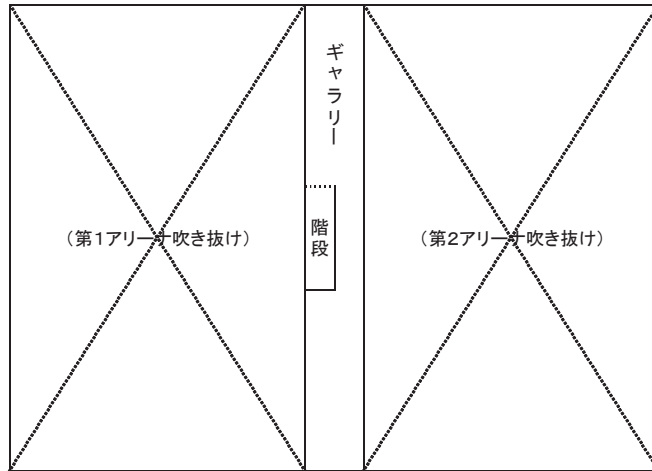


## 地下1階



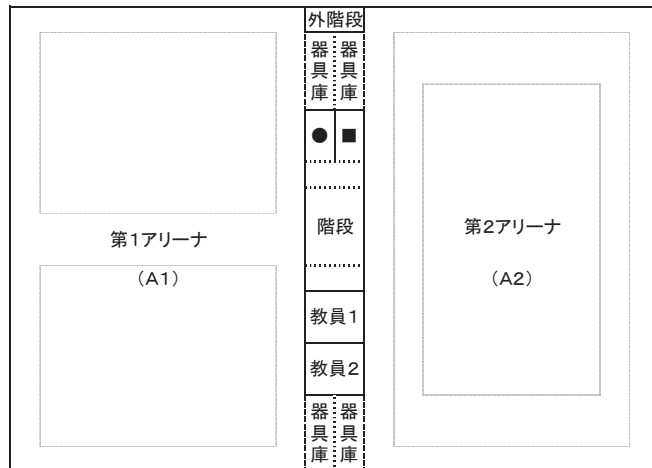
# 武道棟・体育館棟

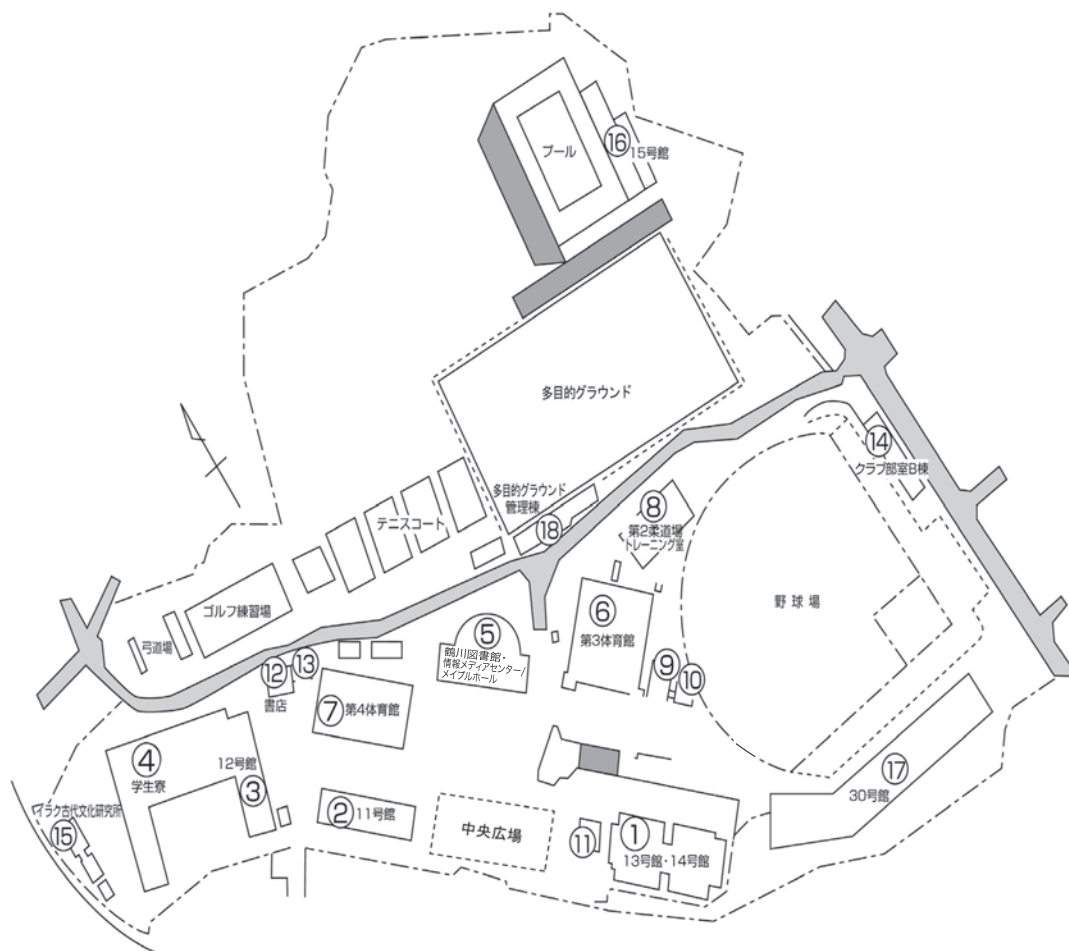
## 4階



## 3階

- …女子トイレ
- …男子トイレ





- ①13・14号館
  - 1F 学生・厚生課 (13号館)
  - 1F 教職支援室 (13号館)
  - 1F こどもスポーツ教育学科事務課 (14号館)
- ②11号館
  - 1F 学生相談室
  - 健康管理室 (医務室)
  - 2F・3F 図書館・情報メディアセンター (端末室)
- ③12号館
  - 2～6F 教員研究室
  - 1F ラウンジ・学生食堂
  - ベーカリーカフェ
  - キャリア形成支援センター
- ④学生寮 (望岳寮・すみれ寮)
- ⑤鶴川図書館・情報メディアセンター／メイプルホール
  - 1～4F 鶴川図書館・情報メディアセンター
  - 2F 国際交流センター
  - 1F 学生食堂
  - 町田校舎事務課
  - 教務課
  - 生涯学習センター

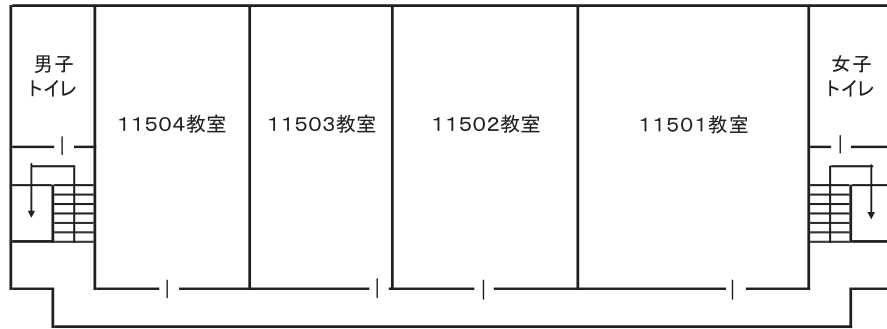
- ⑥第3体育館
  - 4F 体育学部準備室
  - 3F 体操場・教員控室
  - 1F 柔道場、剣道場
- ⑦第4体育館
- ⑧第2柔道場／トレーニング室
- ⑨クラブ部室 A 棟
  - 2F クラブ部室
  - 1F 理容店
  - 購買部
- ⑩スポーツ用品店
- ⑪学園祭実行委員会室／学生休憩室
- ⑫書店
- ⑬写真店
- ⑭クラブ部室 B 棟
- ⑮イラク古代文化研究所
- ⑯15号館 (プール管理室)
- ⑰30号館
- ⑱多目的グラウンド管理棟



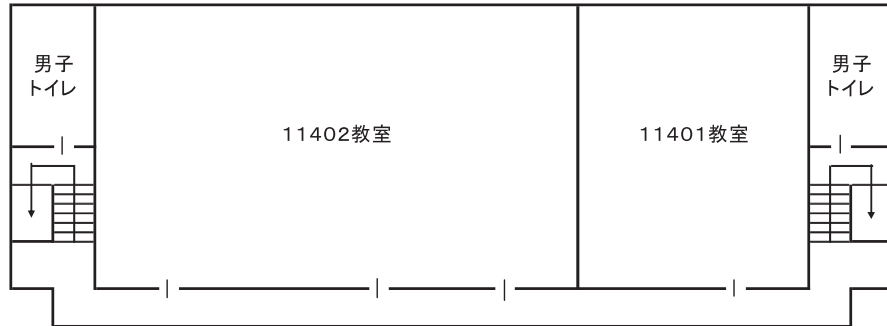
IV 町田キャンパス教室案内

町田校舎 11号館

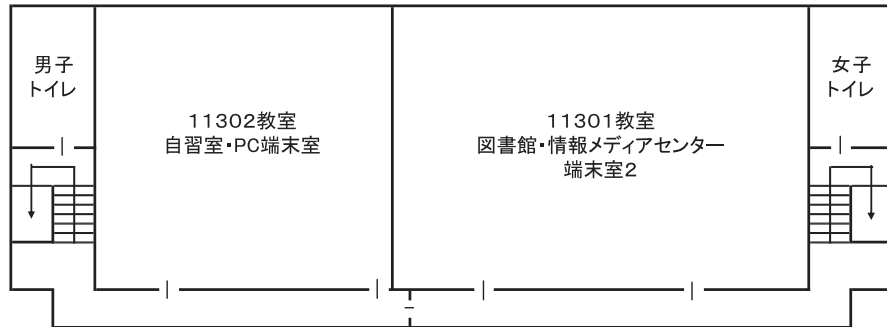
5階



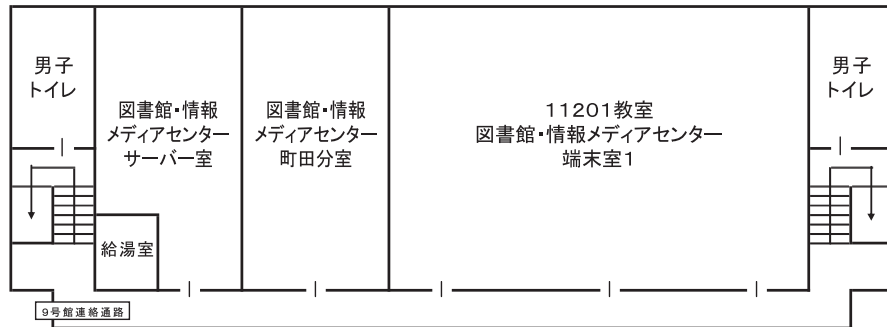
4階



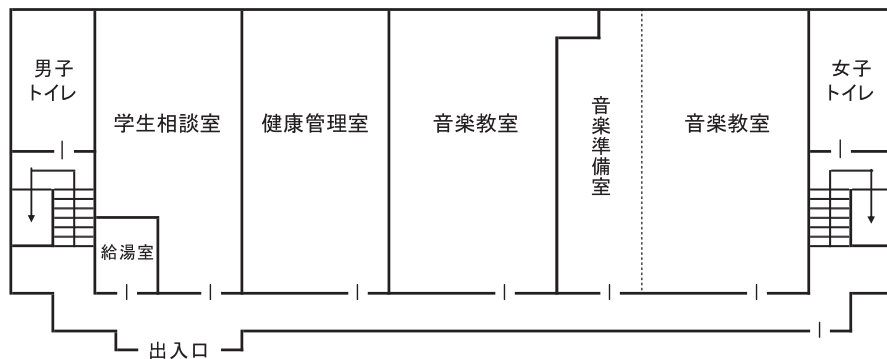
3階



2階



1階



# 町田校舎 12号館

## 6階

階段	613 イラク研 研究員	614 研究室	615 研究室 (沼本)	616 イラク研 資料室	617 イラク研 研究員	618 イラク研 事務室	階段	給湯	619 イラク研 資料室	620 イラク研 研究員	621 教務倉庫	622 応接室	623 イラク研 資料室	624 イラク研 資料室	EV
	612 イラク研 資料室	611 イラク研 資料室	610 イラク研 資料室	609 研究室 (小口裕)	608 研究室 (小口和)	607 研究室	男子トイレ	606 研究室 (西浦) 保存科学 実習作業室	605 研究室 保存科学 実習作業室	604 研究室 (三輪)	603 研究室 (平川)	602 研究室 武徳研	601 研究室 武徳研	出入口	

## 5階

階段	513	514	515	516	517	518	階段	給湯	519	520	521	522	523	EV
	512	511	510	509	508	507	男子トイレ	506	505	504	503	502	501	出入口

## 4階

階段	413 グローバル 研究科 教員室	414 グローバル	415 研究室 防災研	416 研究室 防災研	417 研究室 防災研	418 研究室 防災研	階段	給湯	419 コピー室 印刷 FAX	420 研究室 (関根)	421 研究室 (三小田)	422 研究室 (新木)	423 演習室 会議室	EV
	412 グローバル 教材 準備室	411 グローバル	410 グローバル	409 教務 演習室	408 研究室 (北神)	407 研究室 (五十嵐)	女子トイレ	406 研究室 (月ヶ瀬)	405 研究室 (井上)	404 研究室 (池田)	403 研究室 (目野)	402 研究室 (藤井)	401 研究室 (澤井)	出入口

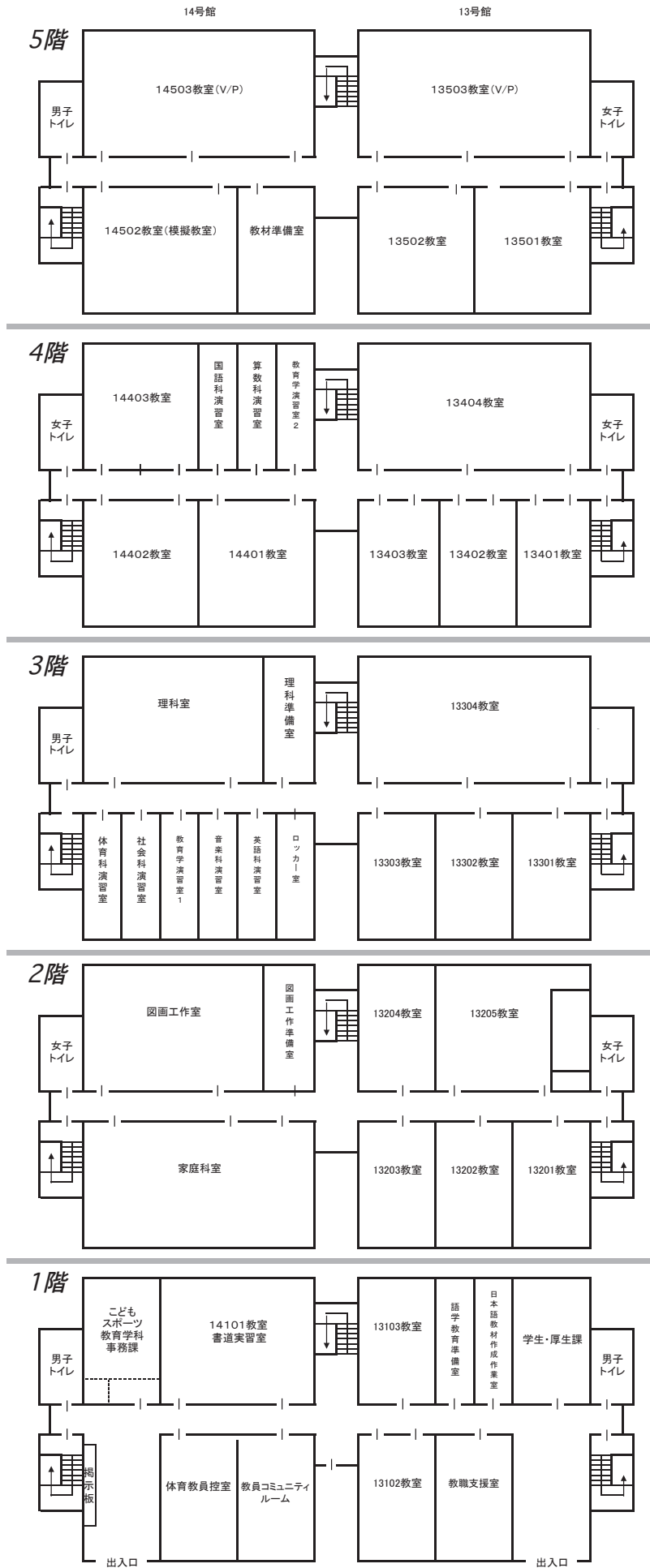
## 3階

階段	313 体育 倉庫	314 教務 演習室	315 アジア 資料室	316 学芸員 演習室	317 日本語 演習室	318 社会科 演習室	階段	給湯	319 教務 倉庫	320 教務 倉庫	321 大学院自習室	322 大学院自習室	受付	EV
	312 ASIA フレンズ	311 英語科 演習室	310 BM5 演習室	309 教務倉庫	308 教務倉庫	307 教務倉庫	男子トイレ	306 警備員 控室	305 警備員 控室	304 教務 演習室	303 教務 演習室	302 教務 演習室	301 初等資料室	出入口

## 2階

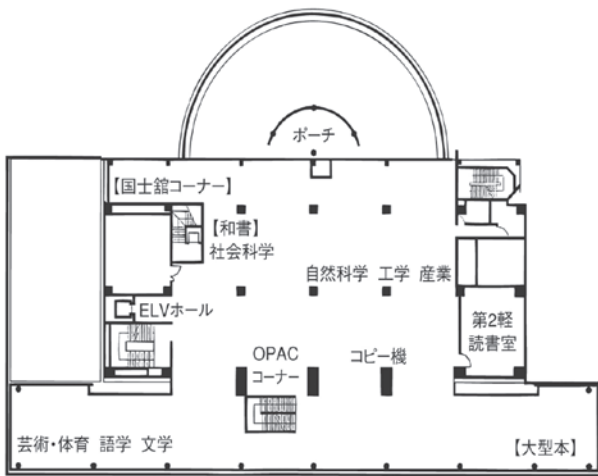
階段	練習室15	練習室14	練習室11	練習室10	レッスン室 2	音楽研究室	階段	給湯	204 グローバルアジア研究科 自習室 (パソコン室)	205 グローバルアジア研究科長室	206 グローバルアジア研究科 資料室	EV
	練習室16	練習室13	練習室12	練習室9								出入口
	練習室8	練習室5	練習室4	練習室1	レッスン室 1	音楽準備室	女子トイレ	203 グローバルアジア研究科 自習室	202 大学院課事務室	201 グローバルアジア研究科 事務室	EV	
	練習室7	練習室6	練習室3	練習室2							出入口	

# 町田校舎 13・14号館

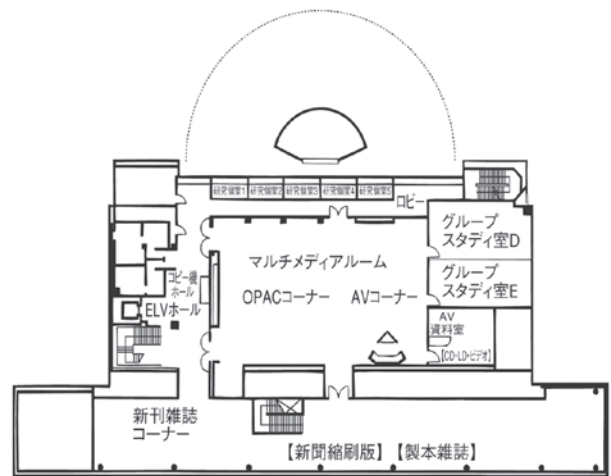


# 鶴川図書館・情報メディアセンター／メイプルホール

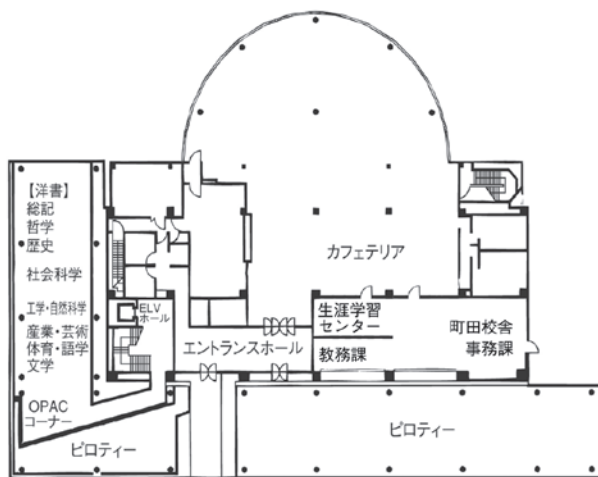
3F  
図書館



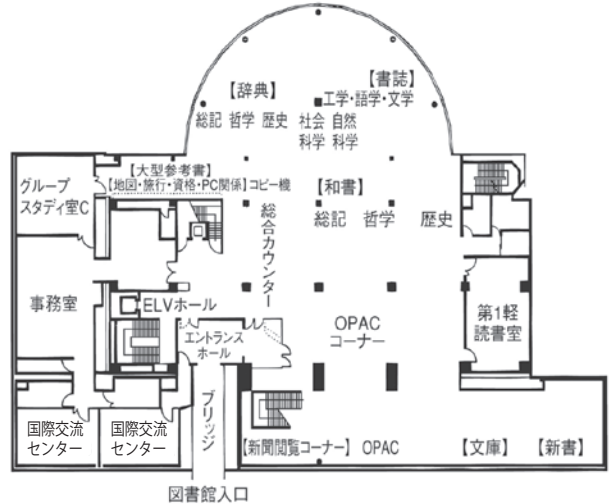
4F  
図書館



1F  
図書館・カフェテリア



2F  
図書館



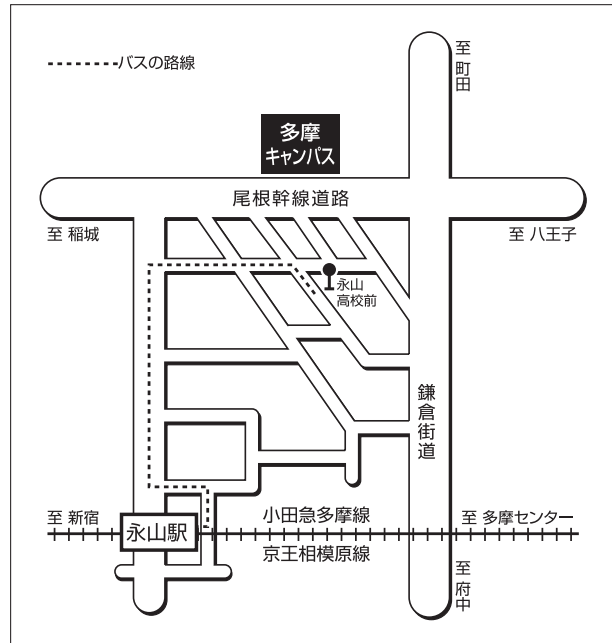
## V 各キャンパス アクセスマップ

### 国士舘大学 多摩キャンパス

〒206-8515  
東京都多摩市永山7-3-1  
TEL 042-339-7202  
FAX 042-339-7238

#### ◇ 交通

小田急多摩線・京王相模原線永山駅下車  
無料スクールバス  
または同駅バスターミナル  
3番乗り場発のバスで  
「永山高校前」下車、徒歩7分

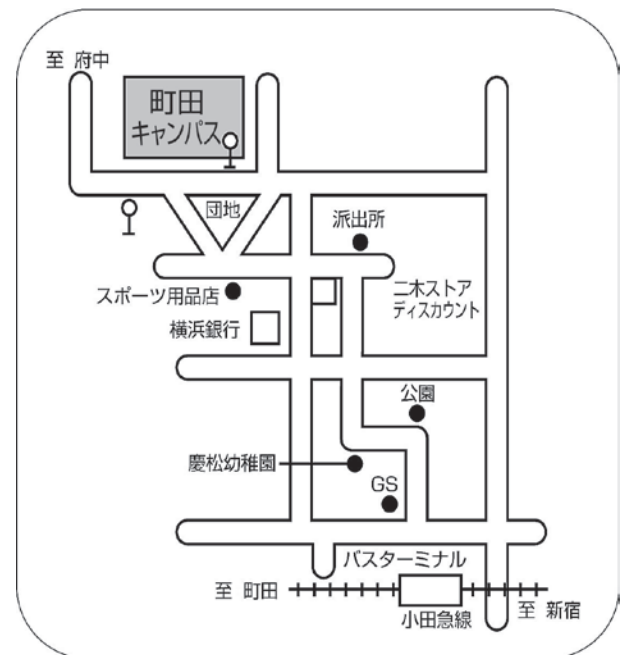


### 町田キャンパス

〒195-8550  
東京都町田市広袴1-1-1  
こどもスポーツ教育学科事務室  
TEL 042-736-2330  
FAX 042-736-2423

#### ◇ 交通

小田急線鶴川駅下車 無料スクールバス  
または同駅バスターミナル  
2番乗り場発「六丁目」、「センター」、「北廻り」の  
いずれかを經由する「鶴川団地行」バスで8~10分、  
「国士舘大学前」下車



### 世田谷キャンパス (法人本部)

〒154-8515  
東京都世田谷区世田谷4-28-1  
TEL 03-5481-3111(代表)

#### ◇ 交通

- 小田急線梅ヶ丘駅下車、徒歩9分
- 東急世田谷線松陰神社前駅、または世田谷駅下車、徒歩6分
- 渋谷駅南口バス乗場18番  
「世田谷区民会館行」バスで終点下車、徒歩1分